弁護実務修習指導のしおり

日本弁護士連合会

はじめに

日弁連司法修習委員会は，司法修習生を指導するうえで指導担当弁護士と各弁護士会の司法修習委員会が共通の視点に立ち，修習期間中にできるだけ効果的な弁護実務修習ができるようにとの考えから，平成５年に「弁護実務修習指導のしおり」を作成しました。その後の法曹養成制度改革に伴い，この「しおり」は改訂が重ねられ，今日に至っています。

これまでと同様，この「しおり」が全国に浸透すると同時に各会でも補完されて，より一層充実した修習が実現されることを念願しています。

平成２９年１２月
日本弁護士連合会
司法修習委員会

目　次

Ⅰ　司法修習委員会の運営にあたり留意すべき事項
　１．司法修習生の受託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　２．指導担当弁護士の選任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　３．個別修習と合同修習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　４．修習生からの各種届出及び申請の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　５．成績評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　６．日弁連との連携（情報の共有）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　７．修習生研修委託費等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅱ　実務修習指導にあたり留意すべき事項
　１．設備・実務時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　２．休日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　３．自由研究日等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　４．欠席・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　５．守秘義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　６．身分の明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　７．遠方への出張交通費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　８．遠隔地への旅行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　９．飲食等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
１０．大規模災害時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

Ⅲ　弁護実務修習の指導内容
　１．分野別実務修習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
　２．選択型実務修習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　３．実務修習結果簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　４．成績評価資料の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　５．修習生の個人データの管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

資　料

［ 関係法規通達等 ］

第１ 裁判所法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第２ 司法修習生に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第３ 司法修習生の規律等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

１　通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

２　司法修習生の規律等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

(1)　別紙様式　　宣誓書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

３　司法修習生の規律等についての趣旨等について・・・・・・・・・ 32

(1)　「司法修習生の規律等について」の趣旨等について・・・・ 33

(2)　外国旅行申請チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第４ 自由研究日の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

１　自由研究日等の運用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

２　自由研究日の運用について（運用にあたっての参考事項）・・ 39

第５ 司法修習生の欠席承認に関する運用基準について・・・・・・・・ 41

１　通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

２　司法修習生の欠席承認に関する運用基準・・・・・・・・・・・・ 42

第６ 司法修習生指導要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

１　司法修習生指導要綱（甲）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

２　分野別実務修習における各分野の指導準則・・・・・・・・・・・ 53

第７ 選択型実務修習の運用ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・ 57

１　選択型実務修習の運用ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・ 57

２　選択型実務修習の運用ガイドラインに関するＱ＆Ａ・・・・・・・ 65

３　平成１９年６月２２日付け司法研修所長通知・・・・・・・・・・ 104

４　Ｑ１９改訂部分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

５　平成２２年１０月１日付け事務局長書簡・・・・・・・・・・・・ 107

６　選択型実務修習の現状と課題について（平成２２年９月２７日付け司法修習委員会委員長談話）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

７　平成２３年１月１９日付け司法研修所長書簡（自発的な取り組みを促す具体的な方策等の検討）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

8　同日付司法研修所長書簡（個別修習プログラムの実施状況等報告）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
第8 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
1　依頼 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
2　別紙1　司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティに関するルール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
3　別紙2　弁護修習関連の情報の取扱い及びパソコンのウイルス対策について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
第9 司法修習生の実務修習結果の報告について・・・・・・・・・・・・ 135
1　通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
2　別紙　実務修習における成績評価の観点について ・・・・・・ 137
3　別紙様式　実務修習結果報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 140
第10 実務修習結果簿の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・ 141
1　通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
2　司法修習生の「弁護修習結果簿」記入に関するお願い ・・・・ 142
第11 司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について・・ 144
第12 日本弁護士連合会会則（抜粋） ・・・・・・・・・・・・・・・ 149
第13 日本弁護士連合会司法修習委員会規則・・・・・・・・・・・・・ 151
第14 弁護実務修習ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152
第15 弁護実務修習に対して望むこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
1　弁護実務修習に対して望むこと　民事弁護教官室 ・・・・・・ 157
2　弁護実務修習に対して望むこと　刑事弁護教官室 ・・・・・・ 162

Ⅰ　司法修習委員会の運営にあたり留意すべき事項

１．司法修習生の受託

弁護実務修習は，司法研修所長が弁護士会（以下「各会」ともいう。）に，司法修習生（以下「修習生」という。）の修習を委託することによって行われます（司法修習生に関する規則第７条１項）。すなわち，委託を受けるのは各会であって，日弁連ではありません。日弁連は，司法研修所長から通知を受けて（同規則第７条３項），各会の修習指導の実施に必要な指導監督を行い（日弁連会則第８３条），日弁連司法修習委員会は，弁護士会における修習生の配属，指導及び監督並びに指導担当弁護士の選定及び経費の収支等に関する事務の審議調査することを任務としています（同会則第７６条）。

そのような意味で，実務修習における各会の責任は重大ですから，各会は，主体的かつ意欲的に修習生の指導に取り組むようお願いします。

なお，今後，「日弁連会則」については，「会則」，「司法修習生に関する規則」については，「規則」，「司法修習生の規律等について」（平成２９年１１月１日付）は，「規律」と略称します。

２．指導担当弁護士の選任

指導担当弁護士は，各会で適任者を選んでいただくことになります。日弁連としては統一的な選任の基準を設けませんが，「弁護士として，必要な人格識見のかん養及び実務の修習」（同会則第８４条）をさせるにふさわしい方を選任していただくようお願いいたします。

各会の選任の基準をみると，各会それぞれの工夫がなされています。多くの会では，経験年数，年齢等に制限を設けているほか，著しく専門分野に偏っていないこと，自宅と事務所が別であること，修習生専用の机があることなどを条件としているところもあります。

なお，実際の運用を見ますと，これらの基準は必ずしも絶対的なものではなく，各会の実情等に合わせて，柔軟な取扱がなされているといえます。

次に，司法修習委員と指導担当弁護士の兼務を認めるか否かについては，各会においてその取扱が分かれており，指導担当弁護士の員数確保の関係もありますので，日弁連としては，特に統一的な指針は設けていません。

さらに，修習生の指導担当弁護士への配属にあたり，修習生の希望を聴くかどうかは各会で区々のようですが，効率のよい，また充実した実務修習に向けて，ある程度は修習生の個別の事情を考慮した方が良い場合があるように思います。例えば，交通の便とか喫煙習慣など，些細なことのようですが，配属にあたり考慮しなければならない問題であると思います。

また，身体に障がいのある修習生の場合，事務所の建物の構造や介助スタッフの有無など細かい配慮が必要になる場合もあります。

3．個別修習と合同修習

司法修習生指導要綱（甲）によりますと，弁護実務修習は，主として，弁護士会が選任した個別指導担当弁護士の指導によることとなっていますが，修習内容の質的及び量的な調整を図るために，各弁護士会の司法修習委員会は，合同修習を行っていました。新司法修習になってからは，弁護実務修習期間が，２か月となりましたので，従来行われてきた合同講義，模擬裁判などについては，選択型実務修習に移行し実施している弁護士会が多く見られます。他方，均質性を確保する等の目的から，積極的に合同修習を行っている弁護士会もあります。

なお，司法研修所において，６８期から実施されている導入修習では，民事裁判・刑事裁判・検察・民事弁護・刑事弁護とも，一定の起案，演習，講義・講評が行われるとともに，民事裁判・民事弁護及び刑事裁判・検察・刑事弁護の各コラボレーション演習・講評等も実施されています。合同修習を行われるに際しては，導入修習が実施されることを踏まえた上で，その回数・内容等を御検討ください。

4．修習生からの各種届出及び申請の取扱

修習生は，弁護実務修習（選択型実務修習を含む。）にあたり，弁護士会会長に種々の届出や申請書を提出することになりますが，各会の会長は，司法修習生に関する規則及び規律，並びに，日本弁護士連合会会則に従い，次のように処理してください。

1) 弁護実務修習中の氏名または住所の変更の届出は，弁護士会会長を経て司法研修所長に提出する（規律第４，１～３）。

2) 弁護実務修習中の欠席は，あらかじめ弁護士会会長の承認を受けなければならない（規律第５，２）。

3) 弁護士会会長は，前項に関する欠席の承認願が提出されたとき，申請者に対し，適宜の方法で結果を通知する（規律第５，６）。

4) 弁護実務修習中，修習生が５日以上引き続き欠席したときは，弁護士会会長に対し，医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない（規律第５，９）。弁護士会会長は，同上書面の提出があったとき，遅滞なくその旨を司法研修所長に対し報告する（規律第５，１０）。

5) 弁護士会会長は，弁護実務修習の終了後，各修習生の欠席承認結果を司法研修所長に報告する。この場合において，弁護士会会長は，地方裁判所長に対し，その写しを送付するものとする（規律第５，１２）。

6) 弁護実務修習中の兼職等の許可申請は，弁護士会会長を経て司法研修所長に提出する（規律第７，１）。

7) 弁護士会会長は，弁護実務修習中の修習生に司法修習生に関する規則第１７条第１項各号のいずれか又は同条第２項の事由があると認めるときは，司法研修所長を経て，これを最高裁判所に報告しなければならない（司法修習生に関する規則第１９条第２項）。

8) 弁護士会は，弁護実務修習中の修習生に罷免，修習の停止又は戒告の事由があると認めるときは，直ちに，当会に通知しなければならない（日本弁護士連合会会則第８５条第１項）。

５．成績評価

弁護士会会長は，弁護実務修習及び選択型実務修習がそれぞれ終了した際，修習事項の大要，成績，行状その他参考となる事項を，司法研修所長に報告しなければなりません（規則第１０条）。この評価の方法，基準等については，「司法修習生指導要綱（甲）」第１章第４，「司法修習生の実務修習結果の報告について（通知）」とその別紙「実務修習における成績評価の観点について」１及び２（４），「選択型実務修習の運用ガイドライン」第６の２を参照のうえ，分野別弁護実務修習及び選択型実務修習の各終了後，すみやかに報告書を作成して，司法研修所長に報告してください。その評価に際し，客観性と継続性を保つため，成績評価委員会を構成している弁護士会もあります。

なお，修習生の修習終了の可否は，司法修習生考試委員会が，考試の成績と司法研修所の成績（配属庁会における実務修習の成績と司法研修所における集合修習の成績）を総合して決定します（規則第１６条）。ただ，考試の実施及び修習終了の可否の決定は，司法修習生考試委員会の所管であって，司法研修所も弁護士会等の配属庁会も関与しません。しかし，弁護士会における実務修習の成績は，修習生の修習終了の可否判定の資料として用いられるほか，弁護修習の成績を各教科の教官が閲覧し，司法研修所における集合修習の際に各修習生の個別指導の資料として有効に活用していますので，重要な意味を持っています。

６．日弁連との連携（情報の共有）

弁護実務修習の指導にあたる各会は，地域の特性を生かしつつ修習内容の均質

化の要請に応じるため，他の弁護士会における実務修習の実情を知っていることが望ましいことはいうまでもありません。日弁連司法修習委員会は，そのための情報交換の場になりますし，以下の各種協議会もそのために利用することができます。

1)　日弁連司法修習委員会

日弁連司法修習委員会は，年間５～６回開かれています。年間を通じ，弁護実務修習についての具体的な検討と問題点の協議が行われています。

なお，日弁連司法修習委員会は，委員の出席が不可能なときは，その委員が属する弁護士会の別の会員が代理して出席することができますので，各会から誰かが必ず出席して情報の交換と協議に加わってください。

2)　各種の協議会

実務修習に関し，毎年定期的に開催されている協議会は，現在次の３つです。

これらの各協議会は，いずれも修習に関する重要な事項を協議する場であり，また情報交換の場でもあって，修習の成果に大きな影響をもつものです。したがって各会は，事前に問題点を整理し，可能な限り協議事項を提出するなど積極的にこれらの協議会を利用してください。

①　司法修習生指導担当者協議会（指担協）

司法研修所主催の協議会で，毎年１回６～７月ころに，裁判所，検察庁，弁護士会の各指導担当者を司法研修所に集めて開催され，修習全般にわたって協議しています（司法修習生指導要綱（甲）第１章第５）。

②　地域別弁護修習連絡協議会（地弁協）

日弁連と司法研修所共催の協議会で，毎年１回９月下旬から１０月上旬に日弁連で開催され，弁護実務修習（選択型実務修習を含む。）の問題点について協議しています。なお，例年，この協議会に引き続き，司法研修所弁護教官の同席を得て，全国各地の弁護士会で修習した修習生と日弁連司法修習委員との座談会を行うのが通例になっています。

③　司法研修所弁護教官と修習生指導担当者との弁護実務修習指導に関する連絡協議会（弁修協）

日弁連主催の協議会で，毎年１回１月上旬に，日弁連で開催されています。

3)　司法修習生指導連絡委員会

修習生が配属される裁判所，検察庁，弁護士会の主催で，配属地ごとに開かれています。開催の回数は各地によって区々のようですが，協議の内容は，指導に関する相互間の有機的連絡，修習の内容，修習に関する費用の使用方法等に関することです（司法修習生指導要綱（甲）第１章第６）。

7．修習生研修委託費等について

弁護実務修習に要する費用は，司法研修所から支払われる修習生研修委託費等で賄うことになっていますが，現実にはどの弁護士会も，この委託費等では費用を賄いきれず，大幅に不足しております。日弁連では，今後も引き続き委託費の増額を要求していく所存です。そこで，各会におかれては，実務修習に関する経費の会計処理について，資料代，会議費，講師料及び交通費などの明細を明示して区別するなど一見して明確になるよう整理し，翌年度の始めに，日弁連に概要を報告するようお願いします。

なお，日弁連は，配属修習生数が一定数以下の弁護士会・立川支部に対し若干ですが，補助金を交付しています。また，弁護士会が実施する支部修習に要する交通費等の弁護士会負担費用についても，援助することになっております。

Ⅱ　実務修習指導にあたり留意すべき事項

1．設備・実務時間

1)　事務所の設備

修習生に対し，修習用の机を配置してください。スペースの関係で指導担当弁護士の傍に置けなければ，事務職員と並んでも結構です。

机以外の諸設備（書籍，ＯＡ機器，ＵＳＢメモリー等）は，修習に必要な範囲内で，事務所備付けのものを使用できるよう御配慮ください。

2)　執務時間

執務時間は，原則として指導担当弁護士の事務所に合わせてください。指導担当弁護士は，時間にとらわれず夜遅くまで，あるいは土曜，日曜にも執務されることがあるかと思いますが，このような場合，修習生がそれに合わせて，一緒に残業や休日出勤をするかどうかは，本人が自由に決められるよう取り計らってください。日弁連司法修習委員会としては，弁護士の業務の実際を見てもらうという意味で，指導担当弁護士さえ差し支えなければ，弁護士と一緒の行動をとることを希望しますが，執務時間以外の修習を強制することは控えてください。なお，６７期から兼業許可が緩和されました。修習内容の重要性に鑑み，執務時間以外に特に行わせるべき修習がある場合（例えば，夜間の接見等）は，事前に，執務時間以外に行わせるべき修習があること，及び，その日時を修習生に伝え，兼業日時をあらかじめ調整させるなどして，なるべく修習できるよう努めてくださるよう希望しますが，強制することは控えてください。

2．休日

修習生の休日は，（１）日曜日及び土曜日，（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日，（３）１２月２９日から翌年の１月３日までです。

3．自由研究日等

1)　自由研究日

「自由研究日」とは，「司法研修所長又は配属庁会の長が，休日等以外の日について，修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日」をいいます（規律第１，５）。自由研究日は修習生の自主性を尊重して定められたもので，自らの自覚と責任において修習の実を上げるために使うべきで日であり，休暇ではありません。病気，旅行等により終日住所又は

居所に不在となる場合等，現に修習し得ない事情があるときは，欠席として扱われます。自由研究日の日数は，配属庁会間で協議のうえ，分野別及び選択型実務修習期間中に７日間（土曜日，日曜日を除く）を限度として，その日程を定めることになっています。

2)　自宅起案日

「自宅起案日」とは，「指導担当者等が具体的な修習課題等を与え，修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として，修習生が出席を要しないものとされる日」をいいます（規律第１，６）。修習指導担当者は，やむを得ない事情により自宅起案日を与えることができます。

４．欠席

修習生は，病気その他の正当な理由により欠席しようとするときは，あらかじめ，司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあっては，当該配属庁会の長）の承認を受けなければならないことになっています。また，病気，災害その他やむを得ない理由により，あらかじめ承認を得ることができずに欠席した場合には，速やかに，その理由を添えて欠席の承認を受けなければなりません。

特に，５日以上引き続き欠席したときは，医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければなりませんので御注意ください（規律第５，９）。

５．守秘義務

1)　修習生が修習の過程で知り得た事件や相談の秘密を，絶対に外部にもらすことがないよう厳重に注意してください（規則第３条）。例えば，友人の修習生と話す際に事件関係者の名前を出したり，事件記録を見せたりすることなどないように指導してください。また，協力弁護士，里親弁護士などに対しても守秘義務があることを指導してください。

2)　他の庁会で扱った事件であることに気がついたら直ちにその旨申し出るように指導し，修習生にその事件への関与を避けさせるなどの配慮が必要です。実務修習において知り得た事件の秘密を，担当裁判官や担当検察官あるいは指導担当弁護士に話すことがないよう十分注意しておいてください。

3)　事件記録等を含む個人情報（書面・電子データ）の利用についても，個人情報保護の観点から十分に配慮する必要があることを指導してください。平成２８年８月から「修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」（資料第８）が定められました。[redacted]

[redacted]修習生が電子データを取り扱う際には，同ルールを順守するよう徹底させてください。

6．身分の明示

修習生が弁護士と共に行動する場合，必要に応じ依頼者その他関係者に修習生である旨を明らかにしてください。

7．遠方への出張交通費

修習の関係により，出張等で修習生の交通費が必要なときは，旅費の支給が受けられることがあります。事前に，修習生から所定の「出張計画書」等を各会の司法修習委員会を通じて地方裁判所へ提出するようにしてください。

8．遠隔地への旅行

1) 国内の移動

国内の移動の場合は，移動の距離および宿泊の要否に拘わらず，承認，届出などの手続は不要です。ただし，以下の点に御留意ください。

① 修習生は，分野別弁護実務修習開始時および選択型実務修習開始時に弁護士会会長に対し緊急連絡先を届け出なければならず，また緊急連絡先に変更が生じたときはその旨を届け出なければならないこととなっています（規律第４，５及び６）。国内の移動はこれら緊急連絡先の届出が遺漏なくなされていることが前提となります。

② 国内の移動期間が欠席とみなされる場合があります。この場合には別途欠席について弁護士会会長の承認を受ける必要があります。自由研究日および自宅起案日であっても旅行等により終日住所又は居所に不在となるなど現に修習し得ない事情があるときは，欠席として取り扱われます（規律第５，８）。

2) 外国旅行

修習生が外国へ旅行する場合には，司法研修所長（旅行期間が配属庁会における実務修習中に当たるときは，当該配属庁会の長）に対し，当該旅行の出発日の３週間前までに申請をし，その承認を受けることが必要です（規律第６）。指導担当弁護士は，修習生の外国旅行について，外国旅行の承認基準のみならず欠席承認との関係も考慮して慎重に扱ってくださるようお願いします。特に，事務所旅行については，修習生間の不公平感，就職勧誘と誤解されるおそれ，事故の場合の責任問題などの理由から，十分に御注意ください。

９．飲食等

指導担当弁護士の良識の範囲内で処理してください。飲食その他の待遇が過度にわたることは，修習生のためになりません。食事代は原則として修習生に自前で払わせ，節度をもった待遇をお願いします。なお，当然のことではありますが，事件の処理に関与した修習生に対し，報酬，日当など金員を支払うことは厳に慎んでください。

１０．大規模災害時における対応

1）連絡体制

司法研修所では，震度６弱以上の地震が起きた場合，修習生はクラス担当の裁判教官（連絡がつかない場合には検察教官→弁護教官の順）に連絡を取ることになっています。弁護修習中に大規模災害が起きた場合，適宜の方法により修習生の安全を確認すると共に上記の連絡がなされているか修習生に確認してください。

2）災害に対する補償

修習生の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については，国家公務員災害補償法の要件を備えるときは，同法の規定に従って補償される扱いです。同法の適用にあたって，「公務上」または「通勤による」災害と認められるか否かの判断は，最高裁判所の審査によるので，ケースバイケースということになると思われます。

Ⅲ　弁護実務修習の指導内容

1．分野別実務修習

1）弁護実務修習ガイドライン

弁護実務修習の中核は個別修習にあります。「弁護実務修習ガイドライン」（資料第１４），及び「弁護実務修習に望むこと」（資料第１５）に沿って，可能な限り「生きた事件」「具体的事件」を素材とし，弁護士の立場で修習することを通じて，民事及び刑事弁護の全般にわたり弁護士として必要な基本的知識と技法を体得させるとともに，弁護士の使命，職責及び職務について理解させてください。事案の内容から修習生の関与を避ける場合もあるかと思いますが，短期間で実りある実務修習をさせる見地から関与の有無・程度をご検討ください。

以下は，弁護実務修習ガイドラインの抜粋・要約です。

① 事実調査と証拠収集

法律相談，事情聴取，接見に立ち会わせる際に，聴取すべき事項，収集すべき証拠等について事前に検討させる。

② 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談，事情聴取，接見等で聴取した内容を整理させ，法的分析，立証上の問題点等について，最初に修習生に意見を述べさせ，指導担当弁護士と意見交換を行う。

③ 裁判所提出書類の起案

主張書面，陳述書，弁論要旨等の法律文書を起案させ，意見交換をする。

④ 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

⑤ 訴訟外法律文書の起案

請求書，回答書，示談書，契約書等の訴訟外法律文書を起案させ，意見交換をする。

⑥ 刑事事件

最低１件（可能であれば起訴前，起訴後とも各１件）体験させるよう努める。

⑦ その他

民事保全・執行，倒産，家事，少年事件なども，可能な限り体験させるよう努める。

2） 弁護士会のサポート

指導担当弁護士だけでガイドラインを実施することは困難を伴う場合もありますので，司法修習委員会におかれましては極力サポートに努めてください。既に，多数の会で，国選弁護や当番弁護の指導担当弁護士への優先配転等の工

夫を行っていただいていると思われますが，それ以外にも，例えば，以下のようなサポートが考えられます。

・複数指導者制度

弁護実務修習期間を２分し，それぞれ異なる指導担当弁護士を選任する。

・協力弁護士，里親弁護士制度

例えば刑事事件等で，指導担当弁護士に手持事件がない場合，指導担当弁護士以外の弁護士の下で，当該事件を修習することができるようにしておく。

・メーリングリストの活用

指導担当弁護士間又は修習生間でメーリングリストを作り，例えば，刑事事件等で，担当修習生以外の修習生を修習させることが可能な場合には，その旨連絡してもらい，手持事件のない指導担当弁護士から事件のある別の指導担当弁護士の下で修習できるようにする。

・中間ヒアリング，中間報告会

クールの中間に，電話・書面による聴取，座談会等の適宜の方法によって，指導担当弁護士あるいは修習生に修習状況をヒアリングし，司法修習委員会が不足している修習を把握し，修習させられる弁護士を探す等して可能な限り手当する。

以上は一例ですので，各会の実情に鑑み，引き続き，様々な工夫を重ねて頂けますようお願い致します。

3）弁護実務修習ガイドライン以外

① 事務職員業務

事務職員が行う事務的な手続も指導してください。例えば，戸籍謄本，住民票，固定資産評価証明書，登記事項証明書を取り寄せる，供託をする，内容証明郵便を発信するなど，１回で結構ですので経験させてください。（司法研修所の民事弁護教官室で「収集方法等に習熟する必要のある文書のリスト」を導入修習中に配布しているので，指導担当弁護士においてもご参照下さい。）

② 弁護士会活動

修習生が，常議員会や委員会を見学し傍聴するのは有意義であると考えますので，弁護士会と協議して，なるべく見学の機会を与えてください。

ただし，夜間又は休日に参加を強制するのは控えてください。

③ 弁護士倫理

弁護士職務基本規程等を基本とする弁護士倫理をいつも念頭に置き，節目節目で弁護士倫理を指導してください。

④ 弁護士報酬の決め方

可能であれば，弁護士報酬の決め方等についても，修習生が学ぶことができるよう御配慮ください。

2．選択型実務修習

1） 弁護士会の対応

選択型実務修習の実施に当たり，各会の司法修習委員会は，「選択型実務修習の運用ガイドライン」（資料第７）に沿って，修習生が選択する「個別プログラム」の企画，策定を行ってください。

この他，全国型プログラムの募集及び結果の通知，自己開拓プログラムの承認も行ってください。

2） ホームグラウンドにおける修習では，その修習生について分野別弁護実務修習で不足していたと考えられる点を補完し深化させるよう配慮してください。ホームグラウンドにおける修習期間中の指導態勢も，原則として上記の「Ⅱ実務修習指導にあたり留意すべき事項」に従ってください。

3．実務修習結果簿

修習生は，各分野別実務修習（民事裁判・刑事裁判・検察・弁護）及び選択型実務修習修了時に，実務修習結果簿を記載し，指導官・指導担当弁護士の検印を受けた上で，次の修習先へ持参します（弁護実務修習結果簿については資料第１０）。実務修習結果簿は，[redacted]，司法研修所において確認され，分野別実務修習ガイドラインに沿った修習が行われているかの分析・検討材料としても用いられます。つきましては，指導担当弁護士におかれましては，修習生に対して，弁護実務修習で修習した事項を必ず記載するようにご指導をお願い致します。

4．成績評価資料の提出

1） 分野別実務修習

弁護士会会長は，弁護実務修習が終了した際，修習事項の大要，成績，行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければなりません（規則第１０条）。したがって，指導担当弁護士は，平成１８年４月１日付司法研修所長通知「司法修習生の実務修習結果の報告について（通知）」に添付された「実務修習における成績評価の観点について」を参照して成績評価の資料を作成し，弁護実務修習終了後すみやかに弁護士会会長に提出してください（資料第９）。

2） 選択型実務修習

合否のみを判定します。修習生が選択した課目が履修されていれば合格としてください。特に良好な成績を修めた者や，反対に履修が不十分な者や履修態度に問題がある者など，特記すべく事項があれば，所定の報告書にその旨付記してください。

なお，選択型実務修習については，平成２２年１０月１日付け司法研修所事務局長書簡，平成２２年９月２７日司法修習委員会委員長談話「選択型実務修習の現状と課題について」，平成２３年１月１９日付け司法研修所長書簡（自発的な取り組みを促す具体的な方策等の検討），同日付け司法研修所長書簡（個別修習プログラムの実施状況等報告）を参照してください（資料第７，５ないし８）。

3) 欠席と成績との関係

弁護修習における欠席期間の日数が修習を要する日の２分の１を超えたときは，原則として「不可」と取り扱ってください（規律第５，１１）。

５．修習生の個人データの管理について

司法研修所から送付を受けている身上報告書及び各配属庁会において独自に修習生から提出させた書面に記載された修習生の個人情報は，各配属庁会の司法修習における修習生の指導，監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的で提出させているものですから，それらの書面に記載された個人情報の管理，使用に当たっては，上記の目的および個人情報の趣旨を踏まえた上で，慎重に取り扱う必要がありますので，御留意ください（平成１８年６月２０日付日弁連事務総長による照会・同年７月１４日付司法研修所長回答及び同年７月１８日付司法研修所長通知並びに同年７月２８日付弁護士会会長あて日弁連事務総長文書（資料第１１））。

また，司法研修所から実務修習の委託を受けた各会が，修習生の個人データを司法研修所等に対して提供をする場合，個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）２３条１項の修習生本人の同意の要否については，下記に従い，判断をしてください（前掲照会・回答及び通知）。

1) 弁護士会が司法研修所に対して，修習生の個人データを提供することについては，法２３条１項１号の「法令に基づく場合」に当たると解されるので，修習生本人の同意は不要である。

2) 司法修習委員会委員及び個別指導担当弁護士に対して，修習生の個人データを提供することについては，これらの弁護士がいずれも司法修習の事務に関する限りでは，法２１条の「従業者」に当たると解されるので，修習生本人の同

意は不要である。

3) 選択型実務修習において，裁判所，検察庁及び弁護士会以外の修習先に対して，修習生の個人データを提供することについては，応募の際に，修習生の同意を得るものとする。

弁護実務修習指導のしおり

（資料）

第１　裁判所法（抜粋）

（昭和２２年４月１６日公布・同年５月３日施行　法律第５９号）

第１４条（司法研修所）裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため，最高裁判所に司法研修所を置く。

第５５条（司法研修所教官）最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は，上司の指揮を受けて，司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第５６条（司法研修所長）最高裁判所に司法研修所長を置き，司法研修所教官の中から，最高裁判所が，これを補する。

司法研修所長は，最高裁判所長官の監督を受けて，司法研修所の事務を掌理し，司法研修所の職員を指揮監督する。

第６６条（採用）司法修習生は，司法試験に合格した者の中から，最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は，別に法律でこれを定める。

第６７条（修習・試験）司法修習生は，少なくとも１年間修習をした後試験に合格したときは，司法修習生の修習を終える。

司法修習生は，その修習期間中，最高裁判所の定めるところにより，その修習に専念しなければならない。

前項に定めるもののほか，第１項の修習及び試験に関する事項は，最高裁判所がこれを定める。

第６７条の２（修習給付金の支給）司法修習生には，その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間，修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は，基本給付金，住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は，司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって，その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は，司法修習生が自ら居住するため住宅（貸

間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け，家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っている場合（配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。）に支給することとし，その額は，家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は，司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし，その額は，路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか，修習給付金の支給に関し必要な事項は，最高裁判所がこれを定める。

第６７条の３（修習専念資金の貸与等）最高裁判所は，司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間，司法修習生に対し，その申請により，無利息で，修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって，修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習専念資金の額及び返還の期限は，最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は，修習専念資金の貸与を受けた者が災害，傷病その他やむを得ない理由により修習専念資金を返還することが困難となったとき，又は修習専念資金の貸与を受けた者について修習専念資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは，その返還の期限を猶予することができる。この場合においては，国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第26条の規定は，適用しない。

最高裁判所は，修習専念資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習専念資金を返還することができなくなったときは，その修習専念資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか，修習専念資金の貸与及び

返還に関し必要な事項は，最高裁判所がこれを定める。

第６８条（罷免等）最高裁判所は，司法修習生に成績不良，心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは，最高裁判所の定めるところにより，その司法修習生を罷免することができる。

最高裁判所は，司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは，最高裁判所の定めるところにより，その司法修習生を罷免し，その修習の停止を命じ，又は戒告することができる。

第７５条（評議の秘密）合議体でする裁判の評議は，これを公行しない。但し，司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は，裁判長が，これを開き，且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については，この法律に特別の定がない限り，秘密を守らなければならない。

第２　司法修習生に関する規則

（昭和２３年８月１８日施行　最高裁判所規則第１５号）

第１章　総　　則

第１条　司法研修所長は，修習の全期間を通じて，修習に関しては，司法修習生を統轄する。

第２条　司法修習生は，最高裁判所の許可を受けなければ，公務員となり，又は他の職業に就き，若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第３条　司法修習生は，修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

第２章　修　　習

第４条　司法修習生の修習については，高い見識と円満な常識を養い，法律に関する理論と実務を身につけ，裁判官，検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めなければならない。

第５条　司法修習生は，修習期間のうち，少なくとも１０箇月は実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の修習期間のうち，少なくとも，４箇月は裁判所で，２箇月は検察庁で，２箇月は弁護士会で修習しなければならない。

第１項の実務修習の時期及び場所は，司法研修所長が，これを定める。

第６条　司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった４５日以内の期間は，これを修習した期間とみなす。

第７条　実務修習は，司法研修所長が，地方裁判所，地方検察庁又は弁護士会に委託して，これを行わしめる。

司法研修所長は，前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は，第１項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には，日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第８条　最高裁判所は，実務修習の間，司法修習生に対する監督を高

等裁判所長官，地方裁判所長，検事長，検事正又は弁護士会長に委託する。

第９条　実務修習の委託を受けた高等裁判所，地方裁判所，高等検察庁，地方検察庁及び弁護士会は，常に司法研修所と緊密な連絡を保ち，適当な修習をさせるように留意しなければならない。

司法研修所は，高等裁判所，地方裁判所，高等検察庁，地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して，修習に関し協議を行うことができる。

第７条第３項の規定は，前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第１０条　実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官，地方裁判所の所長，高等検察庁の検事長，地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は，実務修習を終えた際，修習事項の大要，成績，行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第１１条　司法研修所は，この規則に定めるものの外，修習に関して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所，地方裁判所，高等検察庁，地方検察庁及び弁護士会は，この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によって定めるものの外，それぞれ各庁又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所長官，地方裁判所長，検事長，検事正及び弁護士会長は，前項の事項を定めたときは，これを司法研修所長に報告しなければならない。

第３章　考　　試

第１２条　裁判所法（昭和22年法律第59号。以下「法」という。）第６７条第１項の試験を行うため，最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

委員会は，委員長及び委員若干名でこれを組織し，委員長がその事務を掌理する。

委員長は，最高裁判所長官を以てこれに充て，委員は，裁判官，検察官，司法研修所教官，弁護士その他適当な者の中から，最高裁判所が，これを委嘱する。

委員会に書記を置く。

第１２条の２　最高裁判所は，特に必要があると認めるときは，考査委員を委嘱することができる。

考査委員は，考試の実施に関し，委員長が特に命じた事務を行う。

第１３条　司法研修所長は，考試の前に，修習の成績を委員会に報告しなければならない。

前項の報告には，第１０条により高等裁判所長官，地方裁判所長，検事長，検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第１４条　委員会は，裁判，検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

第１５条　考試の方法及び期日は，委員会がこれを定める。

第１６条　委員会は，司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によって，合格，不合格を定め，委員長は，これを最高裁判所に報告しなければならない。

第４章　罷　　免　　等

第１７条　法第68条第１項の最高裁判所の定める事由は，次に掲げる事由とする。

1　成績不良又は心身の故障により，修習を継続することが困難であるとき。

2　禁錮以上の刑に処せられたとき。

3　後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

4　破産手続開始の決定を受けたとき。

5　本人から願出があったとき。

6　第２号から前号までに掲げるもののほか，第１号に掲げる事由に準ずる事由

法第68条第２項の最高裁判所の定める事由は，品位を辱める行状，修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

第１８条　修習の停止の期間は，１日以上20日以下とする。

修習の停止を命じられた司法修習生は，司法修習生としての身分を保有するが，修習をすることはできない。司法修習生は，

修習の停止を命じられている期間中法第67条の２第１項の修習給付金を受けることができない。

第１９条　司法研修所長は，司法修習生に第17条第１項各号のいずれか又は同条第２項の事由があると認めるときは，これを最高裁判所に報告しなければならない。

高等裁判所長官，地方裁判所長，検事長，検事正及び弁護士会長は，監督の委託を受けた司法修習生に，第17条第１項各号のいずれか又は同条第２項の事由があると認めるときは，司法研修所長を経て，これを最高裁判所に報告しなければならない。

第２０条　この規則に定めるもののほか，司法修習生の罷免等に関して必要な事項は，最高裁判所が定める。

第３　司法修習生の規律等について

平成２９年１１月１日司研企二第1018号（組い－０２）
地方裁判所長・家庭裁判所長・地方検察庁検事正・弁護士会会長
あて司法研修所長通知

司法修習生の規律等について（通知）

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則（平成２９年最高裁判所規則第４号）による改正後の司法修習生に関する規則（昭和２３年最高裁判所規則第１５号）第１１条第１項の規定に基づき，司法修習生の規律等について新たに別添のとおり定めました。

なお，平成１８年４月１７日付け司研企第001011号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」による取扱い及びこの定めと異なる従前の取扱いは，いずれも廃止します。

おって，平成２８年度採用（第７０期）司法修習生についての取扱いは，なお従前の例によってください。

平成２９年１１月１日

司法修習生の規律等について

司　法　研　修　所

司法修習生に関する規則（昭和２３年最高裁判所規則第１５号，以下「規則」という。）第１１条第１項の規定に基づき，司法修習生の規律等について次のとおり定める。

第１　定義

１　この定めにおいて，「配属庁会」とは，司法修習生が配属された各裁判所，検察庁及び弁護士会をいう。

２　この定めにおいて，「修習単位」とは，配属庁会における民事裁判修習，刑事裁判修習，検察修習，弁護修習及び選択型実務修習並びに司法研修所における集合修習によって分けられる各修習の単位をいう。ただし，民事裁判修習又は刑事裁判修習中に家庭裁判所における修習を実施したときは，その修習は，その修習の日が属する修習単位に属するものとみなす。

３　この定めにおいて「出席」とは，司法修習生が，指導担当者等が指定した修習場所へ出向いて修習することをいう。

４　この定めにおいて，「休日等」とは，次に掲げる日をいう。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3)　１２月２９日から翌年の１月３日まで

５　この定めにおいて，「自由研究日」とは，司法研修所長又は配属庁会の長が，休日等以外の日について，司法修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日をいう。

６　この定めにおいて，「自宅起案日」とは，指導担当者等が具体的な修習課題等を与え，司法修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として，司法修習生が出席を要しないものとされる日をいう。

第２　宣誓

１　司法修習生は，修習を開始するに当たり，宣誓をしなければならない。

２　宣誓は，別紙様式により，修習専念義務及び守秘義務を遵守するとともに，

高い識見と円満な常識を養い，法律に関する理論と実務を身につけ，法曹としてふさわしい品位と能力を備えるように努めることを誓うものとする。

第３　身分証明書

１　司法修習生は，司法研修所長から身分証明書の交付を受け，常にこれを携帯していなければならない。

２　司法修習生は，身分証明書を紛失し又は汚損したときは，直ちに，司法研修所長に対し，その旨を届け出た上，再交付を求めなければならない。

３　司法修習生の身分を失ったときは，直ちに，司法研修所長に対し，身分証明書を返却しなければならない。

第４　身上等に関する届出

（身上に関する届出）

１　司法修習生は，司法研修所長に対し，氏名，生年月日，性別，住所及び本籍等身上に関する事項を届け出なければならない。

２　１により届け出た事項に変更があったときは，司法研修所長に対し，その変更を届け出なければならない。

３　実務修習中に，２に定める届出をするときは，当該配属庁会の長（選択型実務修習中にあっては，弁護士会長。以下同じ。）を経てするものとする。

４　司法修習生は，２の変更については，住民票，戸籍謄本，戸籍抄本又はそれらの写しのいずれかを添付するものとする。

（緊急連絡先の届出）

５　司法修習生は，司法修習開始時及び各修習単位の開始時に，司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあっては，当該配属庁会の長）に対し，それぞれ緊急連絡先（携帯電話の電話番号を含む。）を届け出なければならない。

６　司法修習生は，５で届け出た緊急連絡先に変更が生じたときは，届出をした司法研修所長又は配属庁会の長に対し，変更を届け出なければならない。

第５　欠席

（修習しなかった期間の意義）

１　規則第６条に規定する修習しなかった期間の計算においては，休日等以外の日であって修習しなかった日（修習の停止を命じられた日を含む。以下，「欠席」という。）の日数を合計する方法による。

（承認）

2　司法修習生は，病気その他の正当な理由により欠席（自由研究日に終日住所又は居所を不在とする場合を含む。）しようとするときは，あらかじめ，司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあっては，当該配属庁会の長）の承認を受けなければならない。

3　司法修習生は，病気，災害その他やむを得ない理由により，あらかじめ承認を得ることができずに欠席したときは，速やかに，その理由を添えて欠席の承認を受けなければならない。

4　司法修習生が，修習の停止を命じられ欠席するときは，承認を受けることを要しない。

5　２及び３の承認を受けようとする司法修習生は，書面により申請するものとする。

（承認決定の通知）

6　司法研修所長又は配属庁会の長は，５の申請があったときは，欠席を承認するかどうかを決定し，申請者に対し，適宜の方法で結果を通知するものとする。

（承認の判断基準）

7　司法研修所長及び配属庁会の長が欠席が正当な理由によるものかどうかを判断するに当たっては，一般職の職員の勤務時間，休暇等に関する法律（平成６年法律第３３号）第１８条及び第１９条の規定の趣旨を，司法修習生の地位，性質に適合する限度において参酌するものとする。

（自由研究日等についての解釈基準）

8　自由研究日及び自宅起案日については，出席しなかったことをもって欠席とはされない。ただし，病気，旅行等により終日住所又は居所に不在となる場合等，現に修習し得ない事情があるときは，欠席として取り扱う。

（長期間の欠席，成績との関係）

9　司法修習生は，５日以上引き続き欠席したときは，司法研修所長（配属庁会における実務修習中にあっては，当該配属庁会の長）に対し，医師の証明書その他修習することができない理由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

10　配属庁会における実務修習中に９に定める書面の提出があったときは，配属庁会の長は，司法研修所長に対し，遅滞なくその旨を報告するものとする。

11　一つの修習単位における欠席期間の日数が，その修習単位のうちの修習を要する日（修習単位の日数から第１の４の(1)から(3)までに掲げる日数を控除した日数）の２分の１を超えたときは，司法修習生指導要綱（甲）第４に定める成績の評定においては，原則として「不可」と取り扱う。

（配属庁会のした欠席の承認結果の司法研修所長への報告）

12　配属庁会の長は，各修習単位の修習の終了後，速やかにその修習単位の修習における各司法修習生の欠席承認結果及び修習の停止による欠席の結果を司法研修所長に対し報告するものとする。この場合において，検察庁及び弁護士会の長は，地方裁判所長に対し，その写しを送付するものとする。

第６　外国旅行

（司法研修所長又は配属庁会の長の承認）

１　司法修習生は，外国旅行をしようとするときは，あらかじめ，司法研修所長（旅行期間が配属庁会における実務修習中に当たるときは，当該配属庁会の長）の承認を受けなければならない。

（申請方法）

２　司法修習生は，１の承認を受けようとするときは，司法研修所長又は配属庁会の長に対し，当該旅行の出発日の３週間前までに書面により申請しなければならない。旅行期間が二つの修習単位にかかるときの申請先は，先の修習単位を基準とする。

（外国旅行の承認基準）

３　司法修習生の外国旅行は，次に掲げる各要件を備えていなければならない。

(1)　次のいずれかに該当する場合であること。

ア　休日等を利用する場合

イ　修習のため指導担当者等に同行する場合

ウ　欠席を伴うときは，欠席を承認することができる場合（ただし，出発の日又は帰着の日が自由研究日であるときは，その日は欠席としない。）

(2)　旅行先が，本邦と外交関係のある国又はこれに準ずる地域であること。

(3)　旅行の期間が９日以内であること。

(4)　私費又はこれに準ずるものを渡航費用とするものであること。

４　司法修習生は，３に定める基準を満たす場合であっても，不測の事態等により修習に支障が生じないように旅程を計画しなければならない。

５　司法研修所長又は配属庁会の長は，次に掲げる事由があるときは，外国旅行の申請を承認しないことができる。

(1)　２に定める期限を徒過して申請があったとき

(2)　申請者の修習状況等に照らし，相当でないと認めるとき

（決定及び通知）

６　司法研修所長又は配属庁会の長は，２に定める申請があった場合，承認する

かどうかを決定し，申請者に対し，適宜の方法で当該結果を通知するものとする。

7　旅行期間が，二つの修習単位にかかるものであるときは，申請を受けた司法研修所長又は配属庁会の長は，次の修習単位の修習を実施する司法研修所長又は配属庁会の長の意見を聴取した上で，承認するかどうかを判断する。

（事後措置等）

8　配属庁会の長は，欠席を伴う外国旅行を承認したときは，司法研修所長に対し，第５の12による報告の書面に，その承認した外国旅行の旅行先，目的及び期間を記載するものとする。

9　配属庁会の長は，外国旅行における不測の事態等により，司法修習生が欠席したときは，その旨を速やかに司法研修所長に報告するものとする。

第７　兼職等の許可申請

（兼職等の許可申請）

1　司法修習生は，規則第２条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは，その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。ただし，配属庁会における実務修習中にあっては，当該配属庁会の長を経て提出するものとする。

（その他の兼業の許可制）

2　司法修習生は，規則第２条に規定する場合を除くほか，司法研修所長の許可を受けなければ，学業その他の業務に就くことができない。

3　司法修習生が２に定める許可を受けようとするときは，申請書を司法研修所長に提出して申請するものとする。この場合において，配属庁会における実務修習中に許可を受けようとするときは，当該配属庁会の長を経て申請書を提出するものとする。

（許可決定の通知）

4　司法研修所長は，３の申請があったときは，当該兼業を許可するかどうかを決定し，申請者に対し，適宜の方法で結果を通知するものとする。

第８　届出等の様式

第４の２及び５による届出，第５の５及び第６の２による申請並びに第５の12による報告の様式は，司法研修所長が別に定めるところによる。ただし，実務修習中の配属庁会の長に対する届出又は申請については，配属庁会の長において異なる様式を定めることを妨げない。

付　記

この定めは，平成２９年１１月１日から実施する。

宣　　誓

わたくしは，ここに司法修習生として，裁判所法及び司法修習生に関する規則の定めるところに従い，修習に専念すること，修習に当たって知り得た秘密を漏らさないこと及び将来，裁判官，検察官又は弁護士となるにふさわしい品位と能力を備えるよう修習に努めることを誓います。

平成　　年　　月　　日

平成　　年度採用司法修習生（　　組　　番）

（氏名）　　印

平成１８年４月１７日司研企第001106号（組ろ－４）
地方裁判所事務局長・家庭裁判所事務局長・地方検察庁事務局長・　弁護士会事務局長
あて司法研修所事務局長事務連絡

「司法修習生の規律等について」の趣旨等について（事務連絡）

本日付けで司研企第001011号司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」が発出されました。この定めの趣旨等は，別添のとおりです。

「司法修習生の規律等について」の趣旨等について

司法修習生に関する規則（昭和２３年最高裁判所規則第１５号）の改正がされ，平成１８年度から新司法修習がスタートし，司法修習の体系が大きく変革を迎える中，司法研修所は，新しい司法修習に対応する大幅な事務の見直しが必要となった。

そこで，これまで当司法研修所及び実務修習中の配属庁会において司法修習生事務の指針となっていた「司法修習生の規律等に関する規程」（昭和２８年７月１日施行司法研修所規程第１号，以下「規律等規程」という。）及びその他当司法研修所で定めた種々の運用通知等の全面的な見直しを行うこととした。

この「司法修習生の規律等について」の定め（以下「規律等の定め」という。）は，現行の規律等規程を廃止し，司法修習生に関する規則１１条１項に基づいて，新たに定めたものである。

規律等規程等との変更点は，別添の対照表のとおりである。

第１　定義について

ここでは，用語の定義を整理するとともに，従前の「司法修習生に関する規則第６条の運用について（昭和６３年１２月２２日付け司研企第３９７号司法研修所長通知，以下「規則６条運用通知」という。）」を統合したことによる「休日等」，「自由研究日」及び「自宅起案日」の概念を明確にした。

また，従前は，司法修習生が修習場所へ出向いて修習することを「出勤」と呼称していたが，司法修習生には勤務の概念がないことから「出席」と呼称することとした。

なお，司法修習生が出席を要しない日として，自由研究日と自宅起案日のほかに，「修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日（規則６条運用通知記４）」の概念があったが，これが昭和６４年（平成元年）当時の裁判所及び検察庁における土曜閉庁の試行を契機として定められた経緯に照らし，これを廃止した。

おって，自由研究日の概念については，修習日の種別について相対的な説明をしたものであって，「自らの自覚と責任において修習の実を挙げるために使うべき日であり，休暇ではない。」との実質については何ら変わることはない。

第２　宣誓について

司法修習生の宣誓については，これまで明文でその根拠，内容，方法等について定めたものはなかったが，司法修習生に修習専念義務，守秘義務等を宣誓

させ，その自覚を促す趣旨から定めたものである。

現行司法修習については，前期修習の初めに司法研修所で宣誓を実施する予定であり，新６０期についても，導入研修が司法研修所で行われることから，その開始日に行う予定であるが，今後新司法修習の開始が分野別実務修習からとなってからは，配属庁会において宣誓を実施する。

宣誓の具体的な方式等については特に明文化していないが，分野別実務修習の開始日等に，別紙様式第１の宣誓書を朗読させ，署名押印させることになる。宣誓書は，配属庁会で回収，保管する。宣誓を実施したことは，司法研修所へ報告する必要はない。

宣誓書の保管期間は，修習終了までとし，修習期間経過後，適宜廃棄して差し支えない。

第３　身分証明書について

特に変更点はない。

第４　身上等に関する届出

規律等規程では，２条で身上届出義務を定め，３条で住所の届出義務を定めていたが，規律等の定めではこれを一本化し，更に緊急連絡先の届出を要するものとした。また，身上の変更があった場合の届出義務を簡素化し，住所及び氏名の変動に限るものとした。

緊急連絡先は，修習単位ごとに，その開始時に届け出ることを要する。これに伴い，規律等規程４条１項の宿泊を要する内国旅行の届出義務は廃止した。

なお，緊急連絡先の届出内容として携帯電話の電話番号を含むものとしているが，司法修習生に携帯電話番号の届出を強制するものではない。

おって，平成１７年度採用（第５９期）司法修習生については，既に最後の修習単位の修習が始まっているが，改めてこの定めによる緊急連絡先の届出をさせる必要はなく，各配属庁会で，その修習単位の修習の開始時に，緊急連絡先の記載を含む現住所届を提出させている等，実質的に司法修習生の緊急連絡先が判明しているのであれば，内国旅行届の提出を不要とすることは差し支えない。

第５　欠席

欠席承認申請書は，現在，単票形式の用紙を使用している配属庁会が多数であると思われるが，配属庁会の実情により，例えば司法修習生ごとに１枚のカ

ード形式とする等，適宜の様式とすることは差し支えない。なお，カード形式を採用する場合，配属庁会で申し合わせることが相当であり，カードの紛失等に備えて欠席管理の補助簿を作成しておく必要があると考えられる。

欠席の承認，不承認を決定したときは，司法修習生に対し，その結果を通知することを明文化したが，通知の方法は適宜でよく，これまでの配属庁会における運用の枠組みを変えるものではない。

欠席が正当な理由によるものかどうかの判断基準は，これまで規則６条運用通知記３及び平成２年３月１９日付け「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」が実務の指針となっていたが，「一般職の職員の勤務時間，休暇等に関する法律」１９条（特別休暇）の改正や修習期間の短縮，新司法修習における選択型実務修習の導入，社会生活の変遷等に伴い，従来の基準では判断に窮する場面も多くなってきているところである。そこで，規律等の定めでは，前記法律の「規定の趣旨を，司法修習生の地位，性質に適合する限度において参酌する」ものとし，かつ，「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」を刷新（平成１８年４月１７日付け司研企第001016号司法研修所長通知「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」）し，情勢の変化に対応したものにするとともに，具体例を多く盛り込み判断の参考に資するものとした。

長期欠席報告は，従前は連続６日以上の欠席を対象としていたが，これを連続５日以上の欠席を対象とすることにした。長期療養を要する疾病等，修習の継続を困難にする事情の把握を主眼とする定めであり，司法研修所への報告の際には，司法修習生から診断書等が提出された場合にはその写しを添付する。

一つの修習単位で修習を要する日の２分の１を超える欠席をした司法修習生に関しては，成績の評定を原則として「不可」とすべきこととした。これに伴い，一つの修習単位における修習を要する日の日数と，当該司法修習生の欠席日数の把握は，これまで以上に留意する必要がある。

欠席承認結果は，従前，１箇月ごとに報告することになっていたが，これを修習単位ごとの報告とした。

なお，欠席承認の運用基準についての司法修習生に対する周知は，これまで同様，「修習生活へのオリエンテーション」に掲載する予定であるが，平成１８年４月期採用（第６０期）司法修習生に対しては，その追録版を前期修習中に配布して周知した。

第６　外国旅行

規律等規程では，外国旅行申請の承認権者は，全修習期間を通じて司法研修

所長であり，実務修習期間中における外国旅行申請は，実務修習地の地方裁判所長を経て司法研修所長に送付することになっていたが，規律等の定めでは当該承認権者をその旅行期間に当たる修習中の司法研修所長又は配属庁会の長とした。これは，昨今の外国旅行申請数の増加による事務負担，申請先となる配属庁会から地方裁判所を経由して司法研修所で承認の判断をするという手続の煩雑さ，外国旅行に多く伴う欠席の承認権者と外国旅行の承認権者が異なることによる弊害をそれぞれ解消する狙いがある。

承認権者をこのようにしたことから，規律等の定めでは，申請期間及び申請の宛先の手続要件のほか，承認要件を明確化した。

なお，別紙に，外国旅行の承認判断の資料となるチェックシートを参考添付したので，事務担当者において決裁資料として添付するなどして適宜利用されたい。

外国旅行は，多くの場合欠席を伴う。このため，外国旅行申請を承認するか否かは，欠席を承認するか否かの判断によることも少なくない。その判断に関しては，前記「司法修習生の欠席承認に関する運用基準」によることとなるので御留意いただきたい。

指導担当弁護士に同行する外国旅行は，修習目的がなければこれを承認することはできない。したがって，配属先弁護士事務所のいわゆる事務所旅行に司法修習生が同行することは，その日が休日等又は自由研究日等の欠席が正当な理由によるものと認められない限りは，「修習のため」とは言えず，承認できないことになる。

旅行期間は最長９日以内とした。これは，結婚に伴う欠席が最長５日間認められることから，その５日間を月曜日から金曜日までに充てて前後の土曜日及び日曜日を含めると，９日間の新婚旅行が可能なことによる。実際には，その前後の金曜日又は月曜日が祝日である場合に，１０日以上の日が出席を要しない日となることもあり得るが，あまりに長期間の外国旅行は，旅行後の司法修習に支障が出る可能性があることから，最長９日とした。

帰路の航空便が欠航となるか又は遅延するなどして，帰着日の翌日の修習日に欠席する事態が生じた場合は，もともと無理のある旅行計画を立てた司法修習生の責任に帰するとして，正当理由がある欠席とは認められないことがある。この場合は，修習欠落という重大な結果をもたらす可能性があるため，旅行計画の立案に当たっては，修習に支障が生じないようにしなければならないものとした。

外国旅行申請に対する承認，不承認の決定は，申請者に対して通知する。こ

れまで，司法研修所においては，承認書を作成し，申請者に交付していたが，必ずしも書面による必要はない。

旅行期間が二つの修習単位にかかるときは，当該外国旅行申請の承認権者は，前の旅行期間の修習を担当する司法研修所長又は配属庁会の長とし，判断に当たっては次の旅行期間の司法修習を担当する司法研修所長又は配属庁会の長の意見を聴取するものとしたが，その意見については，後日確認できるようにするために意見書又は電話聴取書等の書面を作成しておくことが相当である。また，承認，不承認の結果についても，後の修習を担当する指導担当者等に知らせるために，同様の扱いをすることが相当である。この取り扱いについては，配属庁会で申し合わせていただきたい。

第７　兼職等の許可申請

特に変更点はない。

（別紙）

外国旅行申請チェックシート

第　期　氏　名　　の外国旅行について

1　旅行目的

□　新婚旅行　　□　観　光　　□　その他（　　）

2　旅行日数

□　３日以内　　□　４日ないし９日間（　　日）

3　係からの指導事項

□　指導事項なし

□　翌日が修習日であるので，帰国が遅れないよう注意したい。

□　期間短縮を促したが，申請を維持する旨述べたので，不測の事態により帰国が遅れ修習に支障が生じた場合には，非違行為等の対象となる可能性がある旨を告知した。

4　修習に対する支障の有無

□　土・日・祝日・自由研究日・年末年始を利用するため，修習に支障がない。

□　欠席を伴う（自由研究日の欠席を除く。）ため修習に支障がないとはいえないが，申請に係る事情から見てやむを得ない。

合同修習等の代替性のない修習を欠席する場合，その相当性の検討

（　　）

5　係意見

第４　自由研究日の運用

平成１８年４月１７日

地 方 裁 判 所 長・地方検察庁検事正・弁 護 士 会 会 長
あて司法研修所長文書（抜粋）

さて，新司法修習及び現行型司法修習では修習期間が短縮されるとともに，新司法修習では選択型実務修習が導入されることを踏まえ，実質的に修習期間を確保しつつ，自由研究日等の運用のあり方を明確にしその適正化を図るために，下記１の基準を定めましたので，よろしくお取り計らいください。

なお，運用に当たっての参考事項は下記２のとおりです。

記

１　自由研究日等の運用基準

(1)　実務修習中の自由研究日は，次のとおりとする。

ア　新司法修習では，夏期自由研究日を廃止し，分野別及び選択型実務修習期間中に７日間を限度として，自由研究日を司法修習生に与えることとし，配属庁会間の協議により日程を定める。

イ　現行型司法修習では，１０日間を限度として自由研究日を司法修習生に与えることとし，うち５日間を夏期（７月２０日から８月３１日まで）に当て，その余の５日間をその他の期間に当てることとし，配属庁会間の協議により日程を定める。

(2)　自宅起案日は，修習指導担当者が出張等で不在になるなど，真に必要性のある場合に限り与えることとし，当該日の修習に相当する程度の事前課題の指示と，その指導を行うこととする。

(3)　修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを要しない日は，廃止する。

(4)　集合修習期間（現行型司法修習の前期・後期修習期間を含む。）における自由研究日は，カリキュラム編成の中で定める。

２　自由研究日の運用について

(1)について

これまで，自由研究日は，その設定権者が誰であるか不明確であったため，

配属庁会がその設定権者であることを明確にした。

これまで，司法修習生に与えられる自由研究日の日数は，配属庁会又は指導担当者の実情に応じて設定されていた。その結果，司法修習生の間で実質的な修習をした期間に不均衡が生じる例も見受けられたところである。そこで，自由研究日の日数は，各司法修習生に対し一律に定め，配属庁会間で協議の上，日程を定めることとした。自由研究日の定め方は，例えば，新司法修習における７日間の自由研究日の場合は，年末年始に２日，その他で５日などと配属庁会で同一の日に設定する，又は修習単位ごとに数日ずつ配分し，具体的な日は各配属庁会で定めるなど，いずれの方法で設定しても差し支えない。

なお，新司法修習では，従前，夏期自由研究日を設定していた７月２０日から８月３１日までの期間は，選択型実務修習期間又は集合修習期間と重なり，配属庁会による一律の設定は難しくなることから廃止することとした。

(2)について

指導担当者の個別の事情により，やむを得ず出席を要しない日を設定する必要性が生じた場合，(1)により，自由研究日の設定はできないことになるが，特に弁護士事務所の指導担当弁護士においてそのような事情が生じた場合，修習に当てられる期間が短くなっていることを踏まえて，相応の課題を与えて自宅起案日とすることとした。

(3)について

従来，裁判所と検察庁の土曜日の一部の閉庁に対応して，修習指導担当者の個別判断により出勤することを要しない日として認めていたものであるが，導入時の趣旨を超えた適切でない運用がみられないではないことから，これを廃止した。今後は，修習指導担当者のやむを得ない理由により，修習をさせられない場合には，自宅起案日を利用していただくことになる。

第５　司法修習生の欠席承認に関する運用基準について

平成１８年４月１７日司研企第001016号（組い－２）
地方裁判所長・家庭裁判所長・地方検察庁検事正・弁護士会会長
あて司法研修所長通知

司法修習生の欠席承認に関する運用基準について（通知）

標記の運用基準について，別添のとおり定めましたので，「司法修習生の規律等について」第５の６（欠席承認の判断基準）の判断に当たってはこれによってください。

なお，平成１７年度採用（第５９期）司法修習生の実務修習中の欠席承認の運用基準については，なお従前の例によってください。

司法修習生の欠席承認に関する運用基準（平成１８年４月１７日）

司法研修所長又は配属庁会の長が，司法修習生から，「司法修習生の規律等について（平成１８年４月１７日実施）」第５により欠席の承認を求められた場合において，欠席が正当な理由によるものとして承認するかどうかは，原則として下記の基準によるものとする。

なお，この基準の運用に当たっては，司法修習生の修習に及ぼす影響ができるだけ少なくなるように指導するものとする。

記

1　司法修習生が負傷又は疾病のため療養する必要があり，修習しないことがやむを得ないと認められる場合

その必要最小限度の期間に限り，欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

2　選挙権の行使，出産，交通機関の事故等により，修習しないことが真にやむを得ないと認められる場合

国家公務員の特別休暇の例による期間に限り，欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

3　２に定める以外の特別の事由（特別の事由は，国家公務員の特別休暇の例による。）又は欠席を必要とする事由がある場合で，かつ，修習に著しい支障がないと認められる場合

欠席を必要とする最小限度の期間（欠席の事由が国家公務員の特別休暇の例による場合は，その期間を限度とする。）に限り，欠席が正当な理由によるものとして認めることができる。

具体的にどのような場合にこの要件を満たすのかは，次に掲げる例を参酌し，２に定める以外の特別の事由又は欠席を必要とする事由の程度と修習に及ぼす支障の程度とを比較衡量してその都度判断するものとする。

(1)　修習日等による基準

ア　出席を要する日の場合

(ｱ)　新司法修習における選択型実務修習期間のうち，選択した全国プログラム及び個別プログラム等の修習の日の場合

この修習日は修習期間が短いこと，カリキュラムを自ら選択したものであること，民間企業等外部機関が修習先になることがあることから，正当な理由によるものと認め得る場合は非常に少ない。

※　認め得る場合としては，親族の葬儀，親族の看病による場合程度であろう。

※　本人の結婚式については選択型実務修習期間は，あらかじめ日程が明らか

になっていること，自ら選択するプログラムであり，その日に全国プログラム等を入れないこともできるので，原則として認められない。ただし，地元で結婚式を挙げるが，遠方のため，移動に時間を要し，そのために欠席をしなければならないとか，集まる親族の関係で平日にしか結婚式を挙げられないなどの理由があり，１日程度の欠席で済むなど特殊な事情があれば，認められる場合もある。

※　友人の葬儀については，生前の交友の度合い，通夜のみの参列の要否などの個別事情により判断される。

※　子の入学・入園試験及び卒園式等への出席等は，父母そろっての同伴を要することが明らかである場合は認められる。例えば，父母の一方が出席すればよいが，配偶者が仕事を休みづらいとの理由では原則として認められない。

(イ)　**司法研修所における集合修習（現行型司法修習の前期・後期修習など）並びに分野別実務修習（現行型司法修習の実務修習）のうち講義，見学その他の合同修習の日及び家庭裁判所における修習の日の場合**

これらの日に欠席すると司法修習生の修習に及ぼす支障の程度が大きいので，正当な理由によるものと認め得る場合は，それほど多くない。

※(ア)の場合には認められないが，(イ)の場合ならば例外的に認められる余地がある事由は，親族の結婚式，官公署に対する届出である。

※　親族の結婚式については，その親族との続柄や結婚式への関与度合い等を総合考慮することになるが，原則として認められない。

※　官公署に対する届出・申請は，司法研修所における集合修習期間は長期にわたるので事情により認められる場合もあるが，分野別実務修習中の当該修習日に届出・申請を必要とする事情はそれほどないと考えられる。なお，休日や夜間届出・郵送による届出・申請が可能である場合には認められないことはもちろんである。

※　本人の結婚式については司法研修所における集合修習の場合，あらかじめ日程が明らかになっていること，本人によってコントロールができることから，原則として認めていない。

※　新婚旅行，友人の結婚式への参列，運転免許試験の受験等は認められない。

(ウ)　**実務修習のうち(ア)と(イ)以外の修習の日の場合**

これらの日に欠席しても司法修習生の修習に及ぼす支障の程度は通常は比較的小さく，他の日に修習することによってこれを補うことが可能である場合も少なくないから，正当な理由によるものと認め得る場合は(ア)と(イ)の場合よりも多い。

※　例えば，健康診断の受診，新婚旅行，友人の結婚式への参列，運転免許試験の受験（更新手続は，運転免許試験場で日曜日に可能であることから欠席は認められない。）は，原則として認められる。

※　弁護士事務所訪問等就職活動についても認められる（(2)ク参照）。公務員試験及び資格試験の受験に関しても，就職活動の一環として欠席が認められる。

※　健康管理のための人間ドック受診等も認められる。

※　親族や知人の市内案内等は，認められない。

イ　自由研究日の場合（自宅起案日は，当該課題につき，指導担当者等の指示

によった場合に限り，自由研究日と同様に扱われる。）

自由研究日については，その日に欠席しても，司法修習生が自らの責任において代替措置を採ることが可能であるから，特別の事情がない限り，正当な理由によるものと解される。

自宅起案日は，当該課題につき，指導担当者等の指示によった場合に限り，自由研究日と同様に扱われる。このことから，あらかじめ承認を要する海外旅行は，自宅起案日については認められないので留意する。

(2)　欠席理由ごとの参考事項

ア　結婚の場合

(ア)　結婚式と新婚旅行

結婚の場合における欠席理由は，主なものとして結婚式と新婚旅行が考えられる。このうち新婚旅行は，旅行へ行かなくても社会的儀礼を欠くことはなく，修習に支障がないと認められる日に変更することが可能であるので認められる範囲は狭い。

(イ)　連続する５日間の範囲で１回限り

国家公務員の特別休暇の例による結婚休暇は，「連続する」５日の範囲内で１回限り取得できるとされている。修習を要しない土・日曜日等休日も日数に含まれるので留意する。新婚旅行を理由とする欠席も連続する５日を超過することはできない。

したがって，新婚旅行で外国旅行をする場合は，平日５日間とその前後の土・日曜日で，最長でも９日間が限度となる。

(ウ)　取得期間等

国家公務員の場合，入籍又は結婚式等のうち早い日を基準として，その日から1箇月以内でなければ結婚休暇を取得できないが，司法修習生の場合，(1)のとおり，修習日により，欠席による支障の度合いが異なることから，入籍又は結婚式等のうち，早い日を基準として４箇月以内であれば取得期間にあるものとして判断する。

なお，４箇月の間に年末年始やゴールデンウィークなど長期の修習を要しない日が挟まる場合は，その期間内に旅行をすることが可能なので，その前後の新婚旅行を理由とする欠席は認めないことができる。

おって，結婚が司法修習生採用発令前であった場合には，欠席は認められない。

(エ)　結納

原則的には，結納を理由とする欠席は認められない。ただし，結納やこれに準じた儀式（結婚前に親族へのあいさつ回りを必ず行わなければならないなど）を行うことが，その地方の風習となっているなど，それを行わない場合は社会的儀礼を欠く場合においては，「結婚に伴い必要と認められる行事等」として認められる場合もある。しかし，例外的に婚姻前に欠席を認めることから適用に当たっては非常に厳格にならざるを得ない。婚姻日・結婚式の日取りが決まっていることは当然であり，適用に当たっては必要最小限度の欠席日数であることが必要である。また，(イ)により，他の結婚を理由とする欠席が認められなくなることに留意する。

(オ)　結婚準備

結婚準備を理由とする欠席は認められない。結婚式，結納とは異なり，社会的儀礼を欠くことはなく，土・日曜日等休日に行うことが可能だからである。

イ　忌引の範囲について

(ア)　取得範囲の原則

国家公務員の特別休暇の例によると親族が死亡した場合で，配偶者，父母，子，祖父母，孫，兄弟姉妹，おじ又はおば，父母の配偶者又は配偶者の父母，子の配偶者又は配偶者の子，祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母，兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹，おじ又はおばの配偶者の範囲とされている。

なお，欠席が認められる場合でも，原則として葬儀参列，服喪その他必要な日数のみである。

(イ)　いとこ等について

いとこ，いとこの配偶者及びいとこの子については，国家公務員の特別休暇の例には含まれないが，それを理由に欠席を認めないと休暇が認められていない司法修習生にとって社会的儀礼を欠く結果となりかねない場合もあるので，原則として認められる。友人の葬儀に関しても同様である。

ウ　出産の場合

司法修習生の産前，産後の期間は，国家公務員の特別休暇の例と同様に解して差し支えない。国家公務員の場合，産前の休暇は６週間以内に出産する予定である女子職員から出産の日までの申し出た期間について，産後の休暇は出産の日の翌日から８週間経過する日までの期間を上限として出産休暇が認められている。ただし，国家公務員は産後６週間を経過し，就業を申し出た場合においては，医師が支障がないと認めれば，就業することができるが，司法修習生の行う修習は，国家公務員の業務とは異なるので，当該司法修習生の希望があれば，産後６週間を経過しない場合でも，医師の診断書その他を徴し，配属庁会の長において支障がないと認めたときは，修習をさせることができる。

なお，「司法修習生の規律等について」第５の１０の修習単位における欠席日数の制限などにも留意する。

エ　親族の看病について

親族の看病については，子供や配偶者，同居の親族などであっても，他に看病する者がいない場合に限って欠席が認められる。

オ　ボランティア休暇の準用について

自由研究日（自宅起案日を除く。）以外の日については，欠席は認められない。

カ　ドナー休暇の準用について

国家公務員の特別休暇の例により，欠席が認められる。

キ　健康診断について

年１，２回程度の健康診断受診（人間ドック等）のための欠席は認められる。

ク　弁護士事務所訪問等就職活動について

弁護士事務所訪問等就職活動を理由とする欠席は，原則として５日間を限度として欠席を承認して差し支えない。また，遠方での就職を予定しているなど，５日を超える欠席が必要と認められるときは，(1)ア(ウ)の修習の日である限りはその期間を通じて合計７日間程度であれば認めて差し支えない。

以　上

第６　司法修習生指導要綱（甲）

司研企第000791号
（組い－２）
平成１８年４月１日

地方裁判所長　殿
家庭裁判所長　殿
地方検察庁検事正　殿
弁護士会会長　殿

司法研修所長　相　良　朋　紀

司法修習生指導要綱（甲）等について（通知）

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成１４年法律第１３８号）第３条の規定の施行に伴い，同法の施行後に採用される司法修習生（同法附則第１１条第２項に定める司法修習生を除く。）に対する指導要綱を別添１のとおり定め，同日から実施することになりました。

また，この指導要綱の第２章第１の５の規定を受け，分野別実務修習における各分野の指導準則を別添２のように定めました。

ついては，上記の司法修習生の指導は，この指導要綱等によってください。

添付書類

１　司法修習生指導要綱（甲）

２　分野別実務修習における各分野の指導準則

司法修習生指導要綱（甲）

第１章　　総則

第１　（司法修習の意義・理念）

司法修習生の修習は，法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として，学識の深化を図り，これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として，幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行う。同時に，司法修習生の指導に当たっては，法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ，法曹となるにふさわしい品位を備えさせ，その社会的使命を自覚させるように留意する。

第２　（司法修習において養成すべき能力等）

司法修習においては，法曹として活動を開始するに当たり必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，書面や口頭による説得的な表現能力等を修得させることに重点をおいて指導する。

第３　（司法修習の構成，期間及び順序）

１　司法修習の構成及び期間は，次のとおりとする。

(1)　修習を委託された裁判所，検察庁及び弁護士会（以下「配属庁会」という。）における実務修習

ア　分野別実務修習　　８箇月

イ　選択型実務修習　　２箇月

(2)　司法研修所における集合修習　　２箇月

２　前項の各修習の順序は，最初に分野別実務修習を行い，その後に選択型実務修習及び司法研修所における集合修習を行うものとする。選択型実務修習と集合修習の順序は，別に定める。

第４　（成績評価）

１　成績評価においては，事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等を基本的な評価の観点とする。

２　分野別実務修習においては，分野ごとに４段階（優，良，可，不可）の評価

とし，集合修習では，科目ごとに６段階（優，良上，良，可，可下，不可）の評価とする。

３　選択型実務修習の成績評価は，別に定める。

第５　（実務修習及び集合修習の連携）

司法研修所と，各配属庁会の指導担当者とは，相互に緊密に連絡を取り，また司法修習の指導の在り方に関する協議会を開くこと等により，実務修習と，集合修習が相互により有機的に連携するものとなるよう配慮する。

第６　（司法修習生指導連絡委員会）

配属庁会においては，司法修習生の指導に関して相互に連絡を取り，また司法研修所と緊密な連携を保つため，配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

司法修習生指導連絡委員会は，修習の効果を上げるため，分野別実務修習の内容，順序，選択型実務修習の実施，修習に関する費用の使用方法等について連絡協議する。

第２章　実務修習

第１　（分野別実務修習）

１　分野別実務修習は，実務家の個別的指導の下で実際の事件の取扱いを体験的に学ぶ個別修習を中心とする。

２　分野別実務修習は，民事裁判，刑事裁判，検察及び弁護の各分野について，それぞれ２箇月ずつ行う。

３　分野別実務修習においては，例えば次のような指導上の工夫を行い，質，量共に修習の実が上がるように配慮する。

(1)　指導内容を，法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成に焦点を絞る。

(2)　当該分野の修習に支障を来さない範囲で，他の分野で修習した特定の事件についてその後の進行状況に応じて継続して修習させるなどして，一つの事件を継続して修習できるようにする。

４　各分野の指導は，法科大学院における教育により修得された法律に関する実務の基礎的素養を踏まえ，次に掲げることを中心に行う。

(1)　裁判

ア　指導目標

具体的事件に関する審理，判断等につき，裁判官の立場で修習することを通じて，法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに，裁判官としての在り方及び心構え並びに裁判実務の実情について理解させる。

イ　指導方法

民事，刑事とも，通常第一審事件を中心として，実務上比較的多く見受けられる事案を修習させる。

民事裁判においては，口頭弁論期日等，検証，証拠保全等の手続，合議等を傍聴させ，事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させるほか，判決書等裁判文書を起案させて，講評を加えるなどして，適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な民事裁判実務を学ばせる。

刑事裁判においては，公判，その準備のための諸手続，合議等を傍聴させ，事案に応じ，事件の問題点を検討，報告させるほか，判決書等裁判文書を起案させて，講評を加えるなどして，適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ，そのための方策を学ばせる。

家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても，傍聴，講義，見学その他適当な方法により指導する。

(2)　検察

ア　指導目標

具体的事件の取扱いについて検察官の立場で修習することを通じて，法曹として必要な基本的知識や技法を修得させるとともに，検察官の使命と役割，検察官として必要な心構え及び検察の実務を理解させる。

イ　指導方法

事件の捜査については，事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方，証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。事件の処理については，事案の真相の把握，見通しの体得，証拠の価値判断，事件報告の要領，起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し，法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。 公判の立会については，検察官の公判立会を傍聴させるほか，立証方針の策定，提出証拠の整理，裁判所に提出する書面の作成，尋問技術など，公判立会の要領を指導する。

(3)　弁護

ア　指導目標

具体的事件の取扱いについて弁護士の立場で修習することを通じて，民

事及び刑事弁護の全般にわたり，弁護士として必要な基本的知識と技法を体得させるとともに，弁護士の使命，職責及び職務について理解させる。

イ　指導方法

弁護実務修習は，主として，配属会が選任した個別指導担当弁護士の指導による。個別指導担当弁護士は，具体的事件について，訴状，弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し，また，法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして，弁護実務の実情を体験的に理解させる。

5　各分野別実務修習の具体的な指導内容，指導方法は，別に定める。

第２　（選択型実務修習）

1　選択型実務修習は，配属庁会等において，司法修習生の主体的な選択により，分野別実務修習の成果の深化と補完を図り，又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行う。

2　選択型実務修習の具体的な指導内容，指導方法は，別に定める。

第３章　集合修習

第１　（集合修習の意義）

集合修習は，実務修習を補完し，司法修習生全員に，実務の標準的な知識，技法の教育を受ける機会を与えるとともに，体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨として行う。

第２　（集合修習における科目）

集合修習は，民事裁判，刑事裁判，検察，民事弁護及び刑事弁護の５科目を中心として指導する。

第３　（クラス担任制）

集合修習は，５科目の教官がそれぞれクラスを担当するクラス担任制で行う。

第４　（集合修習の指導の指針）

1　集合修習においては，実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ，討論，講評を行うことを指導の中心とする。使用する教材は，修習の総仕上げとするにふさわしいものとする。

法律文書そのものだけでなく，指導内容に応じて法律上の問題点について調査した書面の起案を求めたり，司法修習生が積極的，主体的に修習に取り組めるようにしたりするなどの指導上の工夫をする。

2　民事系，刑事系における各科目間のカリキュラムの連携，共通化を図り，有機的関連を高めるようにする。

第5　（各科目の指導目標）

各科目の指導は，次に掲げることを中心として行い，具体的な指導内容，指導方法は，別に定める。

1　民事系科目

ア　民事裁判

要件事実論を実践的，多角的に用いる能力と事実認定能力を体系的に修得させるとともに，結論を説得的に表現する能力をかん養し，標準的な訴訟運営の在り方を修得させる。

イ　民事弁護

弁護実務に直結した民事訴訟の基本的な知識と技法を体系的に修得させ，民事訴訟関連実務に対する理解も深めさせるとともに，法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に対し，弁護士の使命と職責や弁護士倫理の重要性を十分に認識させ，その職務の遂行に必要な能力を修得させるため，総合的な指導を行う。

ウ　民事共通

民事に関する多様な法分野及び諸制度についての汎用性のある知識を習得させる。

片　民事訴訟の実務処理上の問題点や民事訴訟における法曹倫理等について，民事裁判，民事弁護それぞれの立場から複合的，多角的な指導を行う。

2　刑事系科目

ア　刑事裁判

刑事裁判における事実認定及び訴訟手続を中心として総合的・体系的な修習指導をし，事実認定の基本的な手法と標準的な刑事訴訟手続に関する実務的な知識及び理論を修得させる。

イ　検察

検察実務に関する知識，経験等を体系的に結合させて，検察実務に関する総合的指導を行い，法曹に共通して必要な基本的知識及び技法修得の仕上げを期する。

ウ　刑事弁護

事案の分析，証拠の評価，捜査・公判の各場面における弁護活動について，適正手続の理念にのっとったより高度な実務能力を総合的・体系的に修習指導し，刑事手続（少年事件を含む。）における弁護士の使命と職責，弁護士倫理の重要性を理解させ，その職務の遂行に必要な能力を修得させる。

エ　刑事共通

その性質上，刑事裁判，検察及び刑事弁護において共同して指導することにより成果が期待できる事柄について，刑事共通科目として指導する。

3　その他

複数の科目で共同して指導することによる成果が期待される分野について，共通科目として指導することができる。

分野別実務修習における各分野の指導準則

この準則は，司法修習生指導要綱（甲）第２章第１の５の規定を受け，分野別実務修習における各分野の具体的な指導方法等を定めるものである。

各実務修習庁会は，各庁会の実情に応じて，本準則に基づき修習指導する。

第１　裁判

１　指導方法

計画的かつ統一的な指導を行い，実務修習の効果を上げるため，次の要領に従って，配属庁の実情に応じた具体的な指導計画を作成する。

(1) 司法修習生は原則として部に配属し，できる限り複数の裁判官の指導を受けられるように配慮する。単独事件のほか，合議事件についても修習させ，事件の係属状況によっては，他の部の事件について修習させることも考慮する。

(2) 指導計画の作成，各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官を修習指導官として定める。

(3) 各配属部の裁判官は，修習指導官と適宜協議を行い，各配属部間の指導の統一を図るとともに，指導方法の研究及び向上に努める。

(4) 司法修習生が民事部に配属されている期間における刑事裁判修習，刑事部に配属されている期間における民事裁判修習についても，配属庁の実情に応じて機動的に対処できるように配慮する。

２　指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては，次の各点に配慮する。

ア　法科大学院における教育内容を踏まえた上で，司法研修所における集合修習と連携し，具体的な事件に関する審理，判断等につき，裁判官の立場で修習することを通じて，法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き，裁判実務における技術的，形式的な事項の指導は，法曹として理解しておくべき基本的な事柄にとどめるようにする。

イ　指導に当たっては，司法修習生同士で討議をさせ，司法修習生に随時発問して意見を述べさせ，司法修習生からの質問に応答する機会をできるだけ設けるなどして，司法修習生の積極的，主体的取組を引き出すように配慮する。

ウ　配属庁の実情に応じて，実務修習の趣旨に即した適当な方法，例えば，

実務修習への導入のための講義，問題研究等による合同修習の機会を設けることも考慮する。

(2) 上記のほか，民事裁判については，次の要領による。

ア　通常訴訟の第一審事件を中心として，実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させるようにする。

イ　口頭弁論を傍聴させ，弁論準備，和解に立ち会わせるほか，検証，証拠保全等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け，また，合議を傍聴させるなどして民事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに，事件の各手続における実体法上及び手続法上の問題点を検討させることにより，適正かつ迅速な裁判を実現するための標準的な民事裁判実務を学ばせる。

ウ　事案に応じ，判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせて指導し，また，事件の争点及び争点に関する事実認定の要点を簡潔に記載した書面を複数の司法修習生に起案させ，これを基に討論させて指導するようにする。

エ　民事保全事件，民事執行事件等についても，配属庁の実情に応じて，傍聴，講義その他適当な方法により，実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(3) 上記(1)のほか，刑事裁判については，次の要領による。

ア　通常第一審事件を中心として，実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させる。

イ　公判を傍聴させるほか，公判前整理，事前準備，期日間準備，期日外の証人尋問等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け，また，合議を傍聴させるなどして刑事裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに，適正かつ迅速な刑事裁判を実現する意義を理解させ，そのための方策を学ばせる。

ウ　事案に応じ，判決書の全文又は修習に適する部分の起案をさせるほか，事実認定上，法律上の問題点や量刑等について検討した結果を書面又は口頭で報告させ，これに講評を加えるなどして指導する。

エ　令状事件等についても，配属庁の実情に応じて，傍聴，講義その他適当な方法により，実務上の基礎的知識を修得させるように配慮する。

(4) その他

ア　家庭裁判所における家事事件及び少年事件についても，傍聴，講義，見学その他適当な方法により，実務の事件処理の実情を理解させる。その期

間は，両者を通じ，原則として５日間とするが，配属庁の実情に応じて，先に講義等を実施した上で，訴訟，審判，調停，調査等の修習に適した手続がある際に傍聴させるなど，機動的な対処をすることも考慮する。

イ　裁判官以外の裁判所職員の事務についても，講義，見学等を実施し，裁判所全体の機構と活動状況を理解させるように努める。特に，調書作成事務や審理充実事務等の裁判所書記官事務についての実情を理解させるように配慮する。

第２　検察

１　指導方法

配属庁は，指導担当検察官を定め，一定の指導計画のもとにその指導に当たる。

また，各検察庁の実情に応じて，指導担当検察官との連携のもと，それ以外の検察官を司法修習生の指導に当たらせることができる。

２　指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては，法科大学院における教育内容を踏まえた上で，司法研修所における集合修習と連携し，実際の事件の捜査・処理，公判立会その他の検察事務について，検察官の立場で修習することなどを通じて，法曹として必要な基本的能力を養成することを主眼とし，その際，形式的・技術的な事項の指導は基本的なものにとどめ，検察官として必要な心構えを理解させることを心掛ける。

(2) 事件の捜査については，事案の真相を解明するための犯罪捜査の在り方，証拠収集及び取調べの要領を中心に指導する。

(3) 事件の処理については，事案の真相の把握，見通しの体得，証拠の価値判断，事件報告の要領，起訴・不起訴処分決定の在り方等を重点として指導し，法曹として必要とされる的確な判断力を養成することを主眼とする。

(4) 公判の立会については，検察官の公判立会を傍聴させるほか，立証方針の策定，提出証拠の整理，裁判所に提出する書面の作成，尋問技術など，公判立会の要領を指導する。

(5) その他，必要に応じて，裁判所及び弁護人との連絡，関係機関との連携協力等について，適宜その要領を指導する。

(6) 上記(1)から(5)について指導するため，検察官の活動，検察事務等に関する講義，検察実務に関する研究会等の合同修習を行う。

第３　弁護

１　指導方法

(1) 弁護実務修習は，主として，配属会が選任した個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）の指導による。担当弁護士は，具体的事件について，訴状，弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し，また，法廷内外の活動その他の事件処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして，弁護実務の実情を体験的に理解させる。

(2) 配属会の司法修習委員会と担当弁護士は，緊密に連絡協議し，指導方法の研究及び向上に努める。

２　指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては，法科大学院における教育内容を踏まえた上で，司法研修所における集合修習と連携するとともに，民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分し，弁護士の立場で具体的な事件処理を修習することを通じて，法曹として必要な基本的能力を養成することに重点を置き，さまざまな分野における弁護実務の基礎的な事柄を体得させるように努める。

(2) 指導の範囲は，上記の指導方法に留意しつつ，配属会及び担当弁護士の実情に応じて，弁護士倫理及び公益活動のほか，おおむね次の事項について，司法修習委員会及び担当弁護士が適宜定める。

Ａ　民事弁護

ア　民事保全，民事執行を含む訴訟活動

イ　民事調停，家事調停，審判等における活動

ウ　法律相談，交渉，契約書起案，倒産処理等の訴訟外活動

Ｂ　刑事弁護

ア　起訴前弁護活動（接見交通等を含む。）

イ　第一審・上訴審公判における弁護活動

ウ　刑事事件における各種書面の起案

エ　少年事件における付添人活動

(3) 配属会の司法修習委員会は，修習内容の質的及び量的な調整を図るため，配属会の実情に応じ適宜講義，討論等の合同修習を行う。

第７　選択型実務修習の運用ガイドライン

平成１８年９月１日

選択型実務修習の運用ガイドライン

第１　定義

司法修習生指導要綱（甲）に定めるもののほか，このガイドラインの用語については，次のとおりとする。

１　裁判所，検察庁，弁護士会等が，選択型実務修習の期間中，司法修習生に対し提供するプログラムを総称して，修習プログラムという。修習プログラムは，次の各プログラムからなる。

(1)　個別修習プログラム

修習プログラムのうち，司法修習生が配属された修習地の裁判所，検察庁及び弁護士会が提供するものであって，当該配属修習地の司法修習生のみが修習できるものをいう。

(2)　全国プログラム

修習プログラムのうち，司法修習生が，配属修習地にかかわらず修習できるものをいう。

(3)　自己開拓プログラム

司法修習生が，自ら修習先を開拓して設定し，修習するものをいう。

２　ホームグラウンド

選択型実務修習の期間中，司法修習生が，修習プログラムを修習しないときに，弁護修習を行う弁護士事務所を，「ホームグラウンド」という。

第２　修習地

選択型実務修習は，原則として，分野別実務修習における配属修習地で行うものとする。ただし，一定の期間及び修習内容に限り，配属修習地外で修習することができる。

なお，外国での修習は，当面これを認めない。

○　配属修習地以外での修習の期間は３週間を限度とする。

○　当面は，配属修習地では履修が不可能な修習内容に限り，配属修習地外で修習することができるものとする（第３の３，４参照）。

第３　修習先

１　（ホームグラウンド）

ホームグラウンドは，原則として，分野別実務修習で配属された弁護士事務所とする。

(1)　ホームグラウンドにおける弁護修習は，選択型実務修習の期間中，最低１週間は，継続して行わなければならない。

(2)　相当な理由があれば，選択型実務修習の２箇月間を通じてホームグラウンドでの弁護修習を行うこともできる。

(3)　分野別実務修習で配属された弁護士事務所以外の弁護士事務所をホームグラウンドとしなければならない事情がある場合には，ホームグラウンドを当該弁護士事務所に変更することができる。

２　（個別修習プログラム）

分野別実務修習の配属庁会は，その地の実情も踏まえながら，個別修習プログラムを提供する。

その内容は，分野別実務修習における成果を深化させ，あるいはその補完を図るものや，分野別実務修習では体験できないか，十分な修習を行うことが困難な専門的領域を修習するものを基本とする。例えば，別紙のようなものが考えられる。

○　現行司法修習において社会修習として実施されている見学ないし体験を個別修習プログラムとする場合には，修習内容が法曹の業務と関連を有するものとなるよう配慮する。

３　（全国プログラム）

知的財産権訴訟の専門部での裁判修習，法務省における法務行政に関する修習（検察修習），又はいわゆる渉外・知財事務所での弁護修習等その修習の性質上特定の地域の配属庁会にしか提供できないようなプログラムについては，全国の司法修習生に当該プログラムを提供する。

４　（自己開拓プログラム）

司法修習生は，民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に密接な関係を有する分野の修習先を自ら開拓することができる。

○　司法修習生指導連絡委員会（以下「指導連絡委員会」という。）は，司法

修習生が自ら開拓した修習先での実務修習について，後記第５の３のとおり，選択型実務修習の趣旨に適ったものかどうか，その適否について審査する。判断が困難なものについては，司法研修所と協議する。

○　指導連絡委員会により実務修習先として承認されると，司法修習生は当該修習先において，自己開拓プログラムとして修習することができる。

5　司法修習生が就職を予定している弁護士事務所を，修習プログラムとしての弁護修習先とすることはできないものとする。

第４　指導監督体制

選択型実務修習は，各配属修習地の弁護士会に委託して行い，司法修習生に対する監督は，当該弁護士会長に委託する。

第５　修習プランの策定手続

（個別修習プログラム等の提示）

1　指導連絡委員会は，提供される修習プログラムの内容が確定し次第，司法修習生に対し，各配属庁会を通じて全国プログラム及び個別修習プログラムを提示する。

○　選択型実務修習が２班に分かれて実施される場合（選択型実務修習から始まる班と集合修習から始まる班に分かれる。）であっても，司法修習生の修習計画の立案と指導連絡委員会による修習計画の審査手続は，両班とも同時に行う。

（応募）

2 (1)　全国プログラム

・　司法修習生は，まず，全国プログラムにつき，応募期日までに各配属庁会の指導連絡委員会に応募する（全国プログラムの修習を希望しない司法修習生は，個別修習プログラムにのみ応募すれば足りる。）。

・　司法修習生は，全選択型実務修習期間（２箇月）を通じて１つのプログラムにのみ応募することができる。

・　全国プログラムへの応募があった場合には，当該配属庁会の指導連絡委員会は，司法研修所に対し，その旨連絡し，司法研修所は，各全国プログラムの提供者に対し，全国の応募状況を連絡する（なお，条件審査のために必要な関係資料の送付については，応募を受けた指導連絡委員会から，

各提供者に直接送付する。)。

・　各全国プログラムの提供者は，できる限り早期に修習対象者を決定する。この際，各全国プログラムの提供者は，特定の全国プログラムにつき，応募者の前提知識・経験等（例えば，法科大学院や分野別実務修習で一定の基礎知識を修得していることを条件とするなど）を受入れの適否や優先順位を決定する際の条件とすることができる。

・　各全国プログラムの提供者は，受入決定の結果を，司法研修所を通じて，各配属庁会の指導連絡委員会に通知する。

・　全国プログラムを修習する修習対象者の決定は，おおむね第２クール終了時に終えるようにする。

(2)　個別修習プログラム

・　司法修習生は，次に，各配属庁会の指導連絡委員会が提示した個別修習プログラムにつき，遅くとも分野別実務修習の第４クールが開始して一定期間経過後（例えば，１週間経過後）までに各配属庁会の指導連絡委員会に応募する。

・　指導連絡委員会は，募集に当たって，司法修習生に，個別修習プログラムを適切に実施するため，必要があるときは，複数のプログラムについて順位をつけて応募させることができる。

・　指導連絡委員会は，当該配属庁会に配置される司法修習生数等に照らし，上記日程での事務処理が困難と予想されるときは，応募の開始を前倒し（例えば，第３クールの前半終了時等）することができる。

（司法修習生が修習先を自ら開拓する場合）

3　司法修習生が自ら開拓した修習先での実務修習を希望する場合には，応募時に，当該修習先の概要を記載した書面及び修習先の発する司法修習生を受け入れる旨の書面等を各配属庁会の指導連絡委員会に提出する。

指導連絡委員会は，提出された書面その他の資料に基づいて，選択型実務修習の目的に沿うものかどうか，その適否について審査し，その結果を司法修習生に速やかに通知する。

○　指導連絡委員会は，司法研修所に対して，審査後直ちにその結果を報告する。

（個別修習プログラムの修習対象者の決定）

4　各配属庁会は，提供する特定の個別修習プログラムについて，応募者が定員を超えた場合には，速やかに抽選その他の公平な方法により修習対象者を決定し，すべての個別修習プログラムにつき，受入れの可否について一定期間以内（例えば，個別修習プログラムの募集から２週間以内）に司法修習生に通知する。

○　各配属庁会は，特定の個別修習プログラムにつき，応募者の前提知識・経験等（例えば，法科大学院や分野別実務修習で一定の基礎知識を修得していることを条件とするなど）を受入れの適否や優先順位を決定する際の条件とすることができる。

（個別修習プログラムの追加募集）

5　各配属庁会は，定員に達していない個別修習プログラムがある場合には，追加募集をするなどして，修習対象者を追加することができる。

（確定）

6　司法修習生は，２から５までの手続を踏まえ，選択型実務修習期間全体の修習計画を，分野別実務修習の全クールが終了するおおむね２週間前までに，各配属庁会の指導連絡委員会に提出する。

各配属庁会の指導連絡委員会は，修習計画について本ガイドラインに照らし不相当な点があれば，司法修習生に対し，これに適合するよう修習計画を是正させる。

修習計画の内容が確定すると，司法修習生はこの計画に従って修習する。

第６　修習成果の評価

1　司法修習生は，選択型実務修習終了時点において，修習の成果等を記載したレポートをホームグラウンドの修習指導担当弁護士を通じて弁護士会に提出する。

2　弁護士会長は，上記レポートのほか，修習指導担当弁護士及び各プログラムの修習先からの修習実績についてのコメントなどに基づいて，修習の成果を評価する。

○　弁護士事務所以外の各プログラムの修習先の修習実績のコメントについては，司法修習生がプログラム提供先に所定の様式の報告書を持参し，プログラムの終了後に，当該提供先が報告書にコメントを記載し，弁護士会に送付

する。

○　修習の成果の評価については，修習内容に照らし，合否のみを判定することとし，立案した計画が履行されていれば合格とし，特に良好な成果を修めた者や，立案した計画の履行が不十分な者など，特記すべき事項があれば，報告書にその旨付記する。

第７　その他

選択型実務修習が２班に分かれて実施される場合，修習地が東京及び大阪並びにそれら周辺の司法修習生については，集合修習から始まる班に，それ以外の修習地の修習生については，選択型実務修習から始まる班に分かれることを基本とする。

別紙

各配属庁会が提供する標準的な修習プログラムの具体例

1　裁判所が提供するプログラム

(1) 通常事件修習　　1箇月間程度

分野別実務修習の深化を目的として，通常事件を扱う地方裁判所の民事部又は刑事部における修習

(2) 特殊事件修習　　2週間程度

特殊事件（保全，民事執行，倒産等の事件）を扱う地方裁判所の部において行う民事裁判修習

(3) 家庭裁判所修習　　2週間程度

家庭裁判所において行う家事・少年事件の修習

2　検察庁が提供するプログラム

(1) 捜査・公判補完修習（A）　　1箇月間

身柄事件の取調べ，事件処理，公判請求事件の立証計画や，公判提出書類の起案，証人尋問準備や，控訴審議の検討など，分野別実務修習の補完と深化を目的とする修習

(2) 捜査・公判補完修習（B）　　2週間

同上

(3) 刑事関連施設等見学修習　　1週間

分野別実務修習で実施しない刑事関連施設見学や矯正・保護の実情に関する知識を深化させることを目的とする修習

(4) その他　　1週間

(3)の見学修習の希望者が多いときには，2回に分けて実施することも必要で，その場合の予備の1週間に当てることができるほか，各地方検察庁の実情や所属する検察官の個人的な能力（簿記・会計，外国法，条例審査）を踏まえながら各地方検察庁で自由に設定できる（設定しなくてもよい。）プログラム

3　弁護士会が提供するプログラム

(1) 分野別実務修習の配属先弁護士事務所（ホームグラウンドとなる弁護士事務所）以外の弁護士事務所での修習　　1週間から2週間

(2) 特殊事件（保全，民事執行，倒産，行政，労働，家事，少年等の事件）についての弁護修習　　1週間から2週間

(3) 弁護士として関与すべき専門分野（消費者問題，サラ金・クレジット問題，民事介入暴力，交通事故，子どもの人権，高齢者・障害者問題，犯罪被害者支援など，ほとんどの弁護士会で対応可能な分野）や弁護士会活動，弁護士倫理等に関する修習　　1週間以内

講義・ゼミナールの実施，当該分野における法律相談の立会（弁護士会や担当弁護士事務所等），当該分野での事件処理（担当弁護士事務所等）等を集中的に研修させる。

(4) 法律相談センター，公設事務所（対応する地方裁判所の支部等がある場合には，そこでの修習も含む），あっせん仲裁センター，住宅紛争審査会等の公益的活動の修習　　1週間以内

(5) 日本司法支援センター，新聞社，放送局（報道・社会部），銀行協会，商工会議所，民間企業（法務部門），国民生活センター，消費者センター，自治体の法律関係部門等における修習　　1週間以内

※　(2)及び(3)については，登録制にしておき，適する時期，事件が判明したとき，弁護士会が修習生に担当弁護士を割りあてるという方法が考えられる。この場合，他の個別修習プログラムとの競合があれば，その調整を図るものとする。

4　各配属庁会が共同で提供するプログラム　－模擬裁判－

1週間から2週間

民事事件又は刑事事件の模擬裁判は，実演及び講評を3日間程度で行い，他の期間を模擬裁判の準備期間に充てる。

平成１８年９月１日

選択型実務修習の運用ガイドラインに関するＱ＆Ａ

Ｑ１　「選択型実務修習の運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」とはどのような性質のものか。

Ａ　ガイドラインは，指導要綱（甲）第２章第２の２に基づいて，選択型実務修習の実施に関する細則を定めたものです。

したがって，ガイドラインの枠組みの範囲内で選択型実務修習を実施していただくことになります。この枠組みの範囲内で各庁における運用の指針や実施細目を作成することはもとより差し支えありません。

第１　修習地

Ｑ２　「配属修習地以外での修習の期間は３週間を限度とする」のはなぜか。

Ａ　選択型実務修習は，配属修習地における分野別実務修習の成果の深化と補完を図ることを第一次的な目的としており，また実務修習は，実務修習を委託した地で行うものとしている本来的な趣旨からすると基本的には配属修習地で修習すべきものと考えられるからです。

したがって，選択型実務修習２箇月間のうち，配属修習地における修習が，少なくとも半分を超えるべきであると考えられ，配属修習地外における修習は３週間を限度とすることとしました。

Ｑ３　「配属修習地では履修が不可能な修習内容」とはどのようなものか。

Ａ　制度的に，履修が不可能な場合をいいます。

例えば，裁判修習では，法律上，専属管轄とされ，東京・大阪の各地裁にしか係属していない特許権，実用新案権等のいわゆる知的財産権に関する訴訟の事件処理について修習しようとする場合がこれに当たり，全国プログラムとして提供され，配属修習地を離れて修習することができます。これに対

し，医療，労働の分野など，各配属修習地で修習できるものについては，配属修習地では履修が不可能な場合には当たらないので，それらの集中部や専門部制をとっている庁における修習をするために，配属修習地を離れることはできません。

検察修習についても，裁判修習と同様であり，上記のような集中部，専門部制をとっていない庁で修習している場合に，そうした部制をとっている他庁でのその種の事件処理の修習をするために配属修習地を離れることはできません。

したがって，裁判修習及び検察修習については，全国プログラムとして提供される修習内容を修習するときに限り，配属修習地外で修習することができます。

弁護修習については，法制上履修が不可能な修習内容という概念は想定しえないこと，また，そうした制限を設けることも相当ではないので，全国プログラムとして提供されているもの及び自己開拓プログラムについて，配属修習地以外で修習できます。

なお，単に修習を希望する分野の事件が当該配属修習地において希少なことにより修習が事実上困難な場合や，単に事件数が多いということで大規模庁での修習を希望する場合などは，配属修習地以外で修習できる場合に該当しません。

Ｑ４　外国での修習を当面認めないのはなぜか。

Ａ　弁護士会会長による監督の限界という問題があるほか，選択型実務修習の趣旨・目的に適うような外国における修習の在り方については，現時点においては，なお調査，検討すべき点が多いと考えられるからです。

第２　修習先

Ｑ５　ホームグラウンドは，原則として，分野別実務修習で配属された弁護士事務所とするのはなぜか。

Ａ　分野別実務修習の期間における裁判修習と弁護修習のバランスの調整及び今後の弁護士業務の多様化に対応する観点から，選択型実務修習を制度的に弁護士実務に比重を置いたものとする必要があるところですが，その際には

弁護修習の際に配属された弁護士事務所を本拠地（ホームグラウンド）とするのが最も適当と考えられるからです。

Q６　「ホームグラウンドにおける弁護修習は，選択型実務修習の期間中，最低１週間は継続して行わなければならない。」とあるが，継続は絶対的な条件か。

A　少なくとも１週間は継続することで充実した弁護修習を行い，選択型実務修習を弁護士実務に比重を置くものとする制度趣旨を全うしようとするものです。

しかし，各司法修習生の個別修習プログラム等の選択の方法によっては，１週間継続してホームグラウンドで弁護修習を行うことが困難な場合が生じることも考えられるので，個別具体的な事情に鑑みて，１週間継続することを絶対的な条件とするわけではありません。

Q７　「選択型実務修習の２箇月間を通じてホームグラウンドでの弁護修習を行うこと」につき「相当な理由」がある場合とはどのような場合か。

A　例えば，配属先の弁護士事務所（ホームグラウンド）に大きな倒産事件が係属した場合，民事の大規模事件で集中証拠調べが予定されている場合，刑事事件で公判前整理手続や裁判員制度下の集中的な審理等が予定されている場合等，司法修習生が選択型実務修習の２箇月間を通して，ホームグラウンドで修習することが，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るという選択型実務修習の目的から相当な理由があるといえるような場合です。

Q８　「分野別実務修習で配属された弁護士事務所以外の弁護士事務所をホームグラウンドとしなければならない事情」とはどのような場合か。

A　分野別実務修習で配属された弁護士事務所の指導担当弁護士の死亡や病気，他の弁護士会への登録替え等の事情により，指導担当弁護士の指導が期待できなくなるような場合をいいます。

Q９　弁護士事務所の狭隘や，一度に複数の司法修習生を受け入れることが困難であることを理由として，ホームグラウンドを他の弁護士事務所に変更することは認められるか。

A　基本的には認められません。

弁護士事務所の司法修習生用の机と椅子を入れるスペースがなく一組しか入らないような場合には，打合せ用の机等を使うなど，備品面では柔軟な対応をする必要があります。また，個別修習プログラムの選択の仕方などで工夫する余地もあるでしょう。

なお，事務所の建て替え等により，極端に狭隘の状況にあるなど，個別の事情によっては，弁護士会会長等の判断によって他の弁護士事務所に変更することもやむを得ないと思われます。

Q 10　ホームグラウンドとなる弁護士事務所が，司法修習生の就職予定先であった場合の取扱いをどうすべきか。

A　就職予定先で弁護修習をすることは，選択型実務修習の期間を試用期間として活用しているのではないかとか，就職予定先弁護士事務所が司法修習生を修習の範囲を超えて事実上弁護士業務に従事させているのではないかなどといった批判があり得るところです。しかし，弁護士会の実情によっては代替事務所の確保が困難であったり，仮に代替事務所が確保できたとしても，その弁護士と司法修習生の間で新たに信頼関係を形成しなければならないとするのは他の司法修習生と比べても酷であるなどの面もあります。

このようなことから，就職予定先弁護士事務所をホームグラウンドとすることを禁止することまではしていませんが，ホームグラウンドの弁護士事務所が就職予定先である場合には，配属された司法修習生に個別修習プログラムを積極的に選択するよう指導する等により，前記の弊害を防止する配慮をしていただく必要があります。

なお，ガイドライン第３の５のとおり，個別修習プログラムとしての弁護修習先として，就職予定先の弁護士事務所を選択することはできません。これは，前述の弊害が生ずるおそれがより大きくなることを考慮してのものです。

Q 11　修習プログラムについて，ガイドライン別紙に掲げるものをすべて用意しなければならないか。

A　ガイドラインは選択型実務修習の実施に関する枠組みを定めたもの（Q１

参照）ですから，別紙に掲げられているプログラムをすべて用意しなければならないということではありません。

別紙のプログラムは，おおむねどの配属庁会でも実施が可能なプログラムを例示していますが，特に弁護士会が提供するプログラムは，各弁護士会によって実情は様々であり，ガイドラインに記載したものの一部を用意したり，あるいは別紙に掲げられていないプログラムを設けることも差し支えありません。

Q 12　現行型司法修習において，社会修習として実施されている見学ないし体験を個別修習プログラムとする場合，その修習内容を「法曹の業務と関連を有するものとなるよう配慮する。」としたのはなぜか。

A　新司法修習では，法科大学院教育との連携を前提として，法曹としての基本的なスキルとマインドの養成に焦点を絞った教育を行うものとされておりますので，設問のような個別修習プログラムを設定するときは，それが「スキルとマインド」の養成を目的としたもので，換言すれば「法曹の業務と関連を有するもの」でなければならないとしたものです。

Q 13　現行型司法修習において社会修習として実施されているもので，法曹の業務と関連を有するものとは具体的にどのようなプログラムが考えられるか。

A　現行型司法修習において社会修習として実施されている見学等のうち，刑務所等の刑事施設や少年院等の更生保護施設，あるいは ADR の見学等は，法曹の業務との関連性があるものと考えられます。

また，社会の実相に触れるものとして実施してきた福祉施設等における社会修習については，法曹の業務と関連する事項をテーマとする個別修習プログラムとして提供し，その一環として施設見学等を実施するのであれば可能です。例えば，弁護士として関与すべき専門分野として「高齢者・障害者に関する法律問題」を個別修習プログラムとして提供し，講義や問題研究を組み込んだ上で，そのカリキュラムの一環として，福祉施設の見学等をすることが考えられます。

これに対し，法曹の業務と関連性が薄いもの（例えば，ホテルの従業員，デパートの店員の一日体験等）は個別修習プログラムになり得ないことになります。

Q 14　全国プログラムについて，ガイドラインに掲げるもの以外は考えていないのか。

A　当面は，全国プログラムの性質上，一度に多人数を受け入れることの可否等を勘案し，着実に実施できるものと考えられるところから始め，ガイドラインに掲げた全国プログラムについてのみ，実施することとなります。

将来的には，今後検討の上，全国プログラムとして実施することが相当なものがあれば，順次採用・提供をしていくことになると思われます。

Q 15　高裁，高検，連合会単位等一定地域の司法修習生を対象とする修習プログラムは提供できないのか。

A　選択型実務修習は新しい試みであり，地域の実情に応じた実現可能なものから始め，徐々に豊かな内容に育てていく必要があります。このため，将来的には，設問のような修習プログラムを一定の要件等を設けて行う可能性はあると考えていますが，まずは，配属修習地における個別修習プログラムを着実に実施することが肝要であるため，高裁，高検，連合会単位等一定地域の司法修習生を対象とする修習プログラムは当面行わないこととしています。

Q 16　自己開拓プログラムを「法曹の活動に密接な関係を有する分野」に限るのはなぜか。

A　自己開拓プログラムは，あくまで選択型実務修習の一環として個別修習プログラムや全国プログラムでは提供されない分野での修習についてその選択の幅を広げるために認めるものですから，それは法曹としての基本的なスキルとマインドの養成を図るのに有意義な分野における修習である必要があるからです。

したがって，「法曹の活動に密接な関係を有する分野」とは，法曹の活動そのものではないが，法律的業務や法律と関連した問題を扱う業務（具体例はＱ１７参照）に関する分野がこれに該当します。

Q 17　自己開拓プログラムの修習先として，「民間企業の法務部，地方自治体の法

務関係部門等」とあるが，ほかにどのような部門が考えられるか。

A　例えば，司法書士事務所，弁理士事務所，税理士事務所，不動産鑑定士事務所及び土地家屋調査士事務所などのいわゆる隣接職種，民間ＡＤＲ機関，報道機関の社会部などが考えられます。

Q 18　就職予定先である弁護士事務所の顧問先である企業の法務部を自己開拓プログラムの修習先とすることは可能か。

A　特に禁ずるものではありませんが，専ら就職予定先の弁護士が関与する事件の修習をするなどの事実上の弁護士業務を行ったり，実質的に試用期間的な内容の修習を行ったりしないような配慮をする必要があります。

Q 19　自己開拓プログラムの修習先として，弁護士事務所は認められるか。

A　分野別実務修習における司法修習生の弁護士事務所への配属は，弁護士会及び司法修習生指導連絡委員会（Q 20 参照）の管理下にあることが制度上予定されています。また，選択型実務修習中は，分野別実務修習で配属された弁護士事務所をホームグラウンドとするとしています。しかし，設問のような事例は，弁護士と司法修習生との合意により，修習先としての弁護士事務所が定まることになり，これは制度の予定していないところです。

将来的に，選択型実務修習の運用の実情，特に個別修習プログラム，全国プログラムとして提供される弁護士事務所の状況等によっては，弁護士事務所を自己開拓プログラムの修習先として認める余地もあり得なくはないところですが，少なくとも当面は，選択型実務修習が開始当初であり，今後の運用状況を見極める必要もあることから，自己開拓プログラムの修習先としての弁護士事務所は，認められません。

（注）平成１９年６月２２日付通知（１０９頁）による改訂あり

Q 20　司法修習生指導連絡委員会（以下「指導連絡委員会」という。）とは何か。

A　配属庁会においては，司法修習生の指導に関して相互に連絡をとり，また司法研修所と緊密な連携を保つため，配属修習地ごとに指導連絡委員会を設ける，とされています。

指導連絡委員会は，修習の効果を上げるため，分野別実務修習の内容，順序，選択型実務修習の実施，修習に関する費用の使用方法等について連絡協議をすることになっており，（以上につき，「司法修習生指導要綱（甲）」第６参照）主に配属庁会の長と修習指導担当者により構成されます。

選択型実務修習は，弁護士会に委託するものの，その策定手続は，各配属庁会に跨ることから，プログラムの提示，審査等いずれの手続も，指導連絡委員会が行うことになります。

Q 21　自己開拓プログラムの修習先として妥当かどうかの判断について，司法研修所の協議窓口はどこか。

A　司法研修所事務局企画課企画第二係ですが，原則として各指導連絡委員会の判断に委ねられておりますので，妥当性の判断についての事前の協議は，判断が困難な場合にのみ行うこととしてください。

なお，具体的な判断事例や承認した修習先については，司法研修所に報告していただき，各指導連絡委員会へフィードバックしていきたいと考えていますので，その場合の相談窓口も司法研修所事務局企画課企画第二係となります。

第３　指導監督体制

Q 22　なぜ選択型実務修習は弁護士会に委託して行い，司法修習生に対する監督は弁護士会会長に委託するのか。

A　選択型実務修習は，制度的に弁護修習に比重を置いたものとするとしていることから，ホームグラウンドを弁護士事務所としたものです（Ｑ５参照）。

したがって，その実施は，弁護士会に委託して行い，司法修習生に対する指導監督も弁護士会会長に委託することが適当と考えられるからです。

Q 23　裁判所や検察庁でのプログラムを修習している場合や，自己開拓プログラムの修習先で民間企業や自治体で修習している場合も，弁護士会会長が監督するのか。

A　裁判所や検察庁でのプログラム（全国プログラムを含む。）で修習してい

る場合や，自己開拓プログラムの修習先で修習している場合であっても，監督権者は，配属修習地の弁護士会会長となります。

例えば，この監督権が働く場面としては，司法修習生に関する規則で規定する報告に関するもののほか，「司法修習生の規律等について」に定められた司法修習生からの身上変更届及び緊急連絡先の届出の受理事務がありますが，これらはまさに前記監督権に基づくものとして，弁護士会が直接司法修習生との間でやりとりをすることになります。

これに対し，当該プログラム修習中における司法修習生の行状等に問題がある場合や，外国旅行申請及び欠席承認申請等，弁護士会会長が申請に対してその許否をすべき性質の事務については，個別修習プログラムの提供先の指導担当者等ないし事務局が，弁護士会（長）の補助者的な地位で協力をしたり，受理の窓口となってもらうことが相当です（欠席承認申請につき，Q 24参照）。

なお，自己開拓プログラムの修習先及び全国プログラムの修習先の場合は，個別修習プログラムのような監督の補助を修習先に求めるのは相当ではありませんから，弁護士会会長が直接監督権を行使することになります（なお，全国プログラムを提供する裁判所・弁護士会等（以下「全国プログラム提供者」という。）が必要に応じて，弁護士会会長の補助者として，協力することを妨げるものではありません。）。

Q 24　選択型実務修習中の欠席管理は，どのように行うのか。

A　①　個別修習プログラムの場合

裁判所や検察庁での個別修習プログラムの修習中に欠席を要する事由が生じた場合には，司法修習生には，個別修習プログラムの提供先の事務局に欠席承認申請書を提出させ，当該プログラムの指導担当責任者にその事実を連絡した上，速やかに弁護士会に送付します。

個別修習プログラムの場合，配属庁会が近接していることや，個別修習プログラムの提供者は司法修習生の欠席処理事務に慣れていること及び司法修習生の利便性を考慮すると，前述の処理が相当であると考えられます。

②　全国プログラム及び自己開拓プログラムの場合

司法修習生に全国プログラム提供者又は自己開拓プログラムの修習先へ欠席する旨を連絡させ，かつ，欠席承認申請は配属修習地の弁護士会に提出させることになります。なお，提出方法はファクシミリ送信による方法でも可

能とします。

全国プログラム及び自己開拓プログラムについては，その提供先が必ずしも裁判所，検察庁又は弁護士会ではないため，前述の個別修習プログラムの場合のような申請の窓口の役割を担わせることは先方へ負担をかけ，また，混乱が生じる可能性があること及び配属修習地の弁護士会と修習先が場所的に離れていること等を考慮すると前述の処理が相当であると考えられます。

第4　修習プランの策定手続

Q 25　個別修習プログラムの日程については，各プログラムの提供者が自己の都合だけで作成してよいか。

A　一定の時期にプログラムが集中してしまうことのないよう，指導連絡委員会を通じて，各々の提供するプログラムの日程調整を行ってください。

Q 26　司法修習生全員に対する必修の個別修習プログラムを策定することは可能か。

A　選択型実務修習は，司法修習生が主体的に選択することを主眼としたものですから，必修の個別修習プログラムの策定はできません。

もっとも，司法修習生がプログラムを選択するに当たり，一定のパターンのプログラムの組み合わせを提案したり，選択に迷っている司法修習生に対し，特定の個別修習プログラムの存在を示唆したりするなど，司法修習生の主体的な選択を害することのない範囲で指導・助言することはもとより差し支えありません。

Q 27　個別修習プログラムは，日単位で策定することも可能か。

A　1つのプログラムの日数の合計が1週間となる組み合わせのプログラムの策定は可能であるとは考えられますが，例えば，5週間のうち毎週月曜日とするようなプログラムを設定してしまうと，他の個別修習プログラムとの競合が極めて起きやすくなり，選択の幅を狭める結果になることから望ましくはありません。

Q 28　随時日程が入る事件を個別修習プログラムとして提供できるか。

A　弁護修習における特殊事件（保全，民事執行，倒産，行政，労働，家事，少年等の事件）及び弁護士として関与すべき専門分野（消費者問題，サラ金・クレジット問題，民事介入暴力，交通事故，子どもの人権，高齢者・障害者問題，犯罪被害者支援などのほとんどの弁護士会で対応可能な分野）や弁護士会活動，弁護士倫理等に関する修習については，登録制にしておき，適する時期，事件が判明したとき，弁護士会が司法修習生に担当弁護士を割り当てるという方法が考えられます。

その場合には，他の個別修習プログラムとの競合等の問題も生じることから，ホームグラウンドでの修習の時期に割り当てる等の工夫が必要です。

Q 29　全国プログラムの提示手続はどうなるのか。

A　司法研修所が全国プログラム提供者と配属庁会の仲介をします。概要は，「選択型実務修習イメージ」（別紙１）のとおりです。

なお，応募に際し申込書と共に司法修習生から各配属庁会の指導連絡委員会に提出された関係資料は，同委員会から全国プログラム提供者に直接送付します。

提示は，第１クールの分野別実務修習を実施している配属庁会から個別修習プログラムと併せて司法修習生に配布する方法で行います。

Q 30　全国プログラムが全体を通じて一つのプログラムしか応募できないのはなぜか。

A　全国プログラムは，全国プログラム提供者の都合で特定の期間における参加人員を限ったものにならざるを得ません。したがって，多くの司法修習生に参加の機会を与えるため，一つのプログラムしか応募できないものとしています。

Q 31　全国プログラムについての司法修習生からの問い合わせについてはどこが対応するのか。

A　司法研修所事務局企画課企画第二係が窓口として対応します。

Q 32　個別修習プログラムは，全国プログラムと同時に提示しなければならないか。

A　同時に提示することにより，司法修習生が，各プログラムの選択について，全体の期間を通じてのスケジュールを立てやすくなると考えていますので提供は同時にしてください。

Q 33　個別修習プログラムの提示手続はどうなるのか。

A　提示手続は「選択型実務修習イメージ」（別紙１）のとおりです。

なお，具体的な実施要領等の参考書式を示しますので，参考にしてください（参考書式集１－１以下参照。）。

Q 34　自己開拓プログラムの修習先から承諾を得るまでの手続はどうなるか。

A　自己開拓プログラムを希望する司法修習生は，修習先に，選択型実務修習及び自己開拓プログラムの趣旨を伝えた上，承諾書（参考書式集２－２参照）を得ます。承諾書は，自己開拓プログラムの修習先での修習申出書に添付して，各配属庁会の指導連絡委員会に提出します。

承諾書の内容は，自己開拓プログラムの修習先の代表者による，司法修習生が選択型実務修習を修習先で実施することについての承諾であり，記名・押印を求めることが相当です。

第５　応募

Q 35　申込書の提出（応募の窓口）については，裁判所，検察庁，弁護士会それぞれに行うのか。

A　申込書の宛先は指導連絡委員会となりますが，具体的な申込書の提出については，提出時点で各司法修習生が修習している各配属庁会の担当部署が窓口となります。

なお，申込書は各配属庁会がそれぞれとりまとめて相互に送付することになりますので，あらかじめ必要部数を提出させることでもよいと思われます。

Q 36　全国プログラムの応募が，個別修習プログラムの応募に先立って実施されるのはなぜか。

A　選択型実務修習のプログラムは，分野別実務修習における成果の深化と補完を図ったり，分野別実務修習では体験できない専門的領域を修習するものが基本ですが，全国プログラムは，基本的に後者の目的を達成するために提供されるものです。個別修習プログラムの多くは前者を目的としている性質上，分野別実務修習をおおむね経験した後でないと主体的な選択が困難であるのに対し，全国プログラムの選択については，そのような時期的な考慮をする必要性が低いことから個別修習プログラムに先立って，応募することとしています。また，全国プログラムは，受入可能人員に比べて応募数が多くなることも予想され，受け入れられなかった司法修習生が，その期間の個別修習プログラムを応募することにより，なるべく多く選択ができるようにする必要があるとの理由もあります。

Q 37　個別修習プログラムの募集に当たっては，必要があるときは複数のプログラムについて順位をつけて募集させることができるとしたのはなぜか。

A　希望をなるべく複数募ることにより，応募が集中して希望するプログラムへの受入れが認められず，ホームグラウンドでの弁護士事務所の修習しかできない司法修習生が生ずるのを，可能な限り防止し，司法修習生が主体的に修習内容を選択，設計できるようにするという選択型実務修習の在り方に資するためです。また，定員に満たないプログラムについて，追加募集することは事務処理にかけられる期間の点で不便が大きいことから(Q 41 を参照)，それを避けるため，あらかじめ，司法修習生に，複数のプログラムに希望順位をつけて応募させる取り扱いができるものとしたものです。

Q 38　個別修習プログラムは第４クールに応募することを原則とするのはなぜか。

A　個別修習プログラムは，分野別実務修習における成果の深化と補完を図ったり，分野別実務修習の課程では体験できない領域を修習することを目的としており，分野別実務修習を一通り経験した後でないと一般に選択が困難な面があると考えられるからです。

Q 39　「応募の開始を前倒し（例えば，第３クールの前半終了時等）」することができるものとしたのはなぜか。

A　配属される司法修習生の人数や，プログラムの数などに鑑みて，第４クールに入ってから応募を受け付けていては事務処理が間に合わないと予想される場合など，その実施に支障を来すことが明らかな場合には，応募の開始を前倒しする工夫も必要と考えられるからです。

Q 40　修習対象者の決定に当たり，修習希望者が定員を超えた場合の決定方法として「抽選その他の公平な方法により」とあるが，具体的にはどのようなものか。

A　抽選のほか，分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習をする個別修習プログラムについては，当該分野についての基礎知識等を有しているか否かを条件とすること（例えば，大学や法科大学院で一定の単位を修得していること，司法試験の選択科目を選択したことなど）が考えられます。

また，分野別実務修習の深化を目的とする個別修習プログラムについては，分野別実務修習の成果や達成度などを考慮することも考えられます。その他，分野別実務修習では適当な事件の係属がなかったために経験できなかった修習がある場合（例えば，他の班では保全事件の体験ができたが，別の班では体験できなかった場合など）に，優先的に修習させることもあるかと思います。

Q 41　個別修習プログラムの追加募集を行う際の留意事項はあるか。

A　プログラムの確定・実施までの期間が短いため，追加募集を行う場合もできる限り電話で通知をするなどの簡易な方法で迅速に実施するようにしてください。

なお，複数のプログラムにつき順位をつけて応募させる運用を活用（Q 37を参照。）することにより，追加募集を行わないことでも構いません。

Q 42　修習計画書には何を記載させるか。

A　修習の目的のほか，選択型実務修習の全期間について，ホームグラウンドでの修習を含む修習プログラム，修習期間及び修習先を記載します。

Q 43　修習計画書の「不相当な点」を判断するポイントは何か。

A　選択型実務修習の制度趣旨及びガイドラインを逸脱したものでない限り，司法修習生が作成した修習計画の内容を尊重することになります。

判断するポイントとして，具体的には，配属修習地外の場所での修習期間が３週間を超えていないか，ホームグラウンドにおける弁護修習が最低１週間継続して計画されているか，２箇月間すべてをホームグラウンドで修習することに合理的な理由があるか等を確認することになります。

Q 44　「不相当な点」があるとして是正を必要とする場合に，司法修習生が是正しない場合にはどうなるのか。

A　不相当な点の内容が全体に占める割合等にもよりますが，選択型実務修習の趣旨に適った修習をしなかったこととなります。

第６　修習成果の評価

Q 45　司法修習生が修習の成果等を記載したレポートを提出してから弁護士会会長が修習の成果を評価するまでどのような手続になるのか。

A　「選択型実務修習結果報告の流れ」（別紙２）のとおりです。

Q 46　修習の成果等を記載したレポートはどのようなものか。

A　修習のレポートは修習プログラムごとに作成することになりますが，各修習内容の成果及び感想を簡潔に記載し，修習先のプログラム指導担当責任者が記名・検印する程度のものを考えています（参考書式集３－１参照）。

Q 47　個別修習先からの修習実績についてのコメントはどのようなものか。

A　Q 46 のレポートとは別に，司法修習生が持参する選択型実務修習結果意見書（参考書式集１－７参照。）にコメントを記載してもらい，指導担当弁護士を介して弁護士会に直接送付してもらいます。

Q 48　指導担当弁護士は，修習の成果について，弁護士会にどのような報告をすればよいか。

A　指導担当弁護士は，司法修習生から提出されたレポート，修習先のプログラム指導担当責任者からのコメントが記載された選択型実務修習結果意見書及びホームグラウンドでの修習全般を通じて意見を付し，弁護士会会長宛に送付します。

Q 49　弁護士会会長は，司法研修所に対し，どのような報告をすればよいか。

A　弁護士会会長は，レポート，修習先及び指導担当者のコメントに基づいて，修習の成果を判断することになります。司法研修所へは，司法研修所におけるクラスごとにその合否のほか欠席日数を報告します。また，特記すべき事項があればその旨付記します（別紙３参照）。

なお，選択型実務修習結果の報告の通知に関する文書については，司法研修所長より，各弁護士会会長にします。

Q 50　修習の成果の評価に関し，正当な理由のある欠席によりその間のプログラムを履修しなかった場合には，どのように評価するのか。

A　分野別実務修習，司法研修所における集合修習を含んだ全修習期間のうち病気その他の正当な理由によって修習しなかった４５日以内の期間はこれを修習した期間とみなす（司法修習生に関する規則６条）ことになりますから，原則として計画が履修されたものとして，評価して差し支えありません。

ただし，選択型実務修習期間中，修習を要する日の２分の１を超える欠席をした場合には，原則としてその評価は不可と取り扱う（司法修習生の規律等について第５の１０）ことになります。

第７　その他

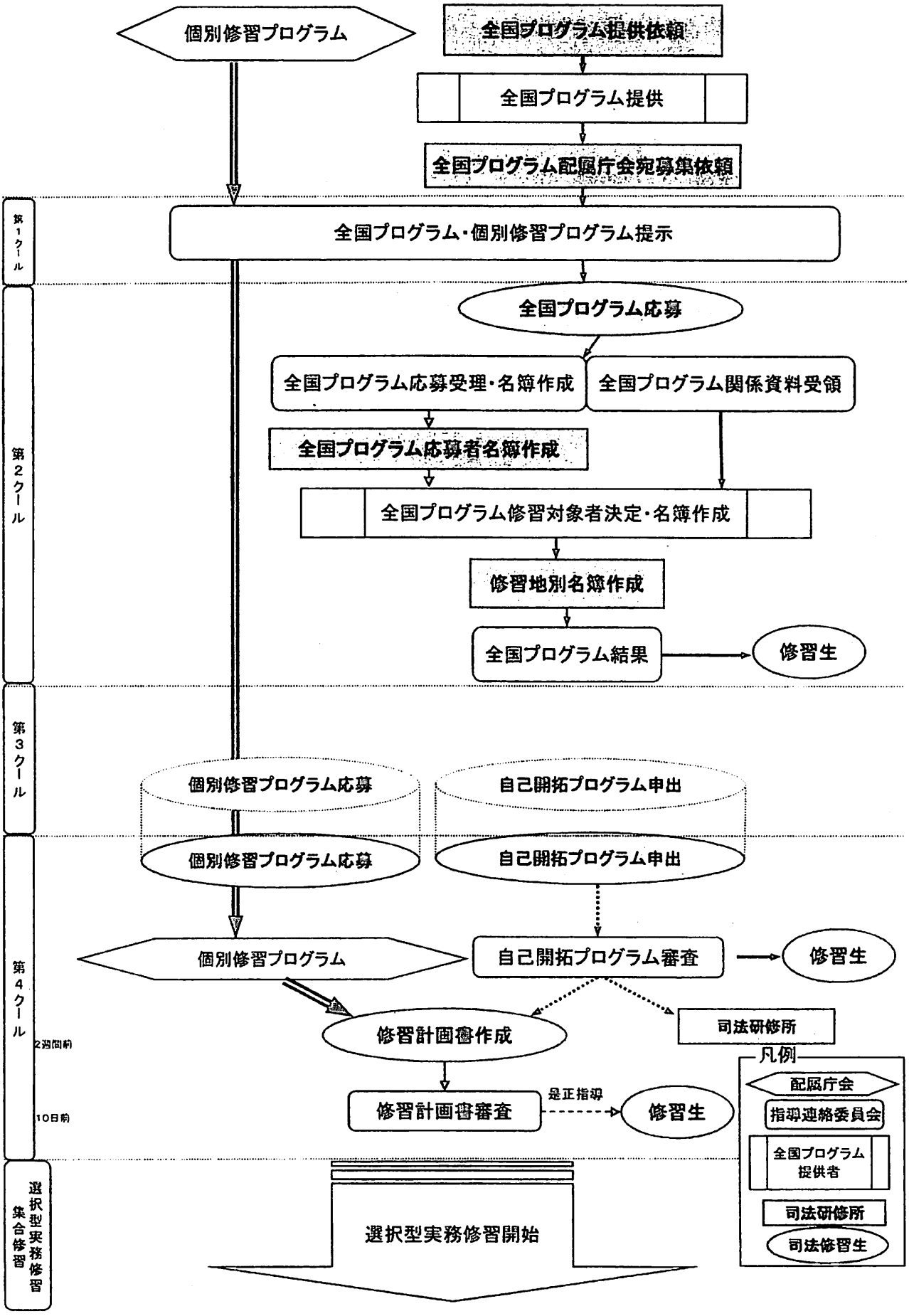
Q 51　配属修習地外の修習地における修習（全国プログラム）をする場合，旅費，宿泊費等は支給されるか。

自己開拓プログラムの修習先についてはどうか。

※未定

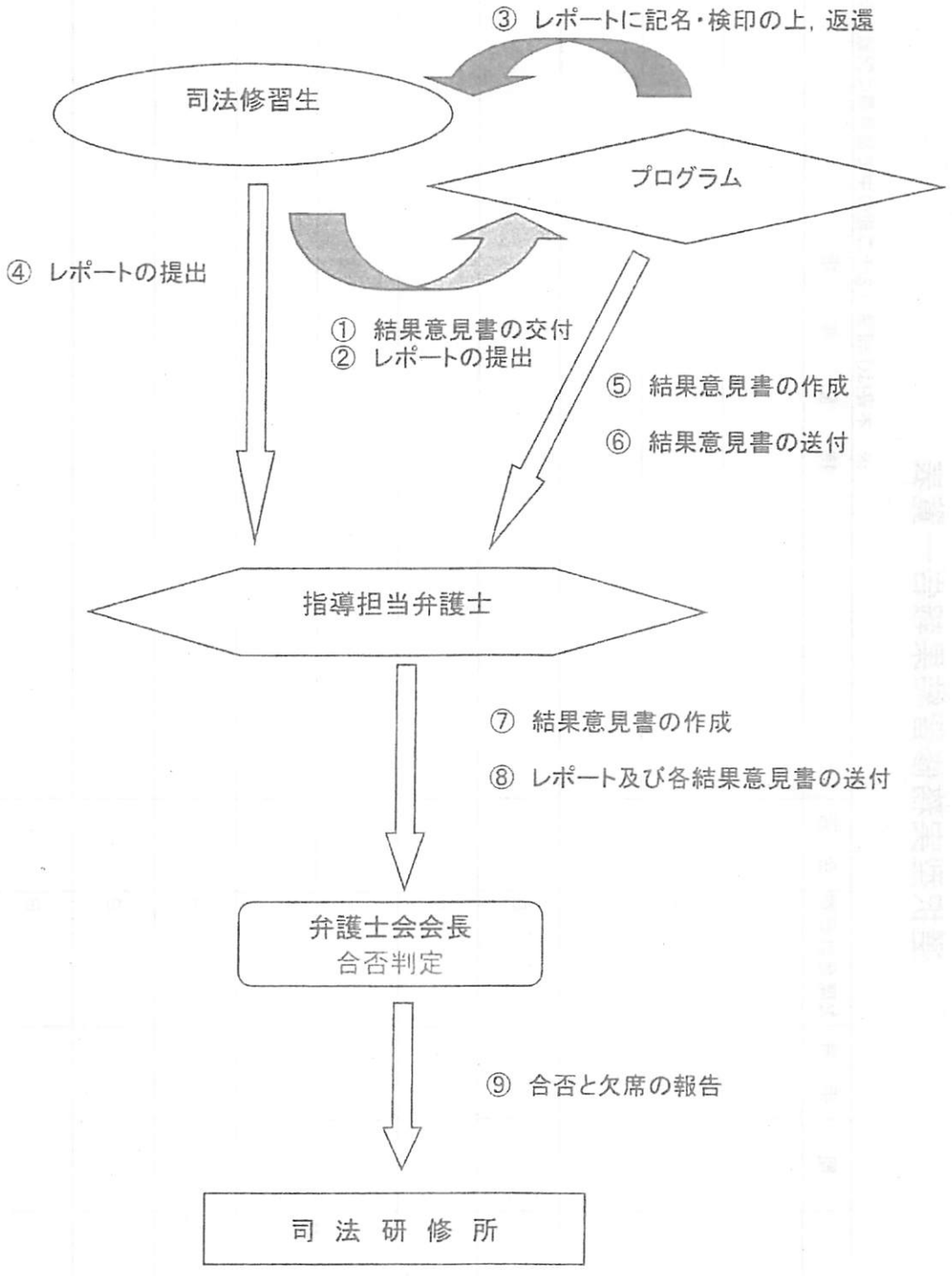
（別紙1）

選択型実務修習イメージ



（別紙2）

選択型実務修習結果報告の流れ



（別紙3）

平成　　年　　月　　日

司法研修所長　　殿

○○　弁護士会会長
○○　○○　印

選択型実務修習結果報告一覧表

※　本冊は①組順，②その組の中で番号順に記載する。

氏　　名	組	番　号	欠席合計日数	合　否	特　記　事　項
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		

（別紙3）

氏名	組	番号	欠席合計日数	合　否	特　記　事　項
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		
			日		

（参考）

70期　選択型実務修習について司法修習生に配布する文書を作成する際に基本となる書式一覧

参考書式集番号	参考書式集上の文書名
1	（実施要領関係）
1－1	選択型実務修習の実施について（通知）
1－2	選択型実務修習プログラムの応募要領
1－3	選択型実務修習プログラム申込書（全国）
1－4	選択型実務修習プログラム申込書（個別修習）
1－5	選択型実務修習修習計画書・修習内容記載例
1－6	選択型実務修習結果意見書
2	（自己開拓プログラム関係）
2－1	自己開拓プログラム申出書
2－2	承諾書（表面）・司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い（裏面）
2－3	自己開拓プログラム日程表
2－4	自己開拓プログラムの承認通知書
3	（選択型実務修習結果レポート）
3－1	選択型実務修習結果レポート

1－1

平成　　年　　月　　日

平成　　年度採用（第　　期）司法修習生　各位

（配属庁会）司法修習生指導連絡委員会

選択型実務修習の実施について（通知）

標記の実務修習を下記のとおり実施します。

記

1　選択型実務修習の期間

月　　日（　）から　　月　　日（　）まで

2　選択型実務修習の目的

選択型実務修習は，司法修習生各自が，その実情に応じて，主体的に選択，設計することにより，分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり，分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行う。

3　修習地

原則として，分野別実務修習における配属修習地で行う。

配属修習地以外での修習は，配属修習地では履修が不可能な修習内容に限るものとし，その期間は3週間を限度とする。

外国での修習は，認めない。

4　修習先

(1)　選択型実務修習は，原則として，分野別実務修習で配属された弁護士事務所をいわゆるホームグラウンドとし，その他の修習先での修習がないときは，その弁護士事務所において修習を行う。

(2)　ホームグラウンドにおける弁護修習は，選択型実務修習の期間中，最低1

週間は，継続して行わなければならない。

(3)　相当な理由があれば，選択型実務修習の２箇月間を通じてホームグラウンドでの弁護修習を行うこともできる。

5　提供する修習プログラムへの応募

(1)　司法修習生は，配属修習地の裁判所，検察庁及び弁護士会が提供する個別修習プログラム（以下「個別修習プログラム」という。）及びその修習の性質上特定の地域の配属庁会しか提供できないようなプログラム（以下「全国プログラム」という。）について，別紙のとおり，修習を希望するプログラムを選択の上応募する。

(2)　応募したプログラムの申込者が，募集人員を超えた場合は，抽選その他の公平な方法により修習を受ける者を決定する。

(3)　修習受入決定については，全国プログラムについては　月　日（　）までに，個別修習プログラムについては　月　日（　）までに各司法修習生に通知する。

(4)　全国プログラムの修習に伴う旅費

注：未確定事項

6　司法修習生が自ら開拓する修習（以下「自己開拓プログラム」という。）先

(1)　司法修習生は，民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に，密接な関係を有する分野について，自己開拓プログラム先とすることができる。

(2)　自己開拓プログラム先での実務修習を希望する場合は，自己開拓プログラム申出書に必要事項を記載の上，自己開拓プログラム先の修習を受け入れる旨の書面（以下「承諾書」という。）及び自己開拓プログラム先日程表を添付して　月　日（　）までに，第○クールの分野別実務修習を行っている配属庁会の司法修習事務担当者に提出する（承諾書には，会社の代表取締役や地方公共団体の長など受入先の代表者（又はそれに準じる者）の記名・押印

を要する。)。

なお，自己開拓プログラム申出書，承諾書及び自己開拓プログラム先日程表の書式は，弁護士会に備え置いてあるので，申し出を希望する司法修習生は，各自で弁護士会から取り寄せる。

(3) 旅費，その他自己開拓プログラムに伴う費用

注：未確定事項

(4) 自己開拓プログラム先での修習の可否については，　　月　　日（　）までに通知する。

7 選択型実務修習期間全体の修習計画の提出

司法修習生は，　月　　日（　）までに，選択型実務修習期間全体の修習計画書（別紙様式第３）を作成した上，写しをとり，原本を第○クールの分野別実務修習を行っている配属庁会の司法修習事務担当者に提出し，その写しを選択型実務修習結果レポートの末尾に別紙として添付する。

なお，修習計画書は，　　月　　日（　）までに当委員会から特段の連絡がない限り，承認されたものとする。

8 選択型実務修習結果レポートの作成・提出

(1) 司法修習生は，各個別修習プログラムの最終日までに，修習内容，成果，感想等を簡潔に選択型実務修習結果レポートの修習レポート欄に記載し，プログラム指導担当責任者の記名・検印を受ける。その際，司法修習生は，プログラム指導担当責任者に対し，別添の「選択型実務修習結果意見書」を交付し，意見を記載してもらった上で，指導担当弁護士への送付を依頼する。

(2) 司法修習生は，選択型実務修習結果レポートを完成し，　　月　　日（　）までに配属修習地の指導担当弁護士に提出する。

選択型実務修習プログラムの応募要領

	全国プログラム	個別修習プログラム
1　申込期限	○○月○○日（○）	○○月○○日（○）
2　申込先	申込み期限時に実務修習をしている裁判所，検察庁又は弁護士会の司法修習担当部署 裁判所にあっては　地裁事務局○○課○○係 検察庁にあっては　地検○○課○○係 弁護士会にあっては　事務局○○係 ※　必要に応じて電話番号等を記載する。	
3　申込方法	別紙様式第１の選択型実務修習プログラム申込書（全国）を提出する（持参又は郵送により提出，期限内必着）。 なお，東京三弁護士会の提供する全国プログラムについては，別紙様式第２の申込書のみ提出すること。 また，大阪弁護士会の提供する全国プログラムについては，別紙様式第３又は別紙様式第４のいずれかの申込書のみ提出すること。 おって，応募条件に係る資料がある場合には指定された必要部数を必ず添付すること。	別紙様式第○の選択型実務修習プログラム申込書（個別修習）を提出する（持参又は郵送により提出，期限内必着）。
4　プログラム内容等	別添の「全国プログラム案内」等のとおり	

※　注意事項

(1) 全国プログラムは，選択型実務修習期間を通じて一つのプログラムに限り，申し込むことができる。

(2) 個別修習プログラムについては，順位を付けて複数のプログラムを申し込むことができる。

平成　　年　　月　　日

司法修習生指導連絡委員会　御中

平成２８年度（第７０期）司法修習生

ふりがな
組　　番・修習地　　（　　班）氏　名　　印

現住所　〒　　－

電話　　－　　－　　携帯電話　　－　　－

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

選択型実務修習プログラム申込書（全国）

下記のとおり，選択型実務修習の全国プログラムを申し込みます。

記

コード番号	プ　ロ　グ　ラ　ム　名

提出書類を求められている場合は，本申込書に添付すること。

なお，添付書類は返還しない。

おって，申し込んだプログラムの提供者から上記電話等に直接連絡が入ることがある。

（※希望する期間の選択を要するプログラムについては，希望する期間も「プログラム名」欄に記載する。）

（※コード番号１５０３，１５０４，２５０３及び２５０４の各プログラムについては，応募人数が超過した場合の振替に支障がある者は，本申込書の余白部分にその旨及びその理由を簡潔に記載する。）

受　入　結　果　通　知

可	否

司法修習生指導連絡委員会

平成　　年　　月　　日

司法修習生指導連絡委員会　御中

平成　　年度採用（第　　期）　（　　班）
組　　番　氏名　○　○　○　○　印

選択型実務修習プログラム申込書（個別修習）

下記のとおり選択型実務修習の個別修習プログラムを申し込みます。

記

	第　1　希　望			第　2　希　望			第　3　希　望		
	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄	コード	プログラム名	決定欄
1									
2									
3									
4									

注）決定欄には何も記入しないこと。

司法修習生指導連絡委員会　御中

平成　　年　　月　　日

選択型実務修習修習計画書

平成　　年度採用（第　　期）

配属地　　（　　班）

氏名　　印

プログラム名	修習内容及び取組目標	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週

（注意事項）司法修習生は，この選択型実務修習修習計画書を作成し，原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し，1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し，もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

平成　　年　　月　　日

司法修習生指導連絡委員会　御中

選択型実務修習修習計画書
【記載例】

平成　　年度採用（第　　期）

配属地　　（　　班）

氏名　　印

プログラム名	修習内容及び取組目標	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	第6週	第7週	第8週
ホームグラウンド	（記載例）①弁護実務修習の深化・補完に努めるとともに，現在進行中の裁判員裁判対象事件（○○被告事件）の公判前整理手続の傍聴や証拠意見書の起案等を通して，同手続に対する理解を深める。②大規模消費者訴訟（○○事件）の既済記録に基づき，法律上・事実認定上の争点についてのレポートを作成する。③顧問先の法律相談に立ち会い，必要な調査等を行うなどして，紛争予防という観点からの企業法務における弁護士の活動を集中的に修習する。	⟷		⟷					
刑事模擬裁判	（記載例）①裁判員裁判対象事件について，記録を検討し，公判前整理手続や公判手続に関する事前準備を通じて争点や証拠の整理を行う。②検察官や弁護人としての訴訟活動や裁判官としての訴訟指揮等を実際の事件におけると同様に実施して体験することにより，尋問技術や訴訟手続，事実認定等を学ぶ。		⟷						
消費者問題研究（弁護士会）	（記載例）①消費者関連立法（特定商取引法，消費者契約法，金融商品取引法，金融商品販売法，破産法，民事再生法等）を学び，クレサラ問題，訪問販売，業務提携取引，投資商法問題についての理解の深化に努める。②消費者事件の実情，問題点，弁護士としての対応について修習する。③消費者生活センターの法律相談業務に立ち会い，多くの消費者問題に触れ，解決方法等を学ぶ。				⟷				
民事修習（裁判所）	（記載例）①分野別実務修習の深化を目的として，実務的に問題点の多い事件の記録を検討し，口頭弁論や争点整理手続期日等の立会を通じて実務的理解を深め，判決，和解案，争点及び争点に関する事実認定の要点を記載した書面等を起案する。②証拠の評価，事実認定に関する見方や考え方を身に付けるための修習を行い分野別実務修習の補完を図る。					⟷	⟷	⟷	
刑事関連施設見学（検察庁）	（記載例）①拘置所，少年院，麻薬取締部，海上保安庁等に見学に行く。②検察関連機関や施設等の見学を通じ，これらの機関や施設と検察の関わりを学び，犯罪及び捜査に関しての理解を深めたり，犯罪者の更生のために必要な刑事政策についての理解を深める。								⟷
	期間が1週に満たないプログラムについても，もれなく記入すること。その場合には，実施される週の欄に矢印に代えて実施日を記入するものとすること。								

（注意事項）司法修習生は，この選択型実務修習修習計画書を作成し，原本を提出時点における修習単位の事務局に提出すること。このほかに写しを2部作成し，1部は選択型実務修習結果レポートの末尾に添付し，もう1部は実務修習結果簿の末尾に添付すること。

選択型実務修習結果意見書

※　太枠内は，司法修習生が記入すること。

司法修習生名
【本書の送付先】 （住所）〒 （宛名） （電話）　　（ＦＡＸ）
修習内容（コード番号　　プログラム名　　）
修習結果についての意見

平成　　年　　月　　日

（該当にチェック）
□　プログラム指導担当責任者
□　修習指導担当弁護士

所　　属

役職（官職）・氏名　　印

【司法修習生　各位】

※　司法修習生は，各自で用意した封筒に，上記【本書の送付先】欄記載の住所等を記入し，この意見書とともに各プログラム指導担当責任者に交付してください。
　なお，【本書の送付先】欄には，各配属庁会から，特段の指示がない限り，修習指導担当弁護士の住所等を記入してください。

※　司法修習生は，この用紙に不足がある場合は，各自でコピーをとるなどして補充してください。

※　コード番号の付されていないプログラムは，コード番号記載欄に記入の必要はありません。

【プログラム指導担当責任者　各位】

※　プログラム指導担当責任者は，各プログラムでの修習結果について，この意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し，プログラム終了後，３日以内に上記【本書の送付先】欄記載の住所等に送付してください。

【修習指導担当弁護士　各位】

※　修習指導担当弁護士は，ホームグラウンドでの修習結果について，この意見書の「修習結果についての意見」欄に意見を付し，他のプログラムの指導担当責任者から送付されてくる選択型実務修習結果意見書と，司法修習生から送付されてくる選択型実務修習結果レポートとともに，選択型実務修習終了後，至急，配属庁会の弁護士会長に送付してください。

２－１

平成○○年○○月○○日

司法修習生指導連絡委員会　御中

第○期司法修習生（　　班）
○　○　○　○

自己開拓プログラム申出書

私は，選択型実務修習において，下記のとおり修習先を開拓しましたので承認願います。

記

1　修習期間

2　修習先
（名称）
（代表者）
（住所）
（電話番号）
（担当者の役職及び氏名）

3　修習の目的（目的が，法曹活動と密接である旨も併せて記載すること。）

4　修習の内容

5　添付書類
承諾書　１通
自己開拓プログラム先日程表　１通

表面　　2－2

平成○○年○○月○○日

司法修習生指導連絡委員会　御中

承　　諾　　書

○○株式会社

代表取締役社長　○　○　○　○　印

第○期司法修習生○○○○が，当社において下記のとおり選択型実務修習を行うことを承諾します。

記

1　修習期間

○○月○○日（○）から同月○○日（○）まで

2　修習場所

（住所）

（名称）（部局課まで記載）

（電話番号）

（担当者の役職及び氏名）

3　修習内容

司法修習生が独自に開拓した修習先へのお願い

1　目的

司法修習生は，司法試験に合格した後，まず，最高裁判所に設置された研修機関である司法研修所における導入修習を行い，その後，あらかじめ司法研修所長の定める実務修習地において分野別実務修習を行います。分野別実務修習は，それぞれ約２か月間行われる民事裁判修習，刑事裁判修習，検察修習及び弁護修習で構成されます。

分野別実務修習が終わると，選択型実務修習及び司法研修所における集合修習をそれぞれ約２か月間行います。

選択型実務修習は，司法修習生各自が，その実情に応じて，主体的に選択，設計することにより，分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり，分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程として行います。

2　修習生が独自に開拓した修習先

司法修習生は，選択型実務修習において，民間企業の法務部，地方自治体の法務関係部門等法曹の活動に直接かつ密接な関係を有する分野について，自ら開拓して修習先とすることができます。

3　修習の条件

(1)　期間

月　　日（　）から　　月　　日（　）まで

(2)　司法修習生の監督

選択型実務修習期間の司法修習生に対する監督は，○○弁護士会会長が行います（○○弁護士会○○課　℡０００－０００－００００）。

(3)　修習中の欠席

司法修習生が病気その他の正当な理由により，修習をすることができない場合は，原則として事前（ただし，やむを得ない事情で事前に欠席の承認を得られないときは，例外として事後に）に弁護士会会長に欠席承認申請をし，その結果，承認されれば，司法修習生が貴社に対し，その旨を連絡します。

(4)　費用

修習中の諸費用，例えば，資料等のコピー代や通信連絡費，その他の修習先から請求される費用は全て司法修習生の負担となります。

(5)　選択型実務修習結果レポート

司法修習生は，修習結果について選択型実務修習結果レポートを弁護士会会長に提出します。司法修習生から，貴社での修習に関して作成した修習レポートの提出がありますので，プログラム指導担当責任者（貴社において司法修習生を御指導いただく責任者）において，これを確認の上，記名・検印をして司法修習生に対し，返却してください。

なお，別途，修習結果についての意見を別紙様式により作成し，　　月　　日（　）までに，司法修習生の指導担当弁護士○○○○（〒　　○○県○○市○○町○－○－○）に送付してください。

(6)　修習中の災害及び通勤による災害

公務災害補償として，修習実施機関である最高裁判所が，認定及び補償事務を行います。その際には，調査等に御協力いただくことがあります。

(7)　機密保持義務

司法修習生は，修習中に修習先において知り得た修習先の機密に係る事項を他に漏らしてはなりません。ただし，選択型実務修習結果レポートとして報告するために必要な範囲において，事前に修習先の承認を得た場合は，この限りではありません。

司法修習生指導連絡委員会　御中

平成　　年　　月　　日

自己開拓プログラム日程表

平成　　年度採用(第　　期)
配属地　　(　　班)
氏名　　印

修習先名

日　　時 場所(部署)	内　容	備考

平成○○年○○月○○日

第○期司法修習生（　　班）

○　○　○　○　殿

司法修習生指導連絡委員会

自己開拓プログラムの承認通知書

あなたが申し出た標記の修習は，承認されました。

修習に当たっては，下記のことに注意してください。

記

1　司法修習生の地位にかんがみ，その品位を落とすことのないよう言動に注意する。

2　修習を通じて知った秘密は漏らしてはならない。

3　修習に当たり，自己開拓プログラム先に何らかの費用が生じる場合には，司法修習生が負担する。

4　正当な理由により修習することができない場合は，配属修習地の弁護士会会長に対し欠席承認を申請する。その結果，承認されたときは，司法修習生は，自己開拓プログラム先の担当者に対し，その旨を連絡する。ただし，やむを得ない事情により事前に欠席の承認を得ることができない場合は，司法修習生は弁護士会会長及び自己開拓プログラム先の担当者に対し，速やかに欠席する旨を連絡すること。

（別添）

3－1

選択型実務修習結果レポート

平成　　年度　　月期採用（新第　　期）	配属地
研修所 組　　番	氏　名

1　選択型実務修習修習計画書

別紙「選択型実務修習修習計画書」のとおり

2　レポート（ホームグラウンドでの修習）

（修習内容）

（取組目標の達成状況）

（その他感想等）

修習指導担当弁護士　　印

3　レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）

(1)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名　　印

(2)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名　　印

(3)

修習日程	修習プログラム	修習先

(修習内容)

(取組目標の達成状況)

(その他感想等)

プログラム指導担当責任者	官職(役職)氏名　　印

※　司法修習生は，この用紙に不足がある場合は，各自でコピーをとるなどして補充する。

【司法修習生　各位】　　3－1

※ 太枠内は，司法修習生が記載してください。
なお，ホームグラウンドでの修習については，1ページの「2.レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄に記載し，個別修習・全国・自己開拓プログラムについては，2ページ以降の「3.レポート（個別修習・全国・自己開拓プログラム）」欄にそれぞれ記載してください。

※ 修習内容については，実際に行った修習内容を具体的に記載してください。取組目標の達成状況については，選択型実務修習修習計画書の記載を踏まえ，成果や反省点も含めた自己分析の結果を記載してください。なお，以下の記載例も参考にしてください。

＜ホームグラウンド修習の記載例＞
（修習内容）
①・・・被告事件につき，記録検討，公判前整理手続の傍聴（○回），証拠意見書の起案，弁護団会議の傍聴等を行った。この事件の概要は，・・・というものであり，傍聴した公判前整理手続においては，・・・が実施された。証拠意見書の起案では，・・・が問題となったところ，・・・を考慮して，・・・としたが，指導担当弁護士からは・・・との御指摘を頂いた。
②指導担当弁護士に随伴して・・・という事案の法律相談に立ち会い，要点のメモ等を起案した。
③（以下略）
（取組目標の達成状況）
①実際の事件の傍聴等を通じて公判前整理手続に対する理解を深めることを当初の取組目標とした。この点，ホームグラウンド修習を通じて，以下のとおり，公判前整理手続に対する認識を深めることができ，当初の目標は十分に達成できたと考える。まず第1点は，・・・
（以下略）
②・・・の法律相談については，実務上・・・が問題となることを新たに理解した。
③（以下略）

※ 司法修習生は，選択型実務修習修習計画書の写しをこの報告書の末尾に添付してください。

※ 司法修習生は，ホームグラウンド修習及び各修習プログラムの最終日までに各レポートを作成し，修習指導担当弁護士（ホームグラウンド弁護士）及びプログラム指導担当責任者に提出してその検印を受けてください。また，「選択型実務修習結果意見書」を修習指導担当弁護士及びプログラム指導担当責任者にそれぞれ交付し，プログラム指導担当責任者に対しては次の点を依頼してください。

○ 選択型実務修習結果意見書に意見を付し，3日以内に修習指導担当弁護士宛に送付する。

【修習指導担当弁護士(ホームグラウンド弁護士)　各位】
※ 修習指導担当弁護士は，司法修習生からこのレポートを受領後，「2．レポート（ホームグラウンドでの修習）」欄の所定箇所に記名・検印の上，ホームグラウンド修習について自らが作成した実務修習結果意見書を，プログラム指導担当責任者から送付されてくる実務修習結果意見書と共に，選択型実務修習終了後，すみやかに，配属庁会の弁護士会長宛に送付してください。

司研企第001076号
（組い－０２）
平成１９年６月２２日

地方裁判所長　殿
家庭裁判所長　殿
地方検察庁検事正　殿
弁護士会会長　殿

司法研修所長　大　野　市太郎

自己開拓プログラムにおいて弁護士事務所を修習先とすることの可否について（通知）

平成１８年９月２６日付け司研企第002386号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインについて」の解釈指針，運用方法等については，同日付け司研企第002391号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインＱ＆Ａ等について」をもって定めたところですが，平成１９年度司法修習生指導担当者協議会の協議結果を踏まえ，同通知の別添１「選択型実務修習の運用ガイドラインＱ＆Ａ」のうち，標記の自己開拓プログラムに関する部分（Ｑ１９）を別添のとおり改訂しましたので，執務の参考にしてください。

司研企第001080号
平成１９年６月２２日

日本弁護士連合会会長　殿

司法研修所長　大　野　市太郎

自己開拓プログラムにおいて弁護士事務所を修習先とすることの可否について（通知）

平成１８年９月２６日付け司研企第002386号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインについて」の解釈指針，運用方法等については，同日付け司研企第002391号当職通知「選択型実務修習の運用ガイドラインＱ＆Ａ等について」をもって定めたところですが，平成１９年度司法修習生指導担当者協議会の協議結果を踏まえ，同通知の別添１「選択型実務修習の運用ガイドラインＱ＆Ａ」のうち，標記の自己開拓プログラムに関する部分（Ｑ１９）を別添のとおり改訂しましたので，参考までにお知らせします。

なお，各弁護士会会長には当職から別途通知しました。

Q19　自己開拓プログラムの修習先として，弁護士事務所は認められるか。

A　分野別実務修習における司法修習生の弁護士事務所への配属は，制度上，弁護士会及び司法修習生指導連絡委員会（Q20参照）の責任の下に決定・運営されることになっており，また，選択型実務修習中は，分野別実務修習で配属された弁護士事務所をホームグラウンドとするとされており，設問のようなことを認めることは，当該弁護士事務所と司法修習生との合意により，修習先としての弁護士事務所が定まることを認めることになることから，上記のような制度上の仕組みやホームグラウンド事務所の趣旨に抵触し，原則として認められません。

しかし，個別修習プログラム及び全国プログラムでは提供されていない領域や分野について，ホームグラウンドの弁護士事務所では十分な修習を行うことが困難であり，司法修習生が自ら開拓してきた弁護士事務所でその領域や分野についての修習をすることが可能でその意義があると明らかに認められる場合には，司法修習生指導連絡委員会による厳格な審査を経るなどした上で，これを例外的に許容する余地もあるものと思われます。日本司法支援センター（法テラス）の事務所及び公設事務所であれば，このようなものとして異論がないものと思われ，自己開拓プログラムの修習先として認めることは差し支えないと考えられます。

ただし，この場合であっても，司法修習生が就職を予定している弁護士事務所を修習先とすることはできません。

（注）実施時期については，平成１９年度１１月期採用（新第６１期）司法修習生からとします。

平成２２年１０月１日

地方検察庁検事正　殿（東京を除く。）
弁 護 士 会 会 長　殿（在京弁護士を除く。）

司法研修所事務局長　笠　井　之　彦

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，司法修習委員会においては，選択型実務修習につき，新司法修習から開始された全く新しい課程であること，制度発足後３年を経過したことを踏まえ，その現状を確認し，現時点での課題等について議論を行ってきたところです。この度，同委員会において，議論の結果を踏まえ，配属庁会で選択型実務修習の実施に当たり考慮されたい事項等につき，委員長談話としてまとめられました。

ついては，上記談話を別添のとおり送付いたしますので，司法修習の指導担当者への周知を図るなどして，今後の指導に活かしていただくとともに，選択型実務修習を企画・実施する際の参考にしてください。　敬　具

平成２２年１０月１日

東京弁護士会会長　殿
第一東京弁護士会会長　殿
第二東京弁護士会会長　殿

司法研修所事務局長　笠　井　之　彦

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，司法修習委員会においては，選択型実務修習につき，新司法修習から開始された全く新しい課程であること，制度発足後３年を経過したことを踏まえ，その現状を確認し，現時点での課題等について議論を行ってきたところです。この度，同委員会において，議論の結果を踏まえ，配属庁会で選択型実務修習の実施に当たり考慮されたい事項等につき，委員長談話としてまとめられました。

ついては，上記談話を別添のとおり送付いたしますので，司法修習の指導担当者への周知を図るなどして，今後の指導に活かしていただくとともに，選択型実務修習を企画・実施する際の参考にしてください。

なお，東京三弁護士会多摩支部に対しては，貴会から周知していただくようお願いいたします。

敬　具

選択型実務修習の現状と課題について

平成２２年９月２７日
司法修習委員会
委員長　高　橋　宏　志

１　はじめに

当委員会においては，新司法修習から開始された全く新しい課程である選択型実務修習につき，導入後３年が経過したことを踏まえ，その現状を確認し，現時点での課題等を議論した。議論の結果のうち，当委員会として，司法修習の指導担当者等にお伝えすべき点を以下のとおり整理したので，今後の選択型実務修習の企画・指導に当たり，参考にされたい。

２　選択型実務修習の意義

選択型実務修習は，司法修習生の主体的な選択により，分野別実務修習の成果の深化と補完を図り，又は各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行うこととされている。多様化する法曹に対する社会のニーズに応えるためには，法曹を志す者が，法曹として共通に求められる基本的な資質，能力とともに，自らが関心を持ち，将来活動したいと考える分野，領域についての知識，技能を主体的に身につけていくことが必要である。選択型実務修習は，この意味において，新しい法曹養成制度の趣旨を体現するものであり，意欲のある司法修習生による熱心な取組みがみられるなど，既に一定の成果を積み重ねてきている。

選択型実務修習については，上記の意義を踏まえ，司法修習生の主体的かつ積極的な取組を更に促進すべく，その一層の充実・発展が図られるべきである。

３　選択型実務修習に意欲的でない修習生が見られるとの指摘について

司法修習の指導担当者から，司法修習生の中には，司法修習生考試（二回試験）の準備に気を取られ，配属庁会の提供する修習プログラム等を積極的に選択せず，ホームグラウンド修習においても，分野別実務修習の深化及び補完のための課題とは無関係に，二回試験の準備として集合修習等の復習そのものを行っている者がいること，このような傾向は，選択型実務修習直後に二回試験が実施されるＡ班に顕著であることなどが指摘されている。

そもそもホームグラウンド修習は，それ自体，弁護実務修習の深化及び補完を図るために，重要かつ積極的な意義を有するものである。司法修習生及

び指導担当者においては，このようなホームグラウンド修習の意義を踏まえ，修習の実を上げることが期待される。

また，司法研修所においても，選択型実務修習が司法修習生の自主性・主体性を重視するものであることを踏まえ，司法修習生に選択型実務修習全体を通じた獲得目標等を設定させ，自己評価を行わせるなどして，特にホームグラウンド修習における司法修習生の自発的な取組を促す具体的な方策等を検討することが望まれる。

4　弁護士会提供の個別修習プログラムの在り方について

弁護士会提供の個別修習プログラムについては，大規模会と小規模会で提供されているプログラムの種類等に差があることを問題視する見解もある。しかし，実務修習は，本来，その実務修習地の実情に合わせて実施されるものであり，この点は選択型実務修習についても同様である。そして，現在，多くの小規模会においても，関係者の努力の結果，多種多様なプログラムが提供されている。

各単位会においては，ホームグラウンド修習を含め，配属された司法修習生の興味・関心に実質的に応えられる枠組みを作っていくことが肝要であり，その実務修習地の実情に応じた選択型実務修習を育てていくことが期待される。

5　その他

選択型実務修習については，新司法修習において初めて取り入れられた制度であり，各配属庁会及び司法修習生の指導担当者においては，その実情の把握に努め，問題点の改善や充実のための取組を継続することが必要である。司法研修所においても，各実務修習地の司法修習生指導連絡委員会からその実施状況等の報告を求めるなどして，今後とも選択型実務修習の実情の把握に努めるとともに，参考となる工夫例をとりまとめるなどして，各配属庁会等に対し，必要な情報発信等を行い，その充実・発展に努めることが期待される。　　以　上

平成２３年１月１９日

地方裁判所長　殿
家庭裁判所長　殿
地方検察庁検事正　殿
弁護士会会長　殿

司法研修所長　佐々木　茂　美

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，新司法修習において新たな課程として実施されております選択型実務修習については，司法修習委員会において，その課題等が議論されました。その結果，平成２２年１０月１日付け事務局長書簡でお伝えしたとおり，配属庁会において，その実施に当たり考慮されたい事項等につき，委員長談話が公表されているところです。

委員長談話では，司法修習生の中に，司法修習生考試（二回試験）の準備に気を取られて，修習プログラム等を積極的に選択せず，ホームグラウンド修習においても，分野別実務修習の深化及び補完のための課題とは無関係に，二回試験の準備として集合修習等の復習そのものを行っている者がいるなどの指摘があるとしています。そして，ホームグラウンド修習は，それ自体，弁護実務修習の深化及び補完を図るために，重要かつ積極的な意義を有するものであることを確認した上で，選択型実務修習が司法修習生の自主性・主体性を重視するものであることを踏まえ，司法修習生に選択型実務修習全体を通じた獲得目標等を設定させ，自己評価を行わせるなどして，特にホームグラウンド修習における司法修習生の自発的な取組を促す具体的な方策等を検討することが望まれるとしています。

司法研修所においては，このような方策の一つとして，別紙のとおり，司法修習生が選択型実務修習計画書を作成するに当たり，ホームグラウンド修習を含めて各修習プログラムの取組目標を記載させ，ホームグラウンド修習の指導担当弁護士と認識を共通にした上，選択型実務修習結果レポートの作成に当たり，司法修習生がその達成状況も踏まえて自己評価を行うという運用を検討し，具体的なイメージとして整理しましたので，今後の指導に当たり参考にしてください。

敬　具

（別紙）

選択型実務修習の運用イメージ

1　司法修習生による取組目標等の設定

(1)　司法修習生は，選択型実務修習修習計画書（選択型実務修習の参考書式集１－５。（以下「修習計画書」という。））を使用して選択型実務修習全体の計画を立てるとともに，選択した修習プログラム及びホームグラウンド修習について想定する修習内容及び取組目標をそれぞれ記載する。これらの修習内容及び取組目標は，選択型実務修習の趣旨に従い，司法修習生の関心や問題意識を踏まえて定めるものとする。具体的な記載例は以下のとおりである。

（記載例）

ホームグラウンド修習…①弁護実務修習の深化・補完に努めるとともに，現在進行中の裁判員裁判対象事件（○○被告事件）の公判前整理手続の傍聴や証拠意見書の起案等を通して，同手続に対する理解を深める。②大規模消費者訴訟（○○事件）の既済記録に基づき，法律上・事実認定上の争点についてのレポートを作成する。③顧問先の法律相談に立ち会い，必要な調査等を行うなどして，紛争予防という観点からの企業法務における弁護士の活動を集中的に修習する。

刑事模擬裁判……検察官や弁護人の訴訟活動又は裁判官の訴訟指揮を具体的な事例に則して一通り体験することにより，実務修習中に触れる機会があった様々な実務上の取扱いの法的意味等を確認し，法科大学院で学んだ刑事訴訟手続に対する理解を実務的な観点から深化させる。

(2)　司法修習生は，ホームグラウンド修習における修習内容及び取組目標を定めるに当たって，あらかじめホームグラウンド修習の指導担当弁護士（以下「指導担当弁護士」という。）との間で，面談や電話，メール等の方法により，十分な意思の疎通を図ることが望まれる。

2　指導担当弁護士等による司法修習生の取組目標等の把握及び達成状況の確認

指導担当弁護士を含むプログラム指導担当責任者は，選択型実務修習の開始前に司法修習生が修習計画書に記載した修習内容及び取組目標を確認し，各修習プログラム及びホームグラウンド修習における指導を行うに当たって十分に配慮するものとする。

特に，ホームグラウンド修習に関しては，指導担当弁護士において，選択型実務修習の終了に際し，司法修習生と面談を行うなどして，ホームグラウンド修習にかかる取組目標の達成状況等を確認する運用も考えられる。

3　司法修習生の自己評価及び指導担当弁護士による評価等

司法修習生は，選択型実務修習結果レポート（選択型実務修習の参考書式集３－１）を作成するに当たり，修習計画書に記載した取組目標の達成状況という視点から自己評価を行うものとし，指導担当弁護士を含むプログラム指導担当責任者は，上記自己評価の内容をも十分考慮した上，選択型実務修習結果意見書（選択型実務修習の参考書式集１－７）の「修習結果についての意見」欄を記載するものとする。

以　上

平成２３年１月１９日

地方裁判所長　殿
家庭裁判所長　殿
地方検察庁検事正　殿
弁護士会会長　殿

司法研修所長　佐々木　茂　美

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて，新司法修習において新たな課程として実施されております選択型実務修習については，司法修習委員会において，その課題等が議論されました。その結果，平成２２年１０月１日付け事務局長書簡でお伝えしたとおり，配属庁会においてその実施に当たり考慮されたい事項等につき，委員長談話が公表されているところです。

委員長談話では，各配属庁会及び司法修習生の指導担当者において，選択型実務修習の実情の把握に努め，問題点の改善や充実のための取組を継続することが必要であるとしています。また，司法研修所においても，実務修習地の司法修習生指導連絡委員会からその実施状況等の報告をいただくなどして，今後とも選択型実務修習の実情の把握に努めるとともに，参考となる工夫例をとりまとめるなどして，各配属庁会等に対し必要な情報発信等を行い，その充実・発展に努めることが期待されるとしています。

司法研修所においては，従前から行われている司法修習生に提示した個別修習プログラムの内容等についての御報告に加え，上記のような実情の把握や情報発信等を行うため，新第６４期の司法修習から，個別修習プログラムの実施状況等についても情報提供をお願いしたいと考えております。つきましては，各実務修習地において，司法修習生指導連絡委員会で取りまとめを行った上，下記の要領に従い，司法研修所に報告を行っていただきますようよろしくお取り計らいください。

敬　具

記

１　報告事項

(1)　別紙様式記載の各項目

「実施内容」については，司法修習生に提示した個別修習プログラムの内容等の報告における修習内容欄の記載に加筆・訂正するなどして，プログラムの内容等を具体的かつ簡潔に記載するものとする。

プログラムの内容等の記載に当たっては，例えば，日程の概要，プログラムの趣旨，プログラムに含まれる個別のカリキュラムの内容（司法修習生毎に内容を異にするカリキュラムについては一般的な指導内容等，講義・見学等合同で実施されるカリキュラムについては個々の内容，講師の氏名，訪問先等）等を，実施状況を踏まえ，項目を分けるなどして記載する。

また，「実施に当たって工夫した点，司法修習生の取組姿勢，次年度以降の課題等」については，実施状況を踏まえ，司法修習生の指導に当たった者の感想・意見等を，項目を分けるなどして，具体的かつ簡潔に記載するものとする。

なお，「プログラム名」，「募集人数」，「募集条件」等，上記報告と重複する項目については，同報告の電子データを用いるなどして同一の記載をすることで差し支えない。

おって，記載例も参考にされたい。

(2) (1)のほか，各配属庁会の選択型実務修習の全体の実施状況，態勢等に関して特に報告すべき事項

2 報告期限

当該個別修習プログラムが実施された年の翌年の１月末日

3 報告方法

司法修習生指導連絡委員会において配属庁会の実施状況等を取りまとめた上，上記１(1)については別紙様式により，上記１(2)については適宜の様式により，電子データを作成し，これらのデータを当研修所に送付する方法により報告する。なお，当研修所への送付方法等の詳細については，当研修所事務局企画課企画第二係から別途連絡する。

以 上

（別紙様式）

平成　年　月　日

個別修習プログラム実施状況等報告書

修習地	

提供配属庁会	プログラム名	場　所	期　間	募集人数	応募人数	参加人数	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点，司法修習生の取組姿勢，次年度以降の課題等

平成　年　月　日

個別修習プログラム実施状況等報告書
（記載例）

修習地	

提供配属庁会	プログラム名	場　所	期　間	募集人数	応募人数	参加人数	実施内容	募集条件	実施に当たって工夫した点，司法修習生の取組姿勢，次年度以降の課題等
裁判所	民事通常部コース	○○地方裁判所	9/30(月)～10/18(金)（３週間）	20	20	20	・各人の法的知識・習熟度に応じた課題を与えて指導することを基本とした。 ・合議メモの作成や裁判官による合議の傍聴，判決の一部（特定の争点についての判断部分）の起案等を行わせた。 ・指導官によるケース研究（実際の事件を基に作成したケースにつき，修習生で討論等）を実施した。	特になし	①冒頭に個々の修習生と面談を行い，各自の取組目標を把握した上，習熟度に応じた課題を与えた。 ②修習生の一部には，二回試験対策になるような内容に偏った関心を示す者もいたが，概して熱心に取り組んでいた。 ③配属部によって実施内容に若干差が見られたので，調整を図る必要がある。 ④一次募集１５人，追加募集５人
検察庁	捜査補完コース	○○地方検察庁	10/21(月)～11/1(金)（２週間）	10	10	10	・分野別実務修習より少人数の修習生を対象に，指導検事の密接な指導の下，検察実務に対する認識をより深めさせることを目的とした。 ・身柄事件の捜査に係る修習を実施し，捜査方針の検討，被疑者及び関係人の取調べ，起訴状の起案を含む処理方針の検討等を行った。	特になし	①修習生の習熟度に応じた適切な事件を配てんするように心掛けた。 ②修習生は責任感と緊張感をもって事件に取り組んでいた。
弁護士会	倒産法実務（ロールプレイあり）	○○法律事務所	10/1(火)～10/4(金)（４日間）	5	19	5	・弁護士会倒産法部会に所属する弁護士の事務所において，記録検討，打合せの傍聴等の修習をした。 ・以下の全体講習を実施した。 ①破産・民事再生・会社更生・私的整理に関する講義（１０月１日，講師○○弁護士） ②債権者集会の見学（１０月２日） ③破産・民事再生に関する模擬法律相談（１０月３日，講師○○弁護士）（ロールプレイ） ④会社更生中の会社訪問及び管財人との意見交換（１０月４日）	破産法，民事再生法についての一応の知識を有することが望ましい。	①基礎知識の付与にとどまらず，見学や模擬法律相談を取り入れるなど，手続や現場を体験できるようにした。 ②債権者集会後の意見交換や管財人との意見交換では特に活発な質疑が行われた。模擬法律相談では，実務で担当した際のイメージが持てたとの感想が多く寄せられた。 ③多数の応募があったため，次年度以降はより募集人数を増やせないか検討したい。
弁護士会	○○集中講義	○○弁護士会	9/30(月)～10/4(金)（１週間）	2	0	0	不実施（応募者がいなかったため） （実施予定内容） ○○に関する講義	特になし	③他のプログラムと重複したので，次年度以降は，重複しないように日程調整を図る必要がある。

第８　司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について

日弁連法１第１４３号
２０１６年（平成２８年）８月８日

弁護士会会長　殿

日本弁護士連合会
事務総長　出　井　直　樹
（公印省略）

司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ対策について（依頼）

日頃より，当連合会の活動に御理解をいただき，誠にありがとうございます。

さて，近時の情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑み，弁護士のみならず，司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティ対策について取り組む必要があります。

当連合会では，かねてから弁護士実務における情報セキュリティの重要性の認識を高め，２０１３年（平成２５年）１２月１９日付けで「弁護士情報セキュリティガイドライン」を作成し，弁護士の情報セキュリティ対策を支援してきたところ，今般，司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報に関し，必要な情報セキュリティを確保するための対策として，別添１のとおり「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」を策定しました。なお，裁判修習においては既に同様のルール化と取組が図られております。

今後，貴会に配属される司法修習生に対しては，別添１及び別添２の「弁護修習関連の情報の取扱い及びパソコンのウイルス対策について」を配布いただくとともに，別紙様式の申請書兼誓約書を提出させるなどの適宜の方法により，所要の措置を講じていただくようお願いいたします。また，貴会の司法修習委員会委員長，個別指導担当弁護士及び選択型実務修習におけるプログラム担当弁護士・外部担当者に対しても，情報セキュリティ確保の重要性や個人情報保護の観点から，本ルールを周知いただきますようお願い申し上げます。

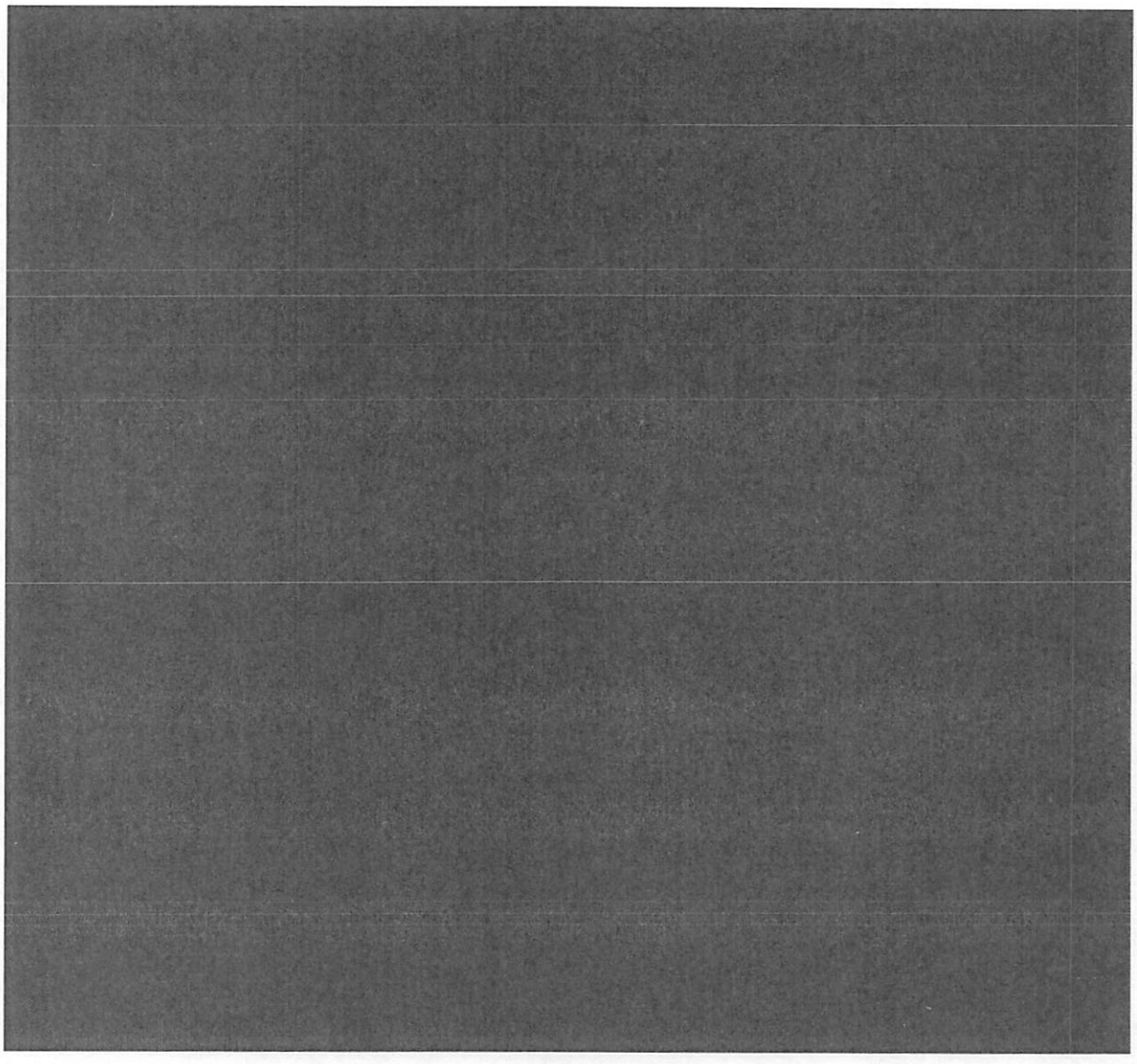
添付資料

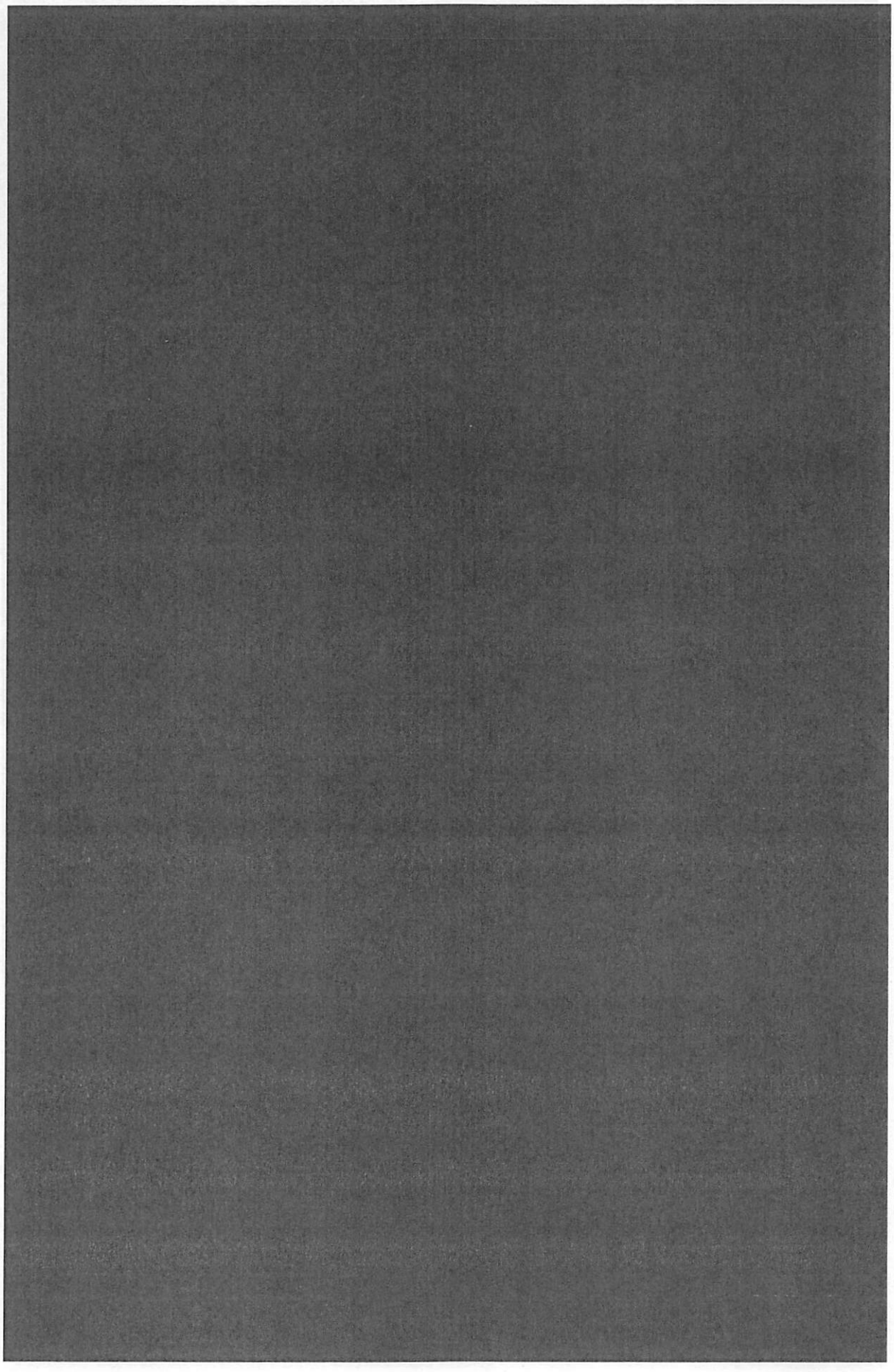
別添１　司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

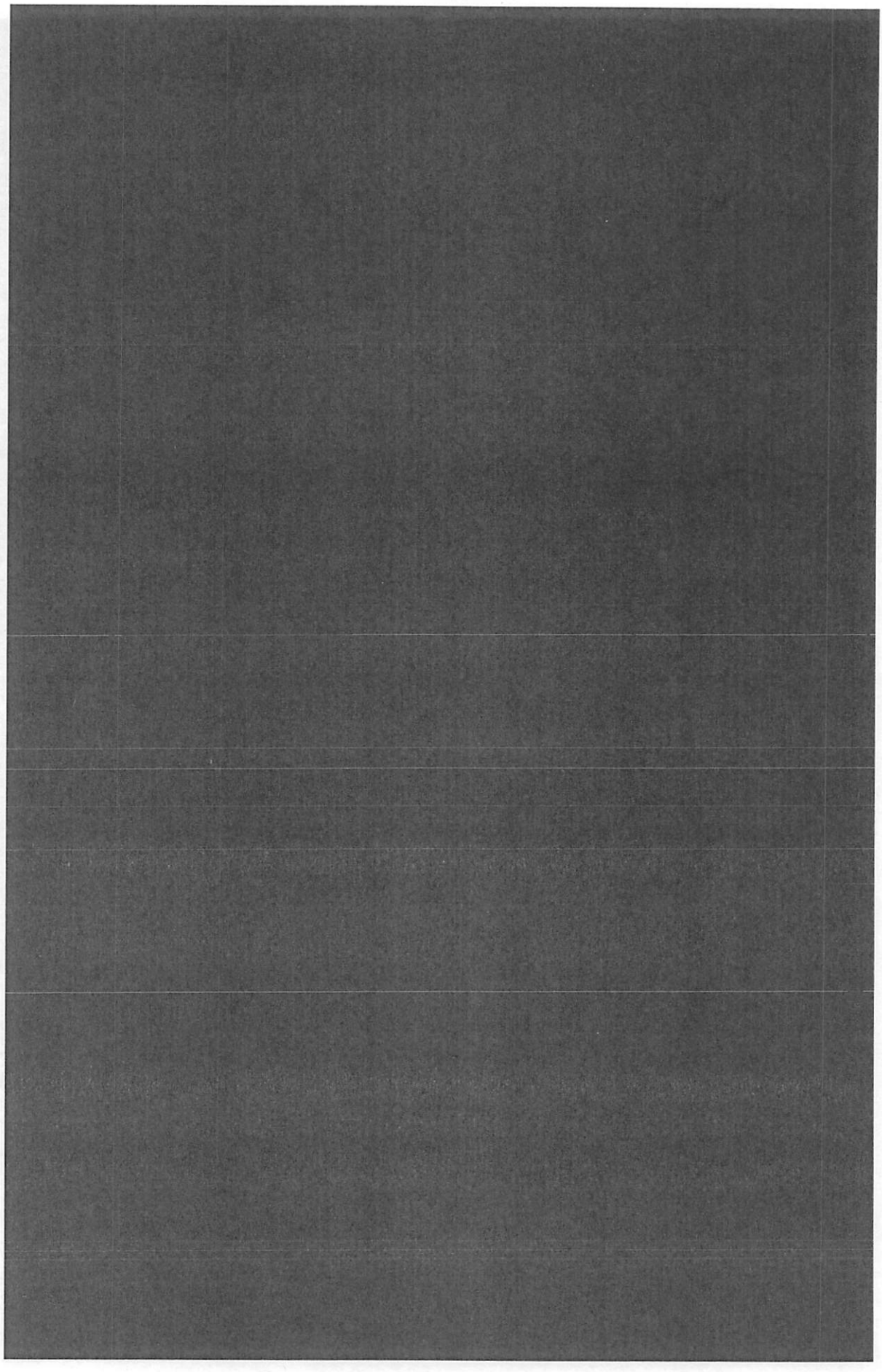
別添２　弁護修習関連の情報の取扱い及びパソコンのウイルス対策について

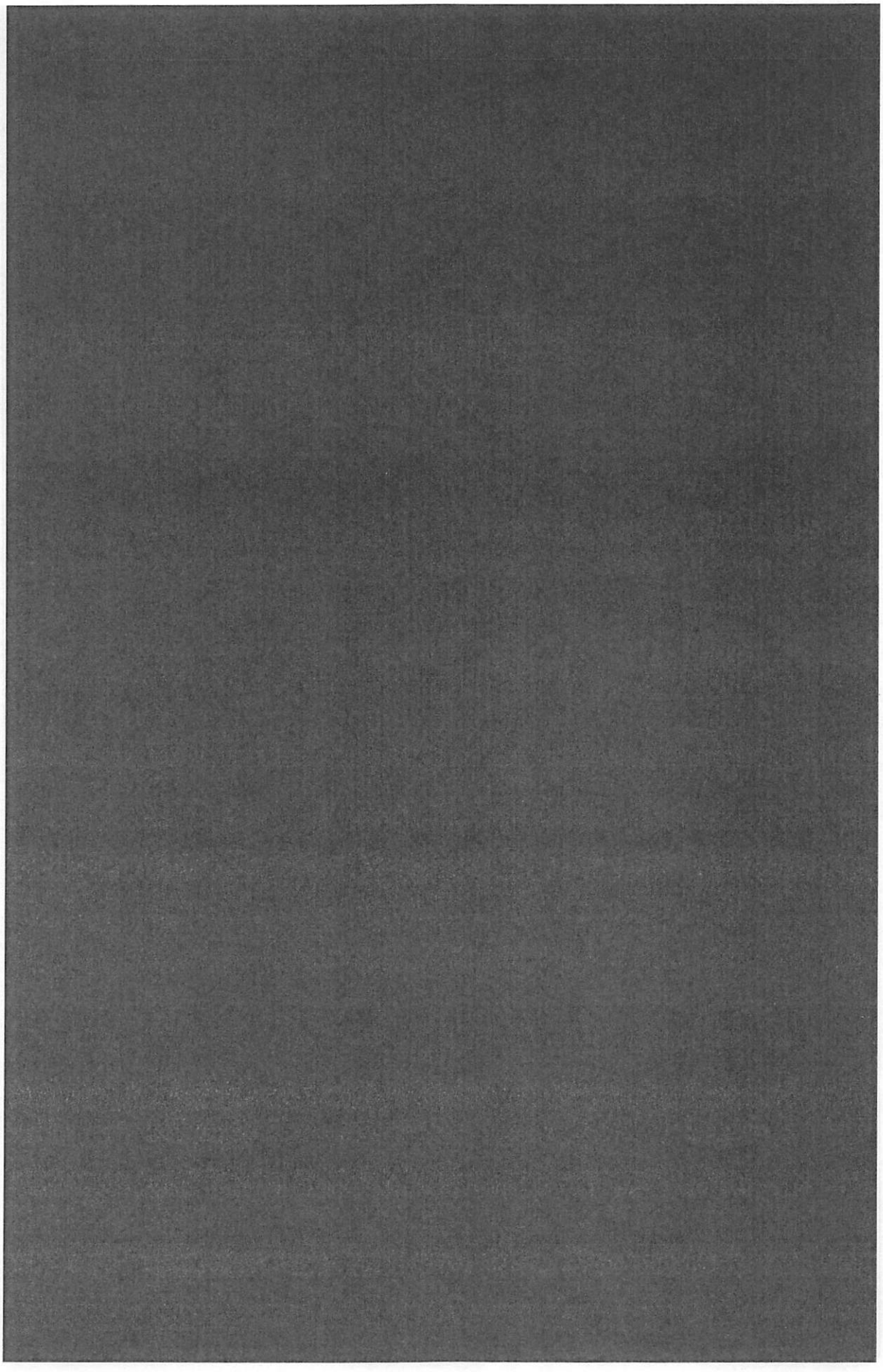
司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

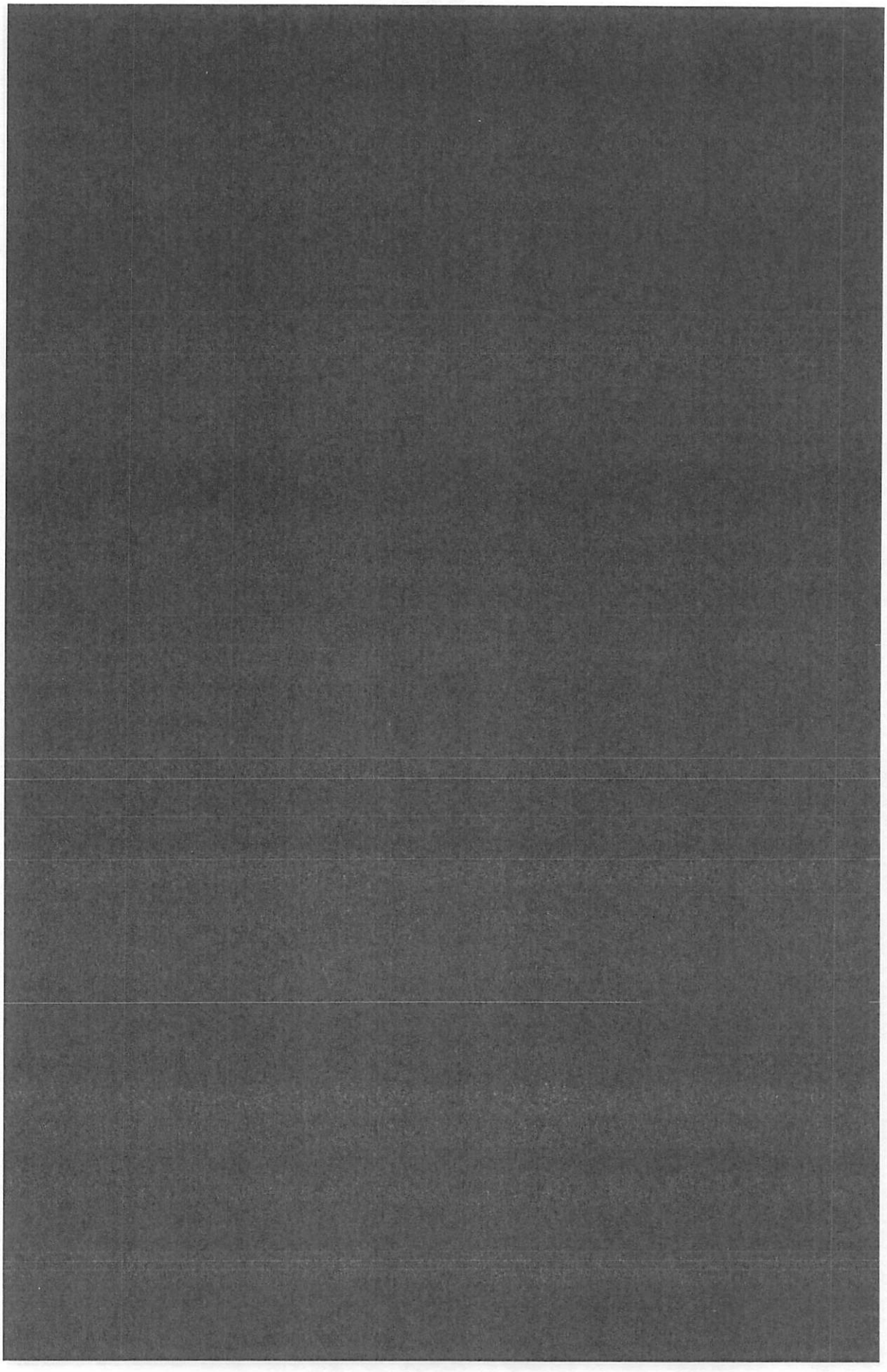
近時，情報化社会の進展に伴う情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑みると，司法修習生が取り扱う弁護修習に関する情報についてセキュリティ対策を講じる必要がある。殊に，弁護修習中，司法修習生は個別指導担当弁護士などが取り扱う生の事件に関する情報に接することとなるが，このような情報が流出・漏洩した場合には，事件の当事者等の関係者に取り返しのつかない損害を与えることとなることはもちろん，当該司法修習生や個別指導担当弁護士にとどまらず，弁護士会や司法研修所の責任が問われることとなり，ひいては，司法に対する国民の信頼も損なわれることとなりかねない。そこで，司法修習生が弁護修習中に取り扱う情報，特に生の事件に関する情報について，その流出・漏洩を防止するとともに，将来法曹となる司法修習生に情報セキュリティの重要性に関する自覚を促すため，以下のとおりルールを定めるものとする。

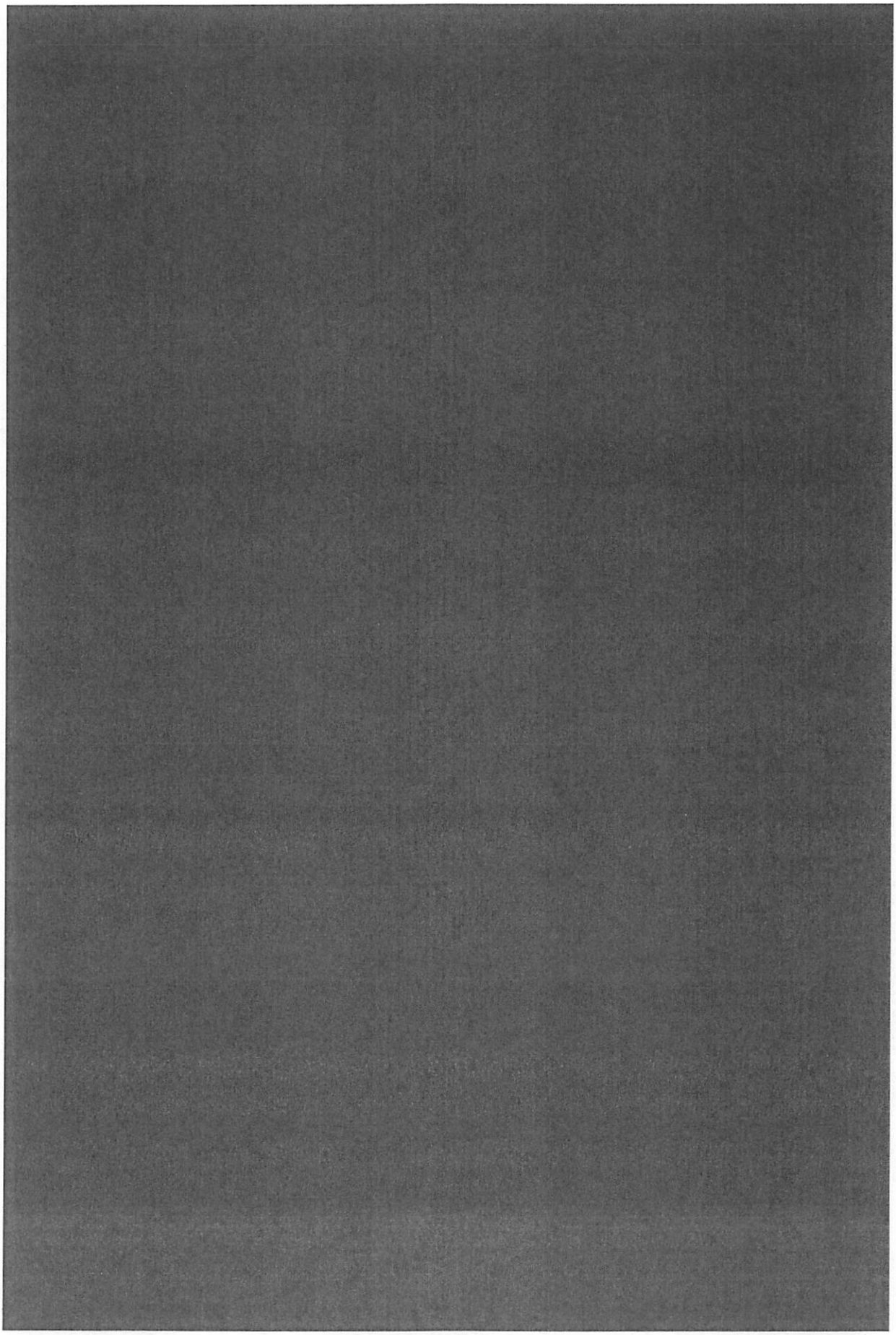


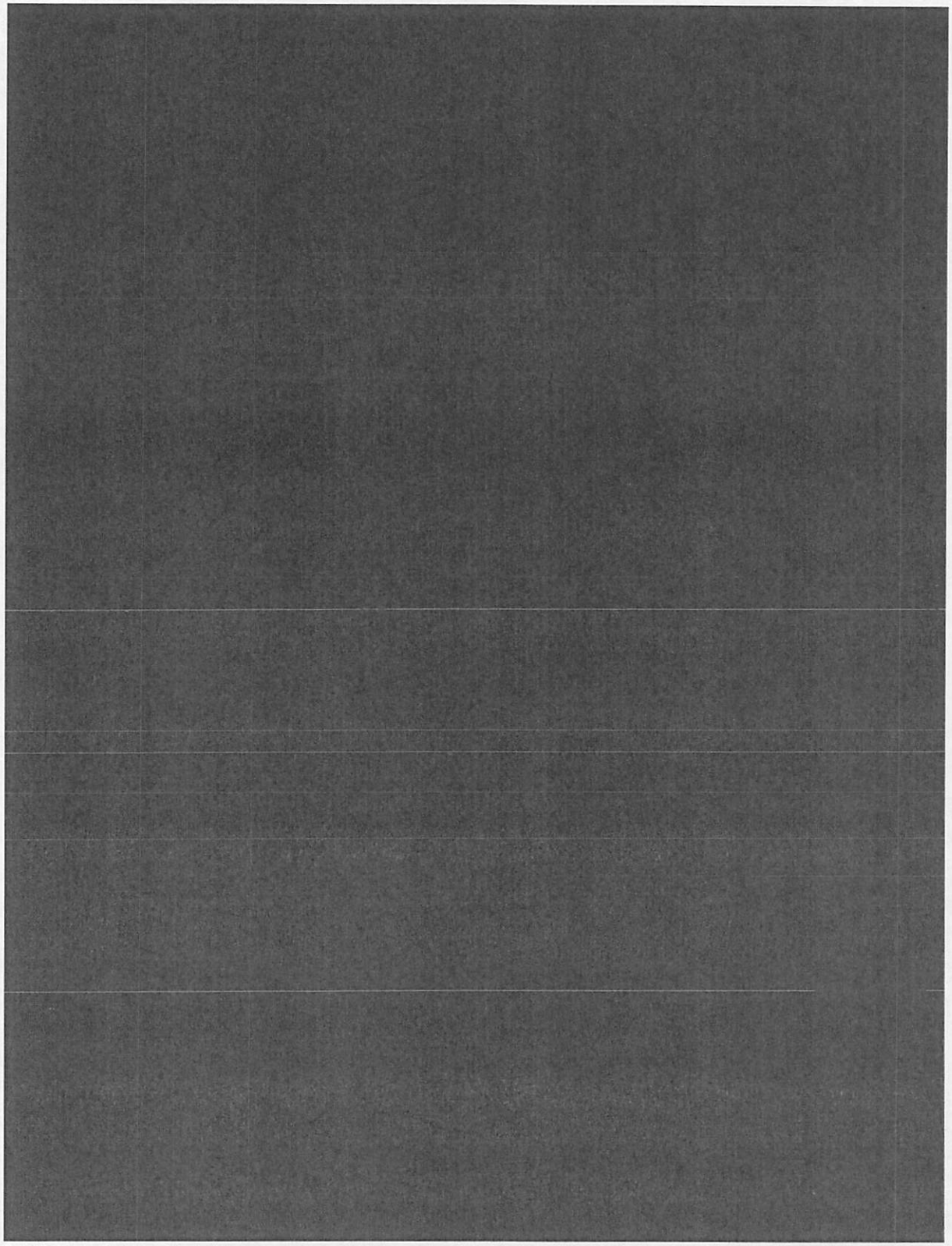


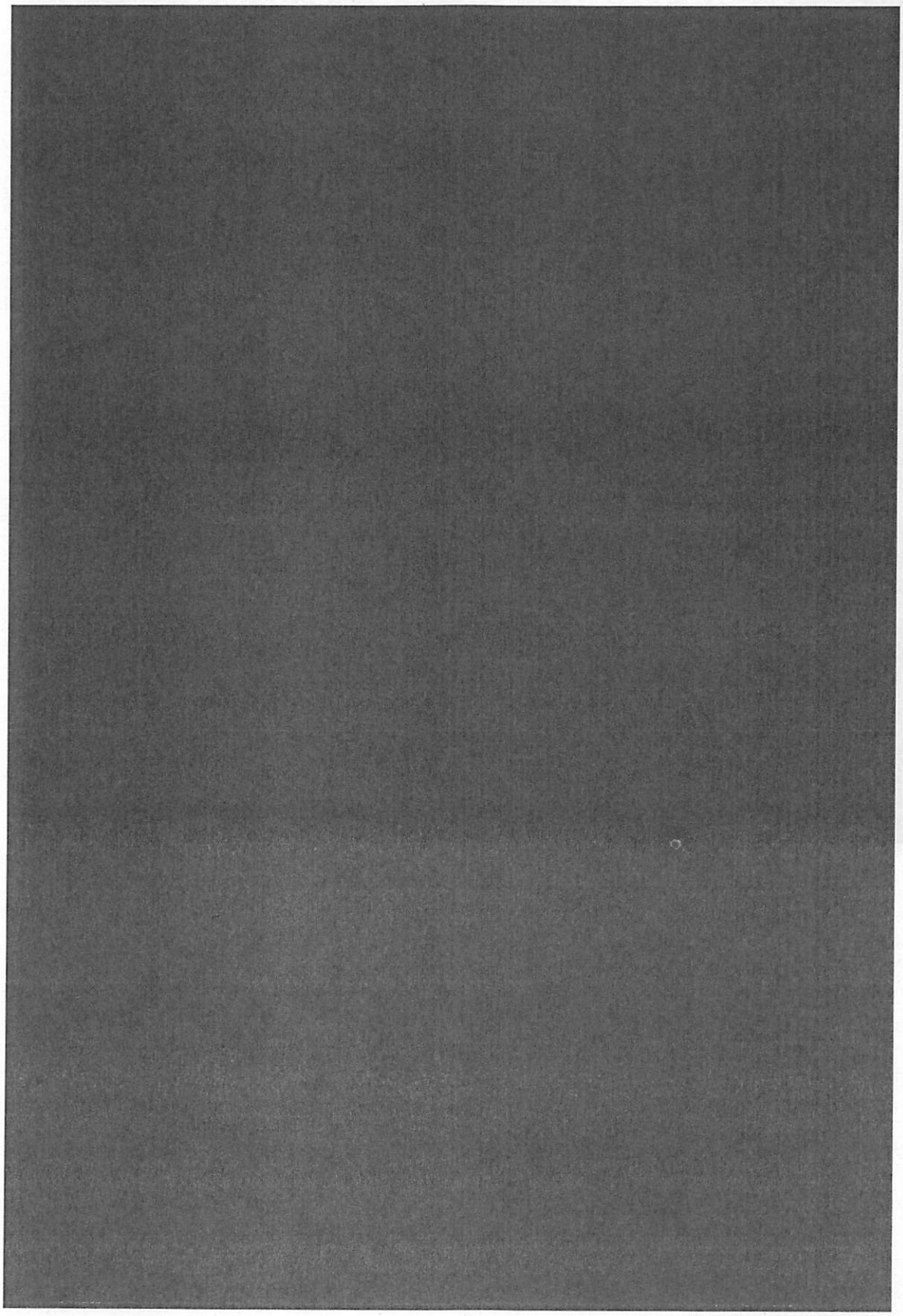


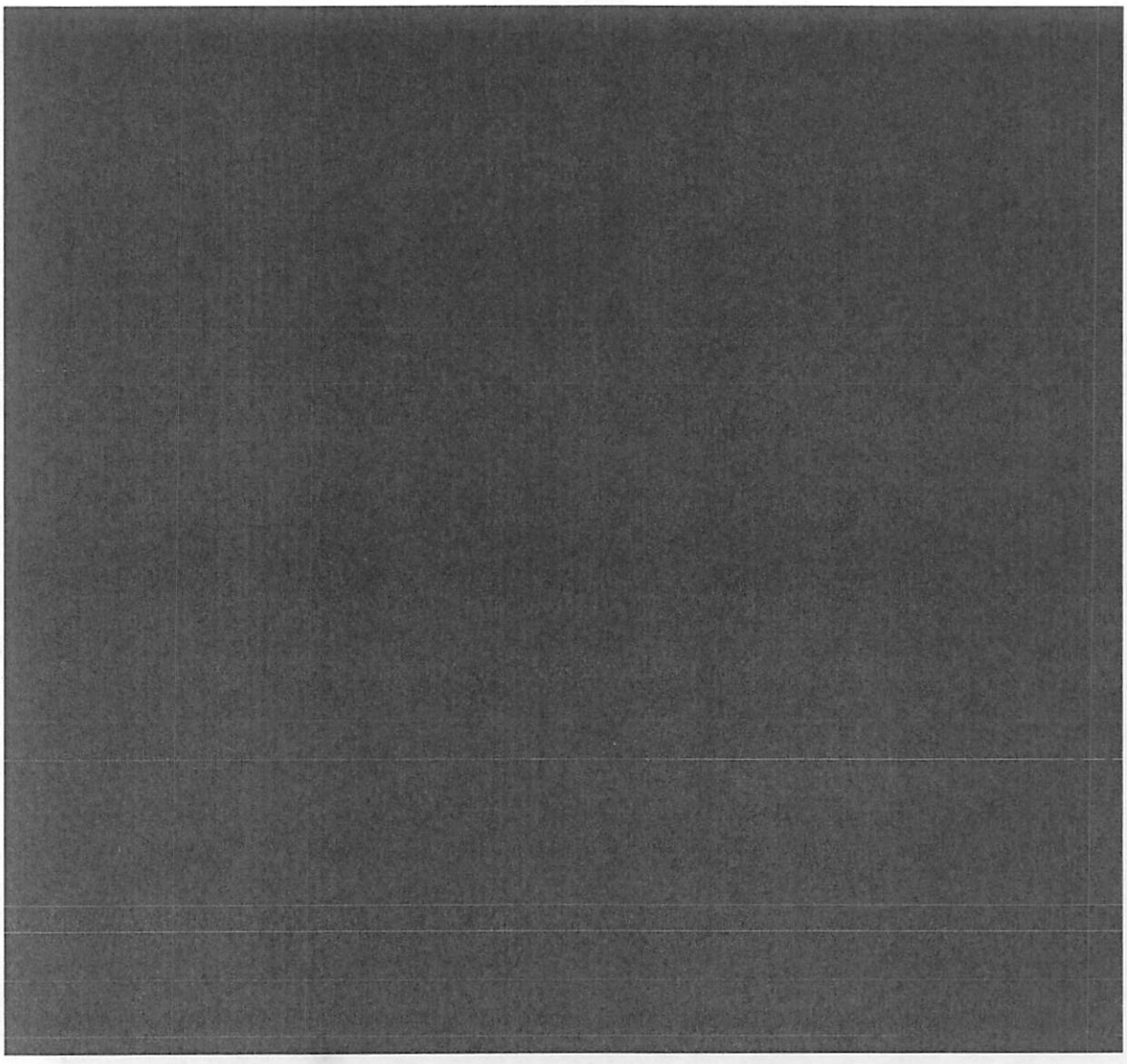


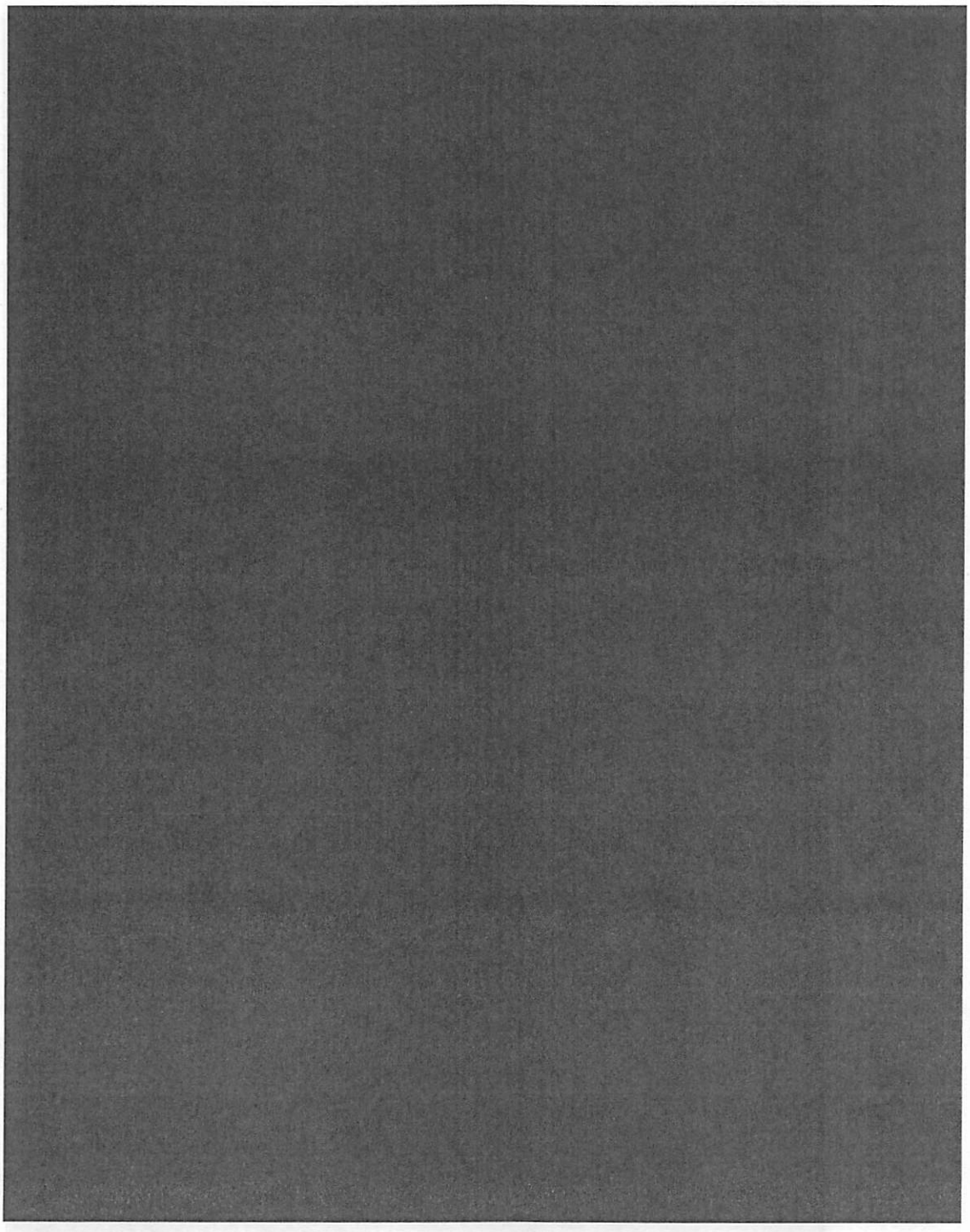


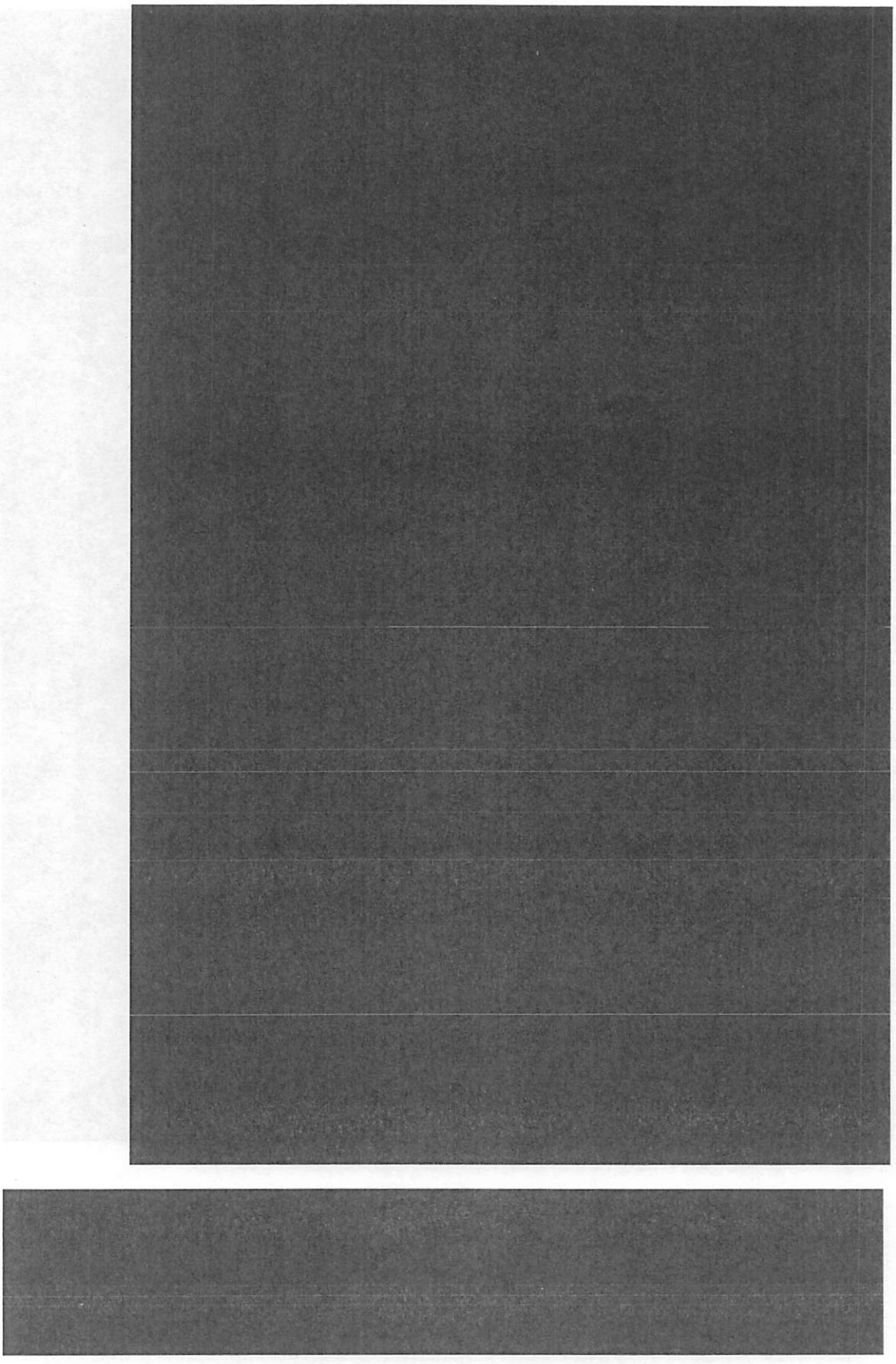


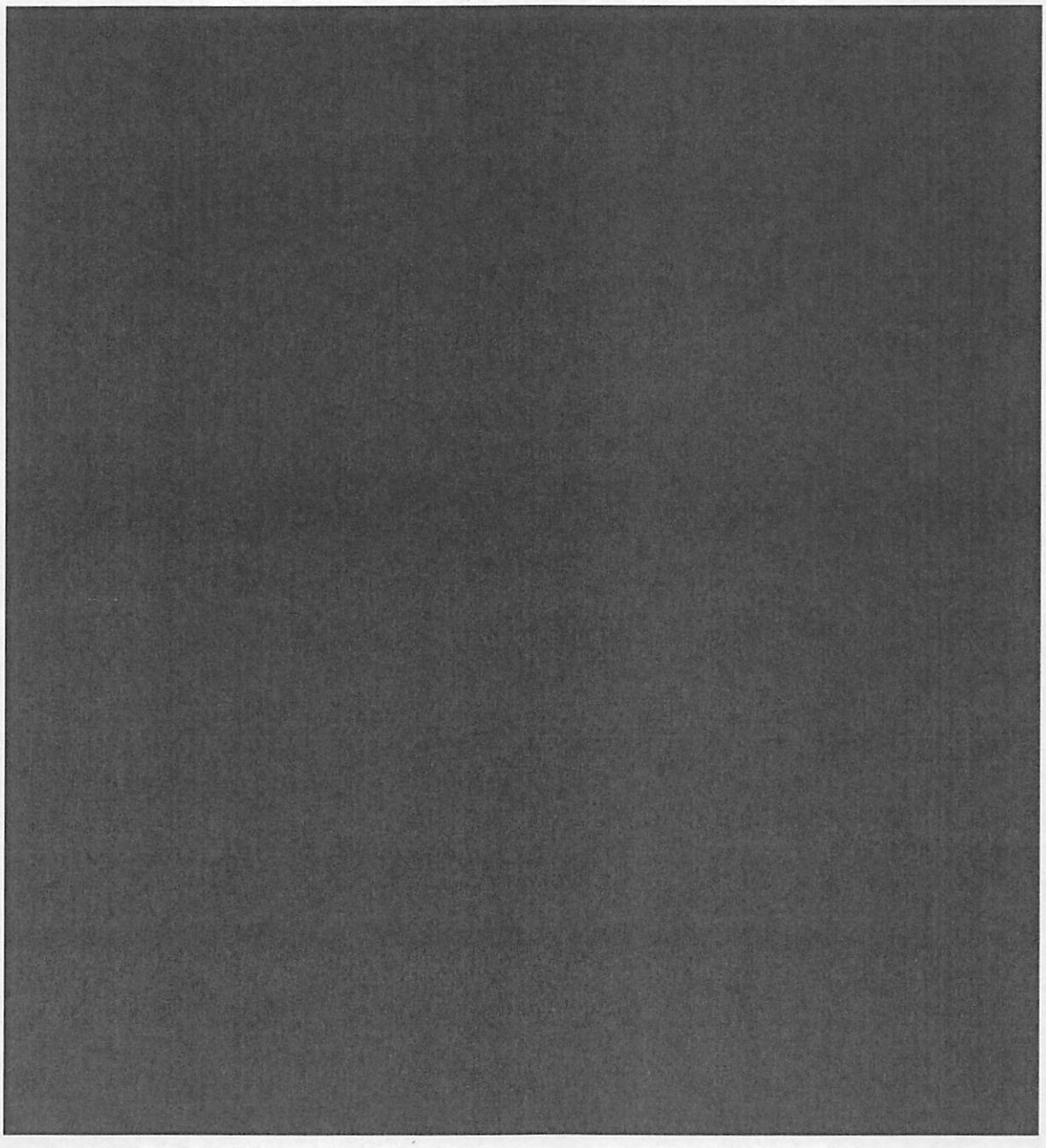


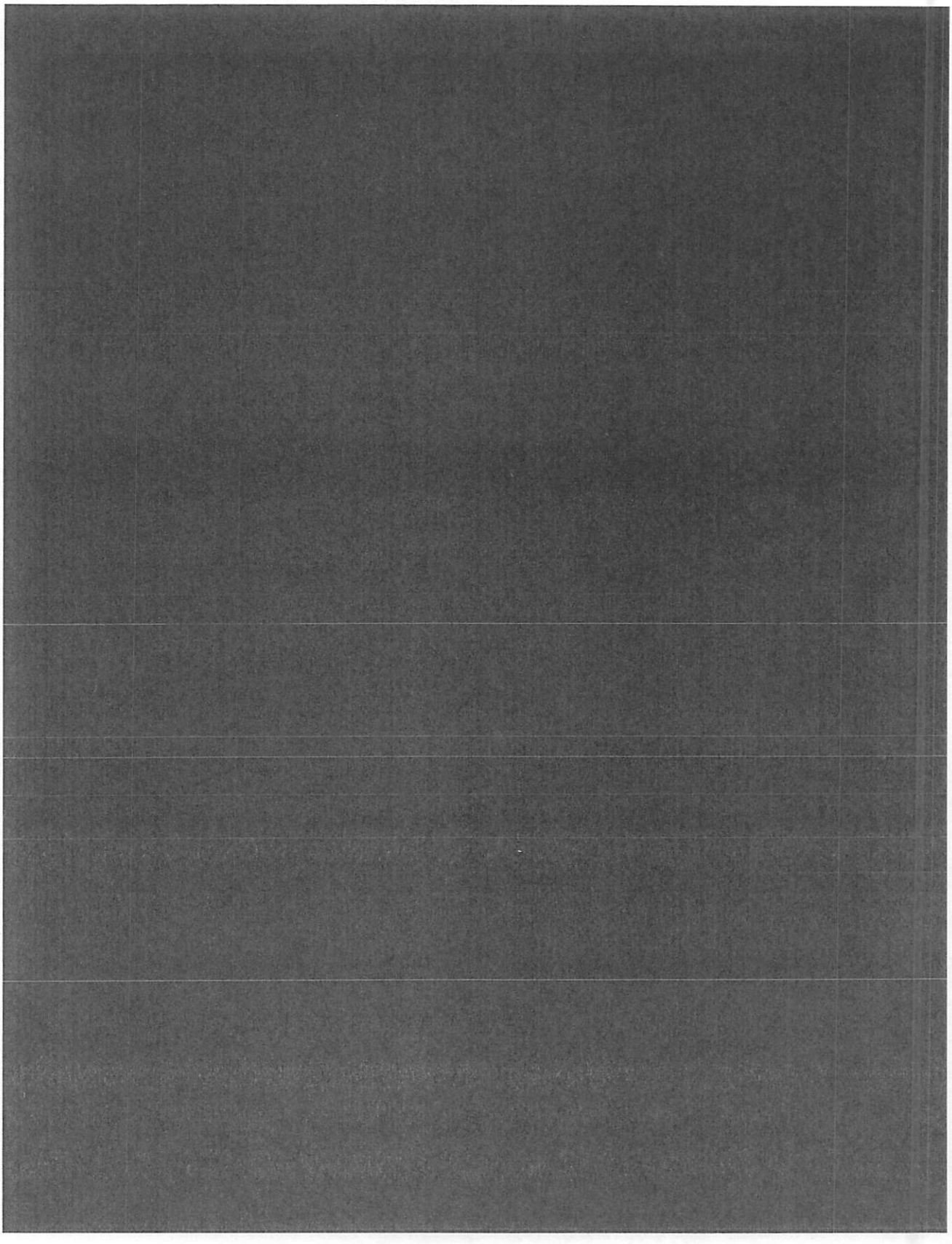


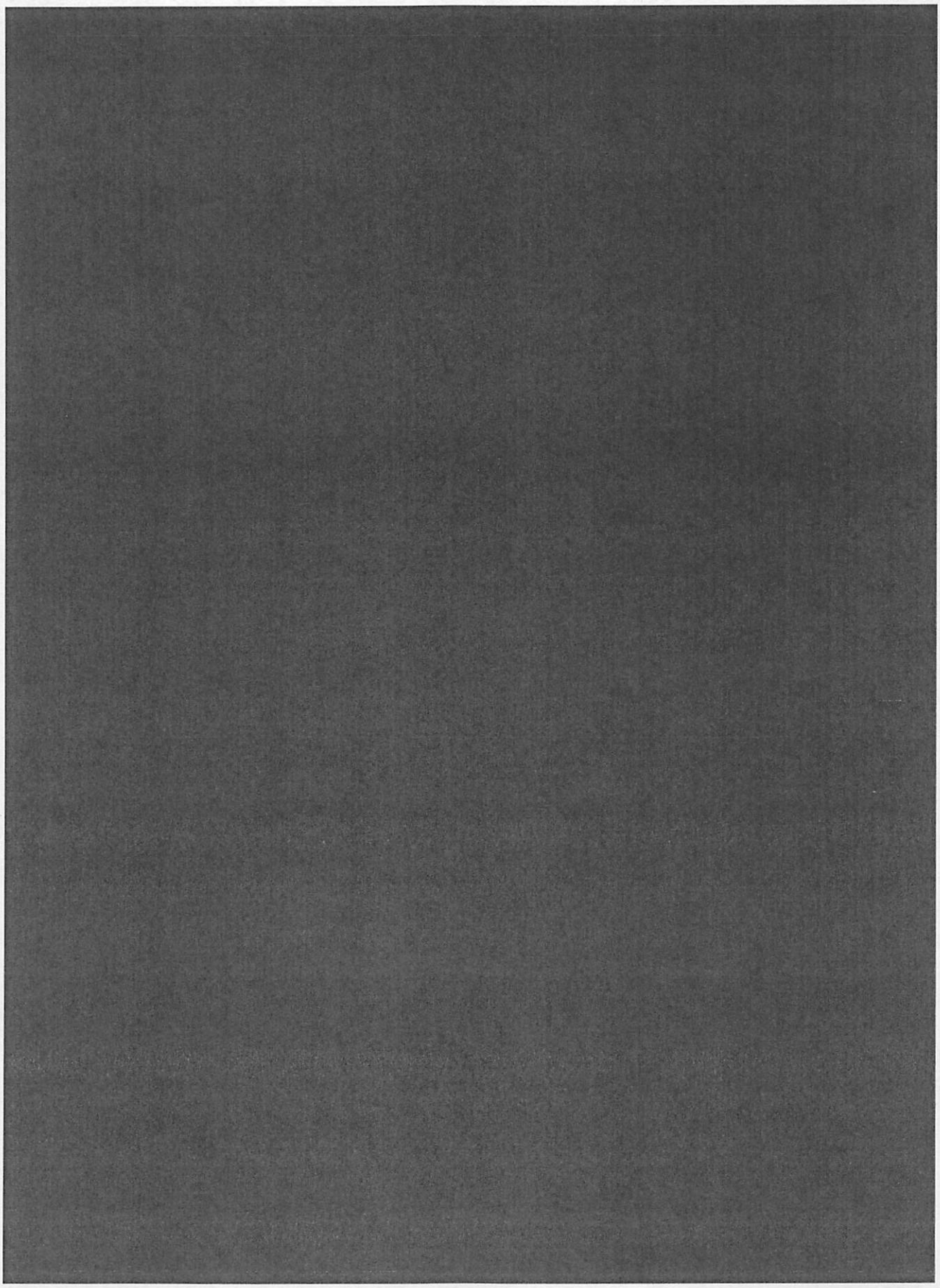


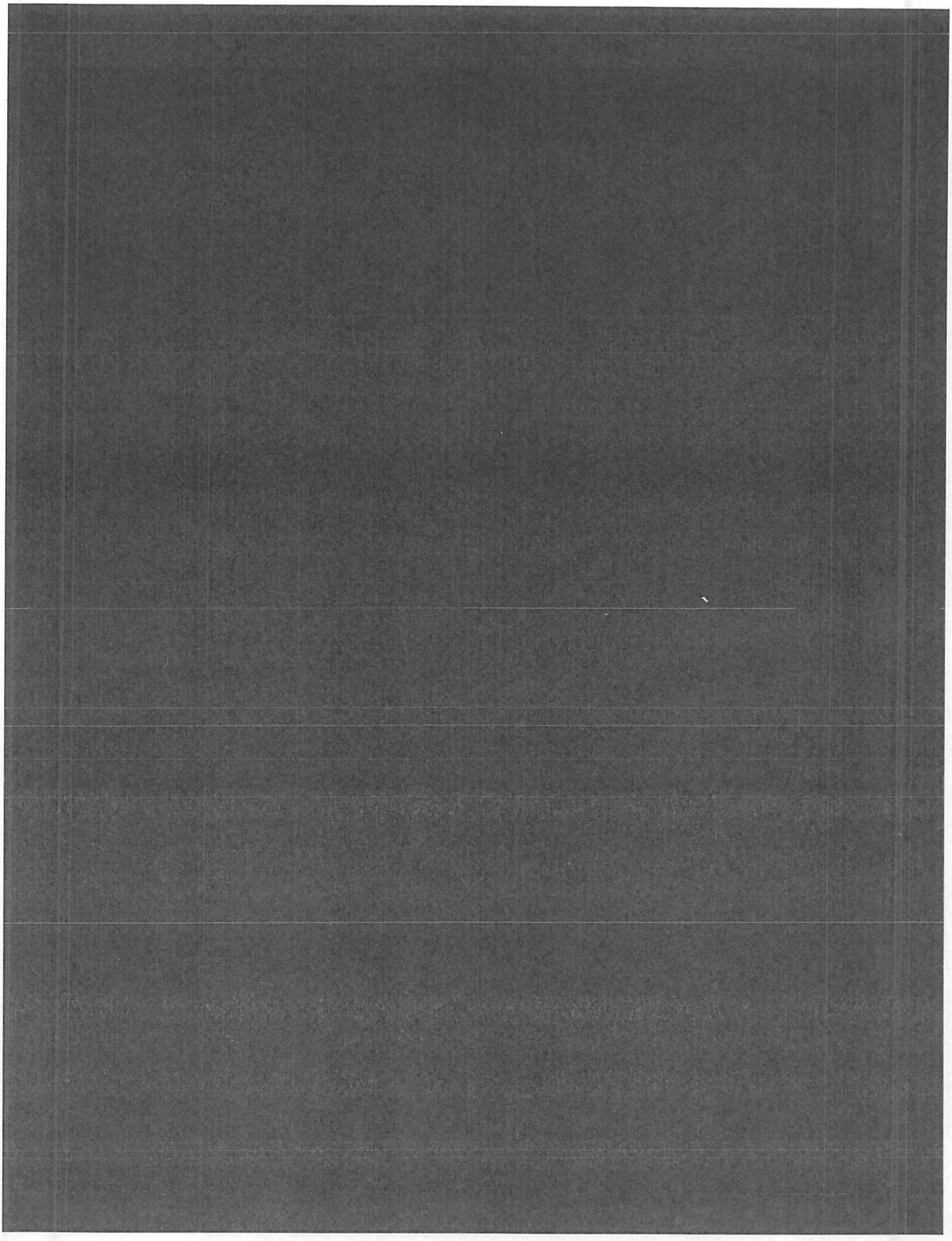












第９　司法修習生の実務修習結果の報告について

平成１８年４月１日司研企秘第000491号（組ろ－４）
地 方 裁 判 所 長・地方検察庁検事正・弁 護 士 会 会 長
あて司法研修所長通知

司法修習生の実務修習結果の報告について（通知）

司法修習生に関する規則第１０条による標記の報告について，その報告に当たっての成績評価の観点を別紙のとおりまとめました。また，報告書の書式を別紙様式のとおり定めましたから，平成１８年度４月期採用（第６０期）司法修習生以降の報告については，これによってください。

なお，報告書各欄の記載等についての留意事項は，下記のとおりです。

おって，実務修習結果報告書を当研修所に送付するときは，原本（考試委員会報告用）のほか当研修所用写し１部を添付し，各実務修習終了後１箇月以内に報告してください。

記

1　別紙様式の報告書は，現行修習の実務修習及び新修習の分野別実務修習に利用すること。

2　「欠席日数」欄は，該当欄に右詰め１文字１マスで記載すること。

3　「採用月」（司法修習生の氏名記載部分の上部），「科目」，「成績」，[redacted]，「健康状態」の各欄については該当部分を黒塗りすること。

4　[redacted]

5　[redacted]

6　健康状態に問題がある場合については，「健康状態」欄の「問題あり」を黒塗りするとともにその病名及び具体的な症状をその右の欄に記載すること。

7　「組・番号」欄には，司法研修所から別途通知する当該司法修習生の組・番号を右詰め１文字１マスで記載すること。

付　記

1　この通知は，平成１８年４月１日から実施する。

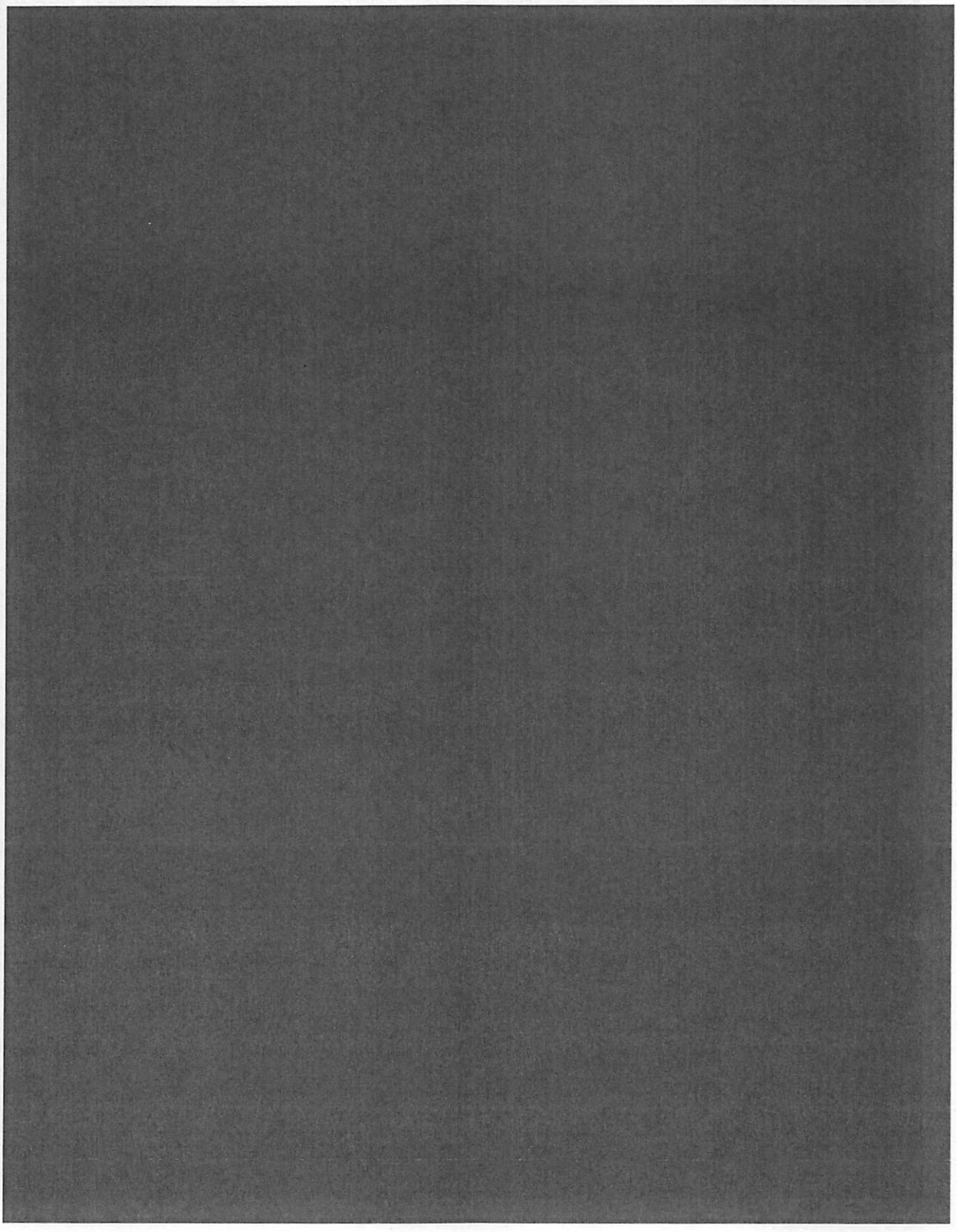
2　平成６年１２月１５日付け司研企秘第１５８号司法研修所長通知「司法修習生

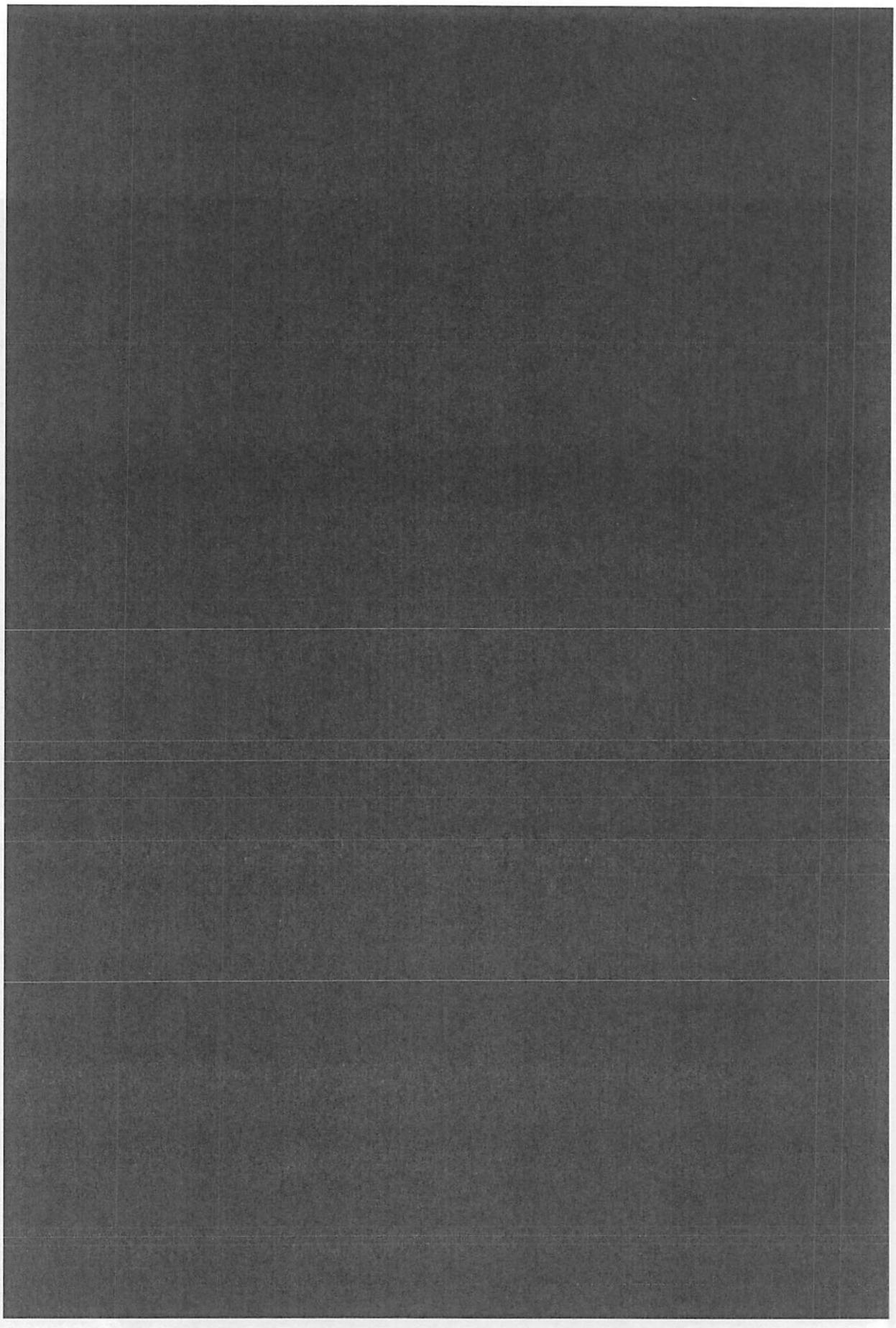
の実務修習結果報告書について」は，平成１８年３月３１日限り廃止する。

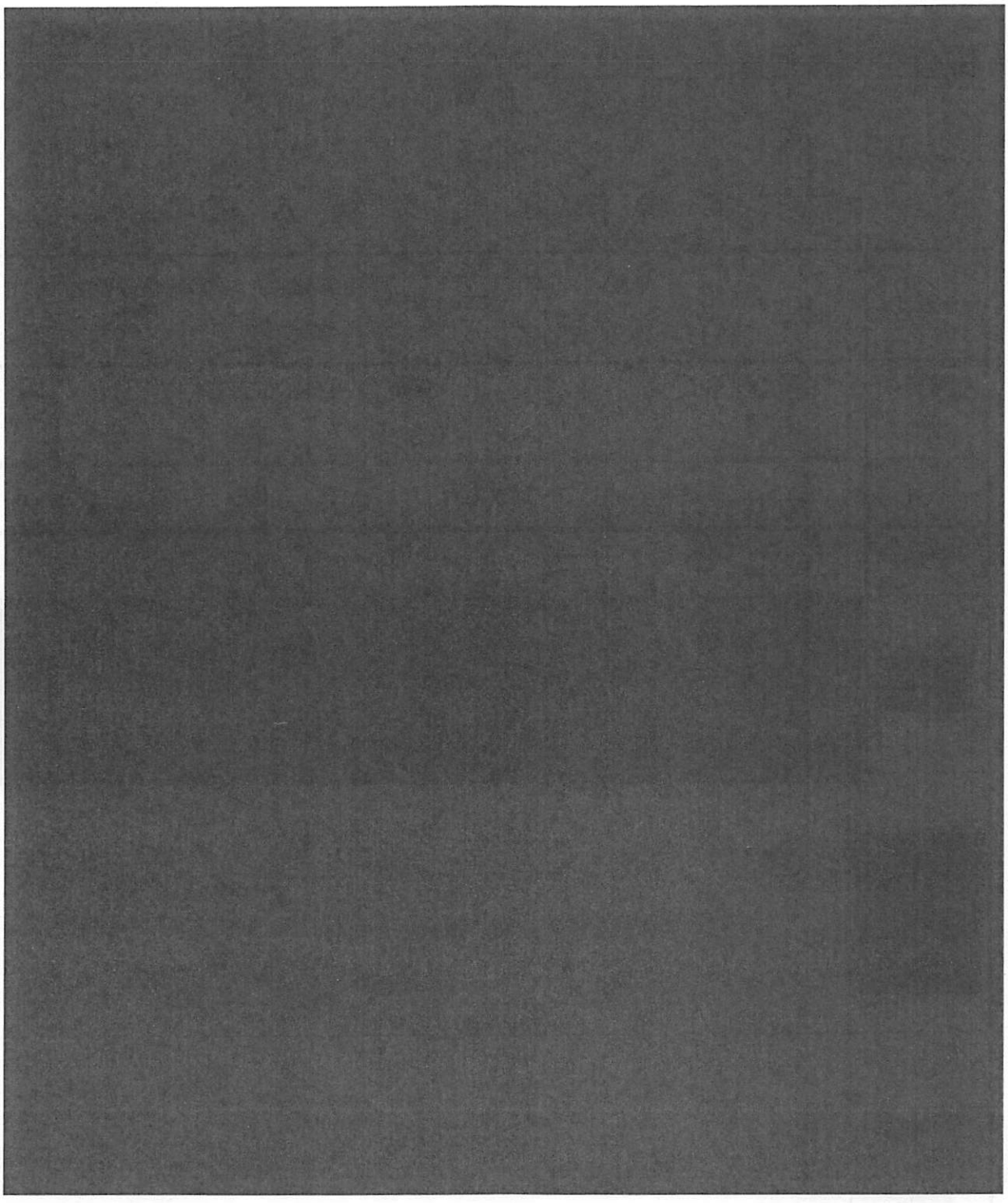
3　平成１７年度採用（第５９期）司法修習生の実務修習の結果については，なお従前の様式により報告する。

（別紙）

実務修習における成績評価の観点について







平成　年　月　日

秘　　司法研修所長　殿

官　職
実務修習庁会の長
氏　名

実務修習結果報告書

修習地		平成　年度 □4月期 □11月期 採用(第　期)司法修習生 氏　名				
修習期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで		欠席日数			日
科目	□ 民事裁判	□ 刑事裁判	□ 検察	□ 弁護		
成績	□ 優	□ 良	□ 可	□ 不可		
[redacted]	[redacted]					
[redacted]						
特記事項						

健康状態		
□ 問題なし	□ 問題あり　※ 右にその内容を記載	

指導担当者名	組	番号

（注）1　必ず本用紙のみに記載し，別紙等の添付はしない
2　特記事項欄には，修習過程における行状その他参考になる事項で特に報告すべきものがあれば記載する

第１０　実務修習結果簿の取扱について（通知）

平成１８年５月２９日司研企第001395号（組ろ－０４）
地 方 裁 判 所 長・地方検察庁検事正・弁 護 士 会 会 長
あて司法研修所長通知

司法修習生の実務修習結果簿の取扱いについて（通知）

標記の実務修習結果簿については，従前，実務修習の科目ごとに４分冊されていたものを第６０期司法修習生から１冊に集約しました。これに伴い，下記のとおりその取扱いを変更しますので，指導担当官（者）等にこの旨周知してください。

なお，第５９期司法修習生については，従前の取扱いによってください。

記

1　司法修習生は，各実務修習終了時に，実務修習結果簿を指導担当責任者に提出する。

2　実務修習結果簿の検印は配属庁会の指導担当責任者のみとし，指導担当責任者は，司法修習生から，実務修習結果簿の提出があった時は，検印の上，早期に司法修習生に返還する。

3　司法修習生は，次の実務修習に実務修習結果簿を持参する。

4　司法修習生は，後期修習開始時（新司法修習にあっては，集合修習開始時）に実務修習結果簿を持参し，当研修所事務局企画課調査係に提出する。

5　配属庁会は，各実務修習終了後，司法修習生から，実務修習結果簿の提出を受け，これを取りまとめて当研修所へ送付することを要しない。

日弁連法１第３３０号
２０１６年（平成２８年）３月１６日

弁護士会会長　殿

日本弁護士連合会
事務総長　春　名　一　典
（公印省略）

司法修習生の「弁護修習結果簿」記入に関するお願い

日頃より当連合会の活動に御協力いただき，誠にありがとうございます。

２０１５年６月３０日付けの法曹養成制度改革推進会議決定を受け，現在，最高裁判所司法修習委員会及びその下に設けられた法曹三者からなるワーキンググループにおいて，「分野別実務修習ガイドライン」の実践状況が検証されております。この検証材料の一つとされているのが「修習結果簿」です。司法修習生は，各分野別実務修習終了後，司法研修所に「修習結果簿」を提出することとされていますが，その記載内容から，ガイドラインに沿った修習が行われているか，分析・検討されております。

そこで，各会におかれましては，司法修習生に対する事前ガイダンス時などを利用して，別添サンプルのような「弁護修習結果簿記載に関する留意事項」を配布していただき，司法修習生に対して，「修習結果簿」の記載方法を御指導くださいますようお願い申し上げます。

また，指導担当弁護士向けガイダンス等の機会に，個別指導担当弁護士にも上記趣旨を説明していただくとともに，参考資料として，「修習結果簿記載に関する留意事項」を配布していただき，必要に応じて，指導担当弁護士からも修習生に対する指導ができるよう御配慮いただければ幸いです。

今後とも何卒，よろしくお願い申し上げます。

サンプル

平成２８年＊月＊＊日

司法修習生各位

◎◎弁護士会司法修習委員会
委員長　◎　◎　◎　◎

「弁護修習結果簿」記入に関する留意事項について

修習結果簿は，みなさんが自ら修習の成果を確認すると共に，みなさんの弁護実務修習の取組状況を把握するため，また，今後の弁護実務修習をより充実させるためのの重要な参考資料となります。

したがって，以下の事項に留意し，なるべく正確に記入して下さい。

① 弁護修習結果簿の（注）をよく読んで，記入漏れがないようにしてください。
② 最終日にまとめて記載するのではなく，適宜，こまめに記入してください。
③ 結果簿「（２）争訟事案」の「①起案」及び「⑥保全・執行・倒産等」以下の「起案」は，フル起案に限りません。サマリー起案，リサーチペーパーも，その旨を書き添えて，記入してください。他方，「訴訟委任状」やこれに類するような定型書式の起案は記入しないでください。
④ 現に進行中の「生の事件」がなく，過去の記録に基づき起案等をした場合も，記入してください。
⑤ 記載欄が足りない場合は，別紙を利用してください。
⑥ 記入の仕方が分からない場合，記入すべきかどうか判断に迷った場合は，個別指導担当弁護士に相談してください。

以上

第１１　司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について

司研企第001903号
（組ろ－０４）
平成１８年７月１８日

地方裁判所長　殿
地方検察庁検事正　殿
弁護士会会長　殿

司法研修所長　相　良　朋　紀

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について（通知）

標記の提供について，日本弁護士連合会事務総長から別紙１のとおり照会があり，別紙２のとおり回答しましたので，参考までに送付します。

なお，司法研修所が送付している身上報告書及び各配属庁会において独自に司法修習生から提出させた書面に記載された司法修習生の個人情報は，各配属庁会の司法修習における司法修習生の指導，監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的で提出させているものであり，それらの書面に記載された個人情報の管理，使用に当たっては，上記の目的及び個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で，慎重に取り扱う必要がありますので，念のため申し添えます。

［ 別紙１ ］

２００６年（平成１８年）６月２０日 日弁連業１第５２号
司法研修所長あて日本弁護士連合会事務総長照会

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について（照会）

当連合会は，貴研修所から実務修習の委託を受けた弁護士会が標記の提供を行う場合の，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号，以下「法」という。）２３条１項所定の司法修習生本人の同意の要否について，東京弁護士会からの照会があったことから検討した結果，下記のとおりと考えますが，念のため，貴研修所の御見解をお伺いしたく，照会いたします。

なお，本検討においては，弁護士会は，法２条３項所定の個人情報取扱事業者に当たると考えられることを前提としております。

記

１　弁護士会が司法研修所に対して，司法修習生の個人データを提供することについては，法２３条１項１号の「法令に基づく場合」に当たると解されるので，司法修習生本人の同意は不要である。

２　弁護士会が選任した司法修習委員会を構成する弁護士及び個別指導担当弁護士に対して，司法修習生の個人データを提供することについては，これらの弁護士がいずれも司法修習の事務に関する限りでは法２１条の「従業者」に当たると解されるので，司法修習生本人の同意は不要である。

３　弁護士会が現行型司法修習の社会修習（司法修習生指導要綱（乙）第２章第５節に定める修習）を実施する団体等に対して，司法修習生の個人データを提供することについては，法２３条１項１号の「法令に基づく場合」又は４号の「委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって，本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に当たると解されるので，司法修習生本人の同意は不要である。もっとも，上記団体等への個人データの提供については，その社会修習の内容や上記団体等の事情等を踏まえ，氏名，性別にとどめるなど，必要最小限のものとすべきである。

４　新司法修習の選択型実務修習において，裁判所，検察庁及び弁護士会以外の修習先に対して，司法修習生の個人データを提供することについては，上記３

のとおり考え方が分かれることも踏まえ，応募の際に，司法修習生の同意を得るものとする。

［ 別紙２ ］

平成１８年７月１４日司研企第001901号

日本弁護士連合会事務総長あて司法研修所長回答

司法修習生の個人データの司法研修所等に対する提供について
（６月２０日付け日弁連業１第５２号に対する回答）

標記については，貴見のとおり取り扱うのが相当と考えます。

平成１８年７月２８日日弁連法１第５３号

弁護士会会長あて日本弁護士連合会事務総長文書

司法修習生の個人データの提供について

司法研修所長から，各弁護士会会長あて，司法修習生の個人情報の管理，使用に当たっては，各配属庁会の司法修習における司法修習生の指導，監督及び司法修習に関する各種事務手続に使用する目的及び個人情報保護法の趣旨を踏まえた上で，慎重に取り扱う必要があるとの趣旨の文書がこのたび送付されているものと存じます。

弁護士会における司法修習生の個人情報の提供について，司法研修所あてに苦情が寄せられているときいております。したがって，個人情報の提供先を当該司法修習生を指導する個別指導担当弁護士に限るなど，特にご配慮をいただくようお願いします。

第１２　日本弁護士連合会会則（抜粋）

（昭和２４年７月９日制定）

第９章　常置委員会及び特別委員会

第７４条　本会は、前２章に規定するもののほか、次に掲げる委員会を置く。

１　人権擁護委員会

２　司法修習委員会

３　司法制度調査会

４　弁護士推薦委員会

５　選挙管理委員会

第７６条　司法修習委員会は、弁護士会における司法修習生の配属、指導及び監督並びに指導弁護士の選定及び経費の収支等に関する事務を審議調査することを任務とする。

２　司法修習委員会の委員は、１５人以上とする。

第７９条　人権擁護委員会、司法修習委員会、司法制度調査会及び弁護士推薦委員会の各委員は、理事会において、弁護士である会員の中から選任する。

２　委員の任期は２年とし、毎年半数宛を改選する。任期の始期は選任された年の５月１日とする。

３　現任の委員が欠けたときは、その補欠の委員を選任することができる。

４　第６３条第２項の規定は、前項に規定する補欠の委員に、同条第３項の規定は、委員の任期満了の場合にそれぞれ準用する。

（注）

第６３条　役員が欠けたときは、その補欠の役員を選任しなければならない。（以下略）

２　補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（以下略）

３　任期の満了によつて退任する役員は、新たに選任された役員が就任するまで引き続きその職務を行う。

第８０条　人権擁護委員会、司法修習委員会、司法制度調査会、弁護士推薦委員会及び選挙管理委員会（以下「各委員会」という。）に委員長を置く。

２　各委員会は、必要があると認めるときは、副委員長を置くことができる。

３　委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。

第８１条　前２条に規定するもののほか、各委員会の組織及び議事手続に関し必要な事項は、会規又は規則をもつて定める。

第１１章　司法修習生

第８３条　本会は、司法修習生の修習を担当する弁護士会の修習指導の実施に必要な指導監督をする。

第８４条　弁護士会は、委託された司法修習生を所属の弁護士のうちから適当な弁護士に配属し、弁護士として、必要な人格識見のかん養及び実務の修習をさせなければならない。

第８５条　弁護士会において修習中の司法修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認めるときは、弁護士会は、直ちに、これを本会に通知しなければならない。

第８６条　弁護士会における司法修習生の修習に関し必要な事項は、規則をもつて定める。

第１３　司法修習委員会規則

（昭和２４年１２月３日規則第４号）

改正　昭和２８年６月２０日，昭和３４年７月１８日，昭和３７年４月２１日，昭和４１年１２月１７日，昭和５９年１１月２２日，平成３年７月１９日，平成５年７月１６日，平成１０年４月１７日，平成１６年１２月１８日，平成２３年１月２０日

第１条　日本弁護士連合会司法修習委員会（以下「委員会」という。）は、７０人以内の委員をもつて組織する。

第２条　委員会に委員長及び副委員長１２人以内を置く。

第３条　委員長は、会務を総理する。

２　委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、あらかじめ委員長の定める順序により、委員長の職務を行う。

第４条　委員会は、委員長が招集する。

第５条　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第６条　日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）は、弁護士会から修習中の司法修習生に罷免、修習の停止又は戒告の事由があると認める旨の通知を受けたときは、委員会にその事案の審査を請求することができる。

２　委員会は、前項の事案の審査を終えたときは、速やかに、書面をもつてその結果を連合会に報告しなければならない。

第７条　委員会は、必要と認めるときは、委員の１人又は数人に命じて、弁護士会における司法修習生の修習に関する調査及び資料の収集・整理等をさせることができる。

２　委員会は、必要があるときは、会長の同意を得て、委員以外の者を幹事として委嘱し、前項の調査等をさせることができる。

３　委員会は、特別の必要があるときは、会長の同意を得て、第１項の調査等を委員及び幹事以外の弁護士に委嘱して、その協力を求めることができる。

第８条　委員会の議事については、議事録を作り、出席した委員長及び委員２人以上がこれに署名押印して連合会に保存するものとする。

第９条　委員長、副委員長、委員、幹事及び連合会の職員は、委員会の議事に関し職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様である。

第１４　弁護実務修習ガイドライン

日弁連法１第３７９号
２０１４年（平成２６年）３月６日

弁護士会会長　殿

日本弁護士連合会
会長　山　岸　憲　司
（公印省略）

弁護実務修習ガイドラインの送付について

日頃より，当連合会の活動に御理解いただき，誠にありがとうございます。

司法修習については，２０１３年６月になされた法曹養成制度検討会議取りまとめにおいて，「最高裁判所においては，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。」と明記されました。

これを受けて，最高裁司法修習委員会において，導入的集合修習の実施及び分野別実務修習の更なる充実等に向けた検討が行われ，分野別実務修習を更に充実させるためには，まず，裁判実務修習，検察実務修習及び弁護実務修習について，それぞれガイドラインを作成し，分野別実務修習の指導に当たる担当官・担当弁護士に対して明確に指導方法の指針を示すこととされました。

このため，当連合会では別紙のとおり「弁護実務修習ガイドライン」を作成しましたので，貴会におかれましては，各個別指導担当弁護士に別紙「弁護実務修習ガイドライン」を配布くださいますようお願い申し上げます。

もっとも，本ガイドラインはあくまでも，司法修習生指導要綱（甲）において司法修習の目的として示されている「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」の修得のために，各個別指導担当弁護士に対して，指導方法としての指針を示すもので，できる限りこのような手法で個別指導をしていただけると，短期間ではあるものの，更なる充実が図られるであろうという性質のものです。もとより司法修習は「法曹としての高い識見と法曹倫理を含む職業意識を身に付けさせ，法曹となるにふさわしい品位を備えさせ，その社会的使命を自覚させるように留意する」（司法修習生指導要綱（甲））

ものとされており，弁護実務修習は，本ガイドラインに示された指針で完成されるものではなく，弁護士倫理，人権活動，委員会活動をはじめ弁護士の職責や弁護士会の役割等の修得という重要な分野もあります。これら重要な分野につきましては，引き続き弁護実務修習で実践していただくことに変わりはありませんので，念のため付言いたします。

本ガイドライン程度の手法・内容は既に実践済みの個別指導担当弁護士が多数であると思われますが，個別指導担当弁護士におかれて，あまねく実践されますよう今後とも御協力いただきたく，よろしくお願い申し上げます。

【弁護実務修習ガイドライン】

1　弁護実務修習のねらい及び目標

分野別実務修習の眼目は，司法修習生が，多数の様々な関係者が絡み合う「生の紛争」に対峙し，指導担当弁護士の指導下ではあるが，プロを目指す者としての自覚と困難さを意識しつつ，当該事案を分析し，紛争解決の糸口を探り，依頼当事者の正当な利益を最大限生かすべく，最終的な解決に至るための方策を選択していくといった体験を通じ，弁護士に求められる基礎的な能力と技術を習得させることにある。また，「生の事案」に適応する契約書や意見書の作成作業を通じ，弁護士に求められる予防司法面での基礎的な能力と技術を修得させるべきである。

そして，そのためには，単に多数・多種の事案に触れるだけでなく，一つ一つの事案に丁寧に取り組ませるとともに，修習生が，指導担当弁護士の指導の下で，自ら弁護士業務の一端を担っていると感じられるくらいの気概をもって，主体的，積極的に弁護修習に取り組ませることにより，当事者法曹としての基礎を身につけさせるよう指導していくことが重要である。

このような観点から，この分野別弁護修習のガイドラインは，事件の数や種類を求めるのではなく，司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて，弁護実務を体得させるための方法を示すものである。

なお，このガイドラインは，弁護実務修習の方法を例示的に示すものであり，上記目標を達成できる他の手法を実践することを何ら拒むものではない。

2　指導方法についてのガイドライン

指導担当弁護士は，刑事，民事ともに，以下の(1)～(7)の各項目を，偏ることなく，少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。

(1) 事実調査と証拠収集

法律相談，事情聴取（契約締結等の訴訟外業務における事実調査を含む。），被疑者・被告人との接見等に立ち会わせる際には，聴取すべき事項，収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。

なお，修習生に発問させる場合には，指導担当弁護士が立ち会い，その指導のもとで発問をさせるなどして，修習生の発問を契機とするトラブルが発生しないよう心がけるべきである。

(2) 事実整理と法的分析等に関する意見交換

法律相談等で聴取した内容を整理させ，法的分析（要件事実に基づく法的構成），立証上の問題点（現状での事実認定及び不足証拠の把握等）及び被聴取者

が訴える背景事情，解決手段の選択，解決の見込み等について，最初に意見を述べさせた上で，指導担当弁護士と意見交換を行う。

(3) 裁判所提出書類の起案

訴訟手続を行う場合には，主張書面，陳述書，弁論要旨等の法律文書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，添削理由等について修習生と意見交換をすることにより指導する。なお，その際の意見交換は，最初に司法修習生に，自らが作成した起案について発表させてから行う。この場合，指導担当弁護士が所属する事務所が複数の弁護士で構成されている場合には，事務所内打ち合わせの際に当該事件を担当する弁護士全員の前で発表させ，各弁護士と意見交換をさせることはより効果的である。

指導は，民事の場合であれば，ことに要件事実の構成，簡潔明瞭な間接事実の記載によるストーリーの展開，主張する事実と証拠との関連性を明らかにすることに重点を置いた内容とする。その後，可能な限り，司法修習生に，指導担当弁護士とともに依頼者への確認作業や依頼者の要望等を踏まえた修正を行って起案を完成させるプロセスも経験させる。指導担当弁護士は，司法修習生の修習意欲を高める観点から，裁判所に提出する書面の作成に際し，司法修習生の作成した起案を参考にするといった工夫も考えられる。

なお，係属事件の状況により裁判所提出書類を起案する機会がない場合は，修習生が弁護修習中に立ち会った法律相談をもとにする訴状，答弁書等の起案や，既済事件の記録に基づく準備書面，弁論要旨等の起案をさせることが考えられる。

(4) 尋問事項書の起案と証拠取調べの傍聴

記録の精査，及び可能であれば指導担当弁護士の指導のもと依頼者からの聞き取りを行わせるなどして，尋問事項書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，意見交換を行う。このときも，まずは司法修習生から説明をさせる。

なお，指導に際しては，尋問事項と要証事実との関係を明確にさせ，不利益な証拠の評価や反対尋問を予測した内容の尋問事項書になるよう意識させ，完成させる。指導担当弁護士は，修習生が完成した尋問事項書を，可能であれば活かして尋問し，これを傍聴する司法修習生に自己が考えた尋問事項が法廷でどのような形で利用されるのかを経験させる。その後，再び，この尋問を巡って意見交換を行う。

(5) 契約書類等訴訟外法律文書の起案

法律相談に基づき請求書，回答書，示談書，契約書等の法律文書案を起案させる。指導担当弁護士は，修習生の起案を添削し，記載内容が当該事案に適切

に対応しているかどうかや条項の過不足，訴訟になった場合の条項の効力や機能を意識した意見交換を行う。その上で，司法修習生は起案を完成させ，指導担当弁護士は，これについて最終チェックを行う。司法修習生の修習意欲を高める観点から，自己が実際に使用する文書の作成に際し，可能であれば司法修習生の起案を参考にし，完成した起案を司法修習生に示すことが考えられる。

(6) 刑事弁護実務修習についての指導方法

刑事事件については，最低１件（可能であれば起訴前，起訴後とも各１件以上）体験させるよう努めるものとし，指導担当弁護士の立会い及び指導の下，手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを，適宜の起案等を行わせ，意見交換を行うなどして修得させる。

なお，起訴前弁護においては，被疑者の身柄を解放すべく，勾留に関する意見書や準抗告申立書を原則起案させ，同起案を元に，身体拘束の重大さ及びその解放の重要性を理解させるよう意見交換する。

因みに，指導担当弁護士が受任の機会を持てない場合に備え，他の弁護士との協力体制を構築し，他の弁護士が受任する刑事弁護についてその指導を受けながら修習することができるようにする。ただし，この場合は，守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

(7) その他の事件

例えば，民事保全，執行，倒産事件，家事事件，少年事件など弁護士の基礎能力として重要なケースについても，新件あるいは係属中のものについては，上記(1)から(4)の方法で参加させ，体得させる。新件あるいは係属中の事案が無い場合は，既済記録に基づき修習生に申立書等の起案をさせ，それを元に意見交換する。なお，他の弁護士との協力体制を構築し，他の弁護士が受任している「生の事件」を修習させる方法もありうる。ただし，この場合は，守秘義務について問題が発生しないよう十分に留意して修習させる必要がある。

以上

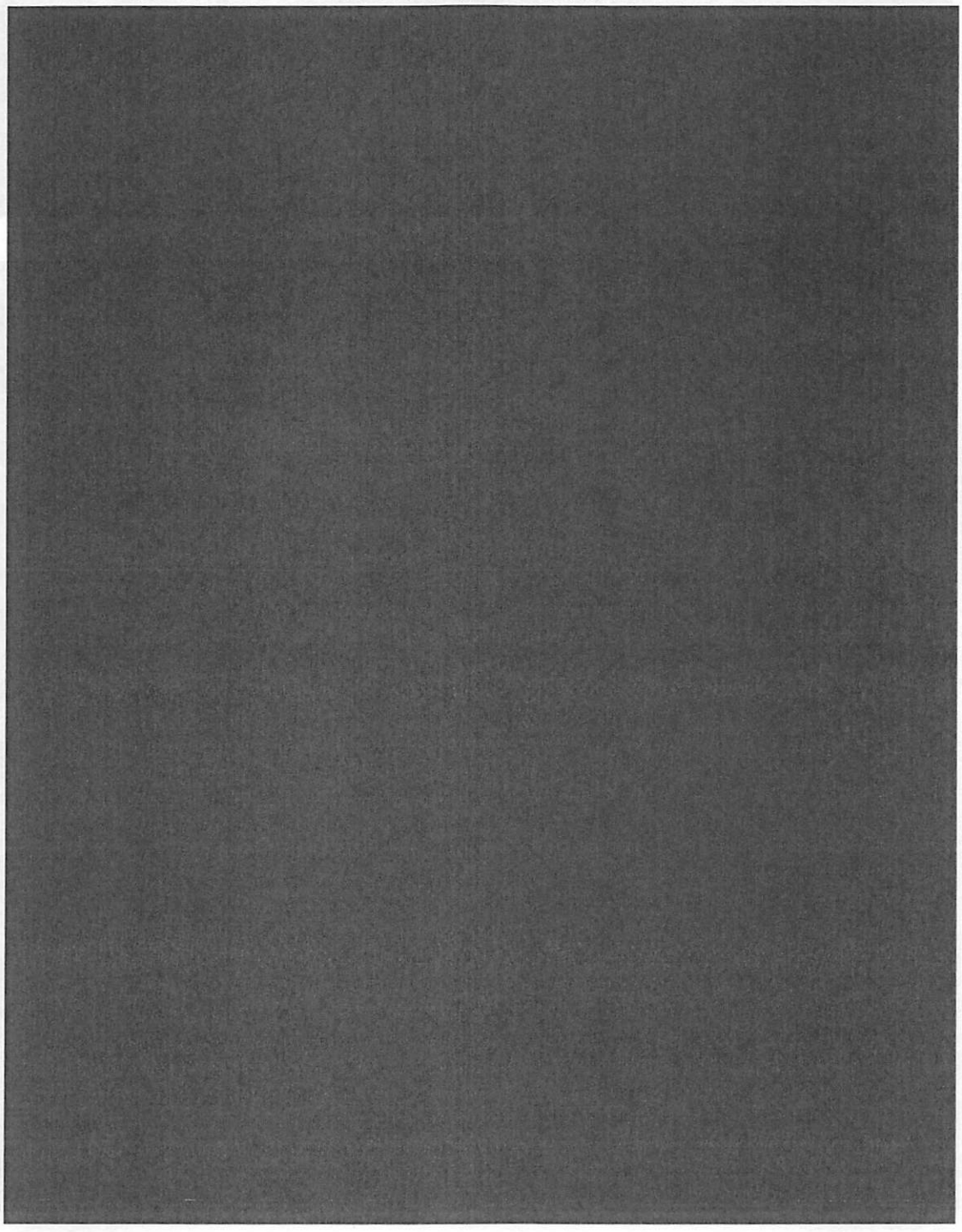
第１５　弁護実務修習に対して望むこと

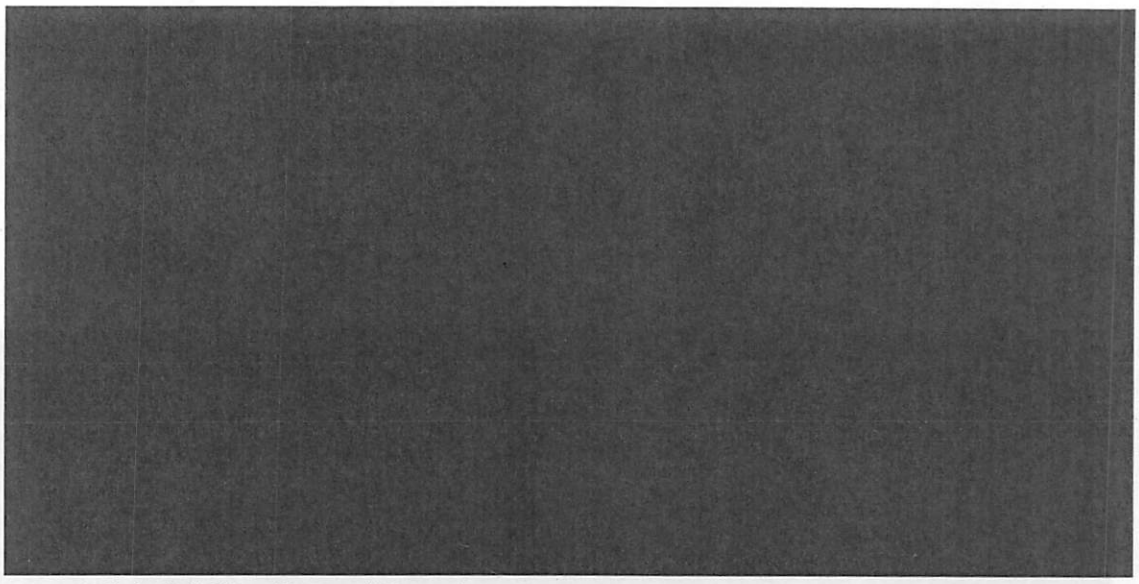
（平成２８年９月２８日制定）

弁護実務修習に対して望むこと

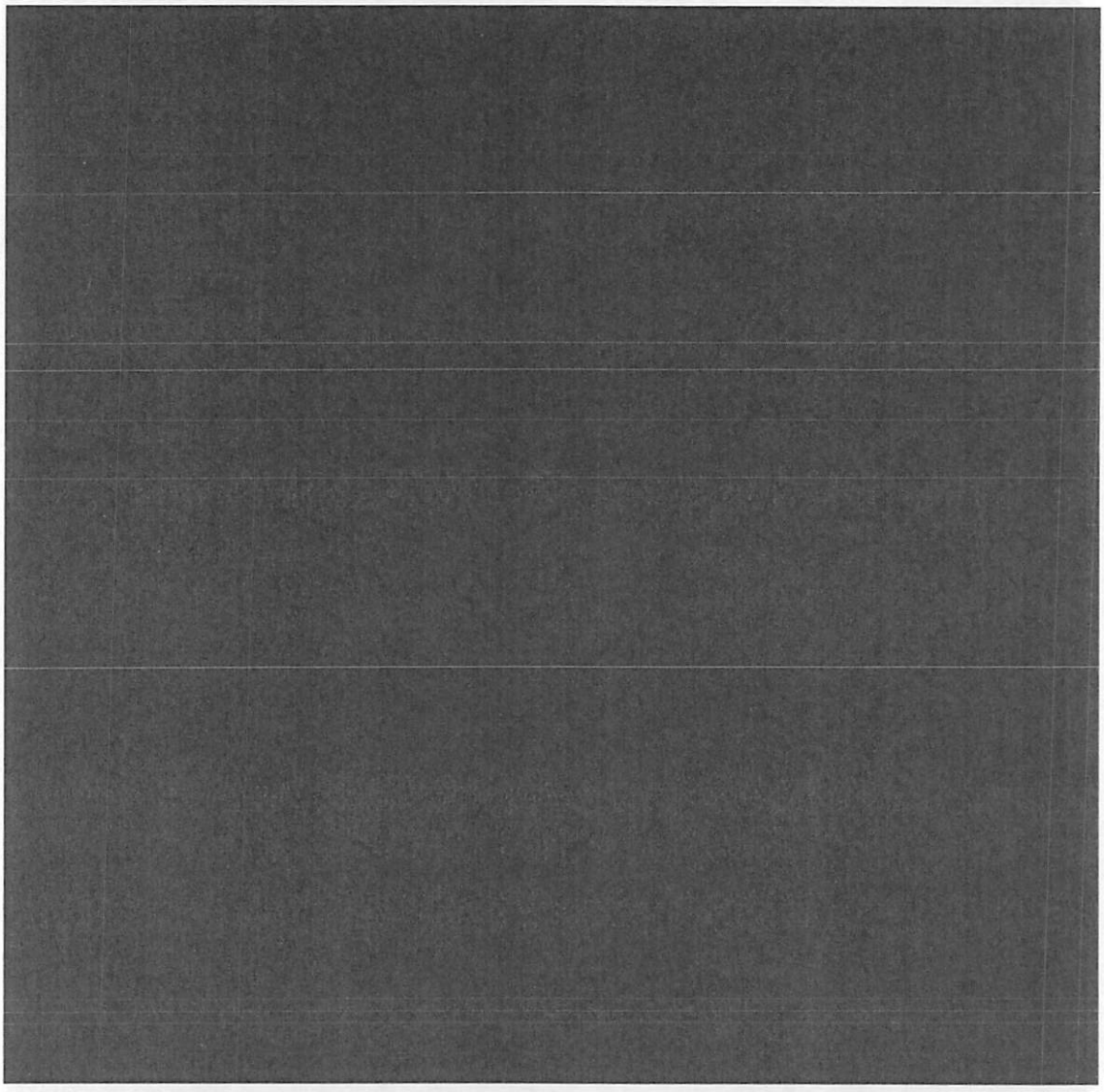
民事弁護教官室

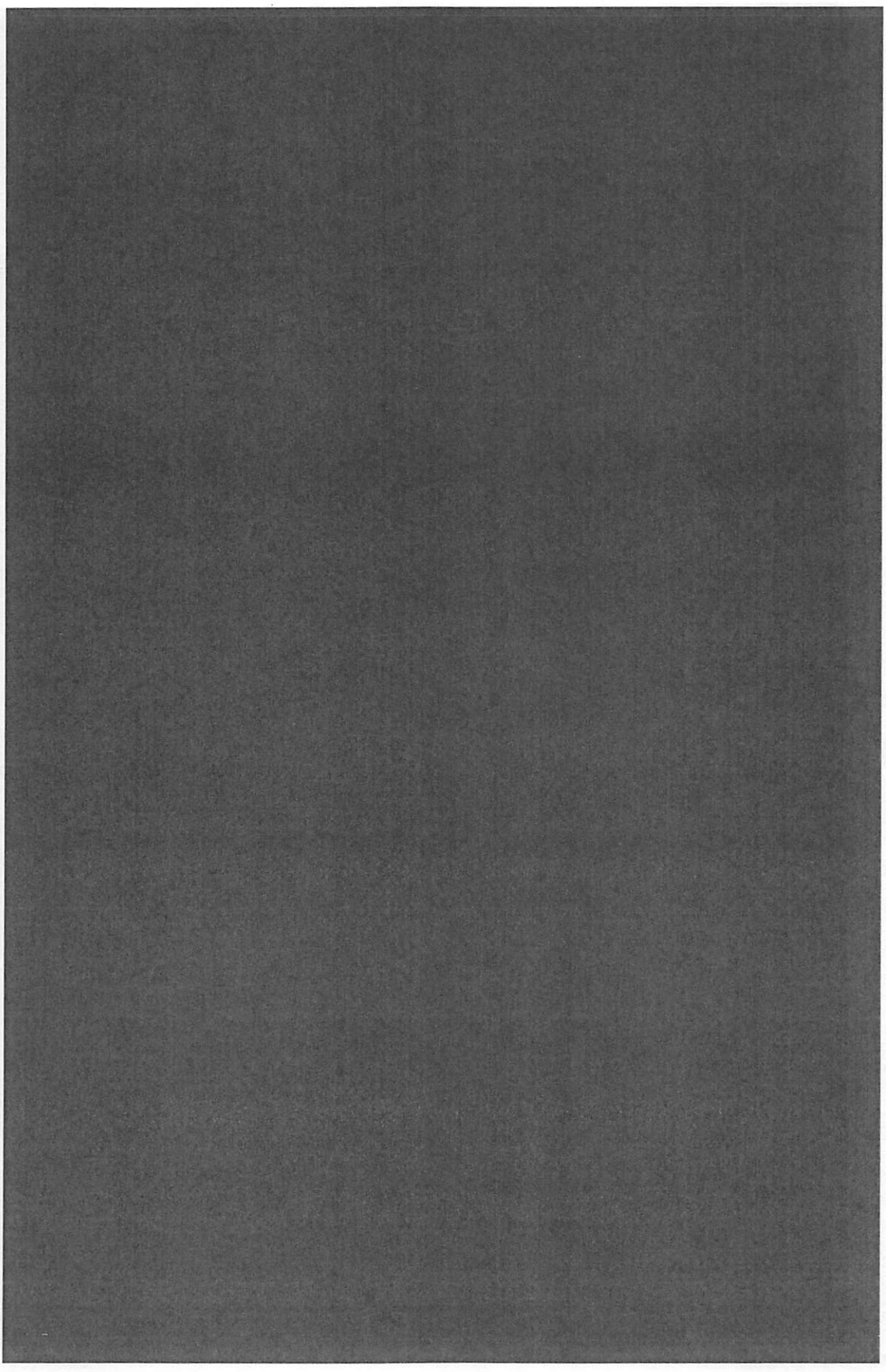
1　民事弁護修習についての民事弁護教官室の指導方針

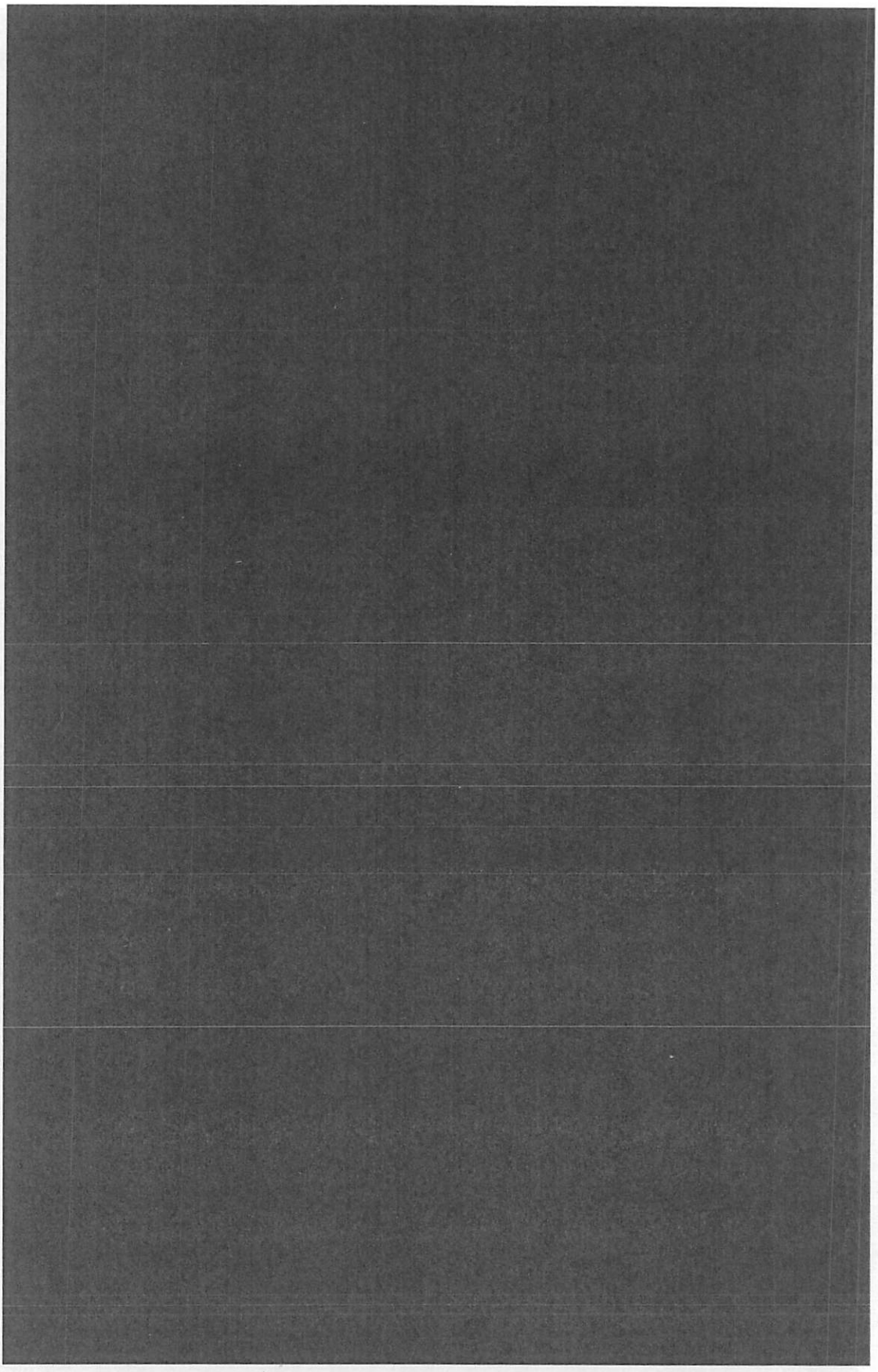




2　弁護実務修習に対して望むこと







[redacted]

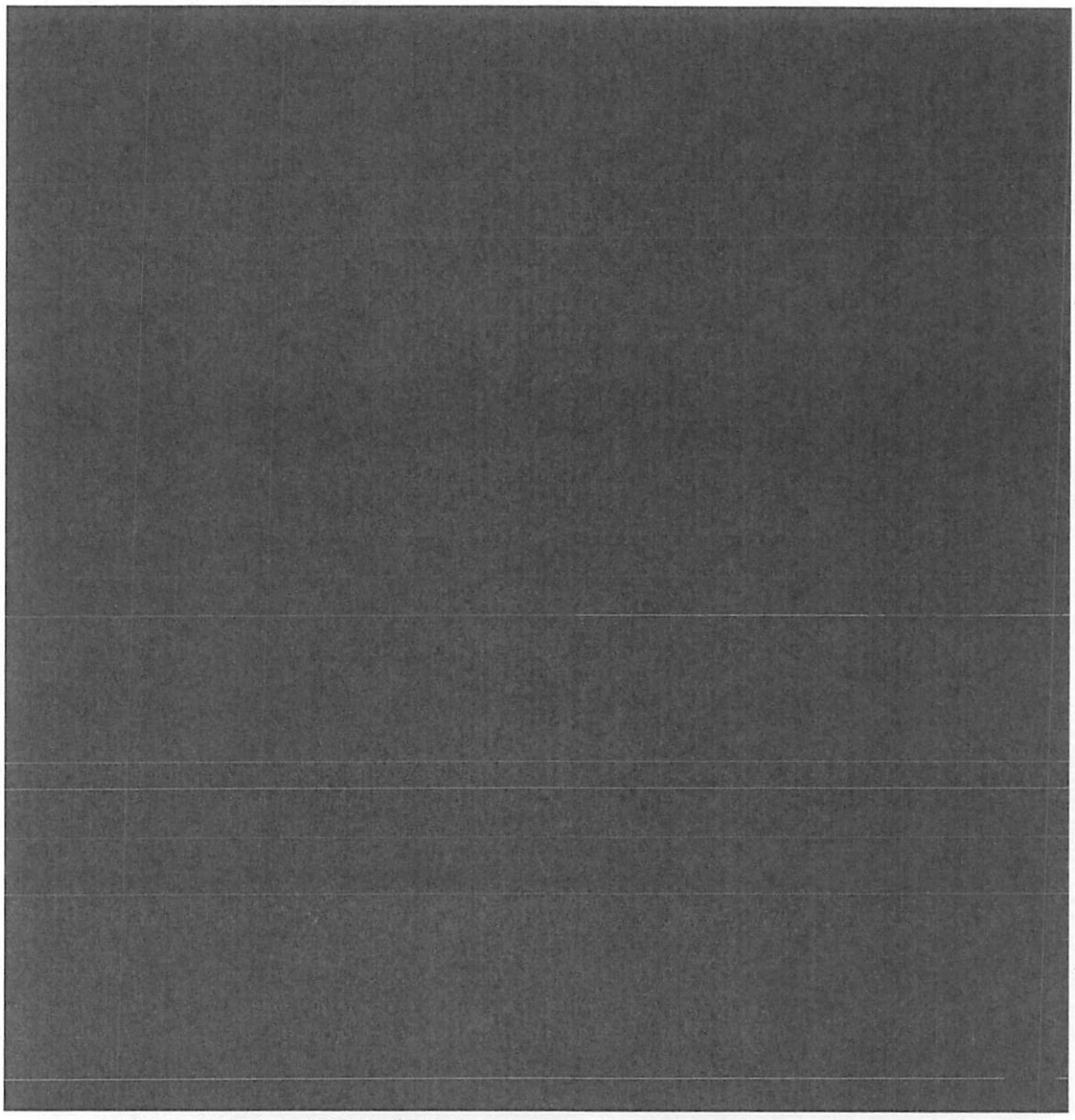
以 上

[redacted]

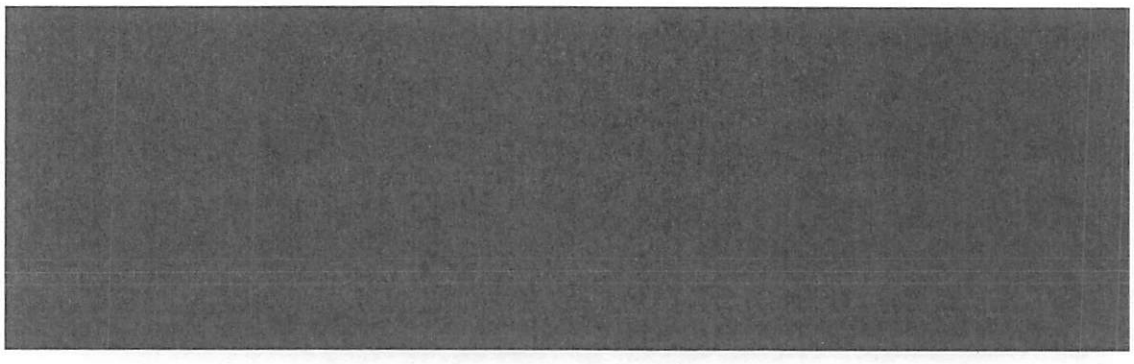
弁護実務修習に対して望むこと

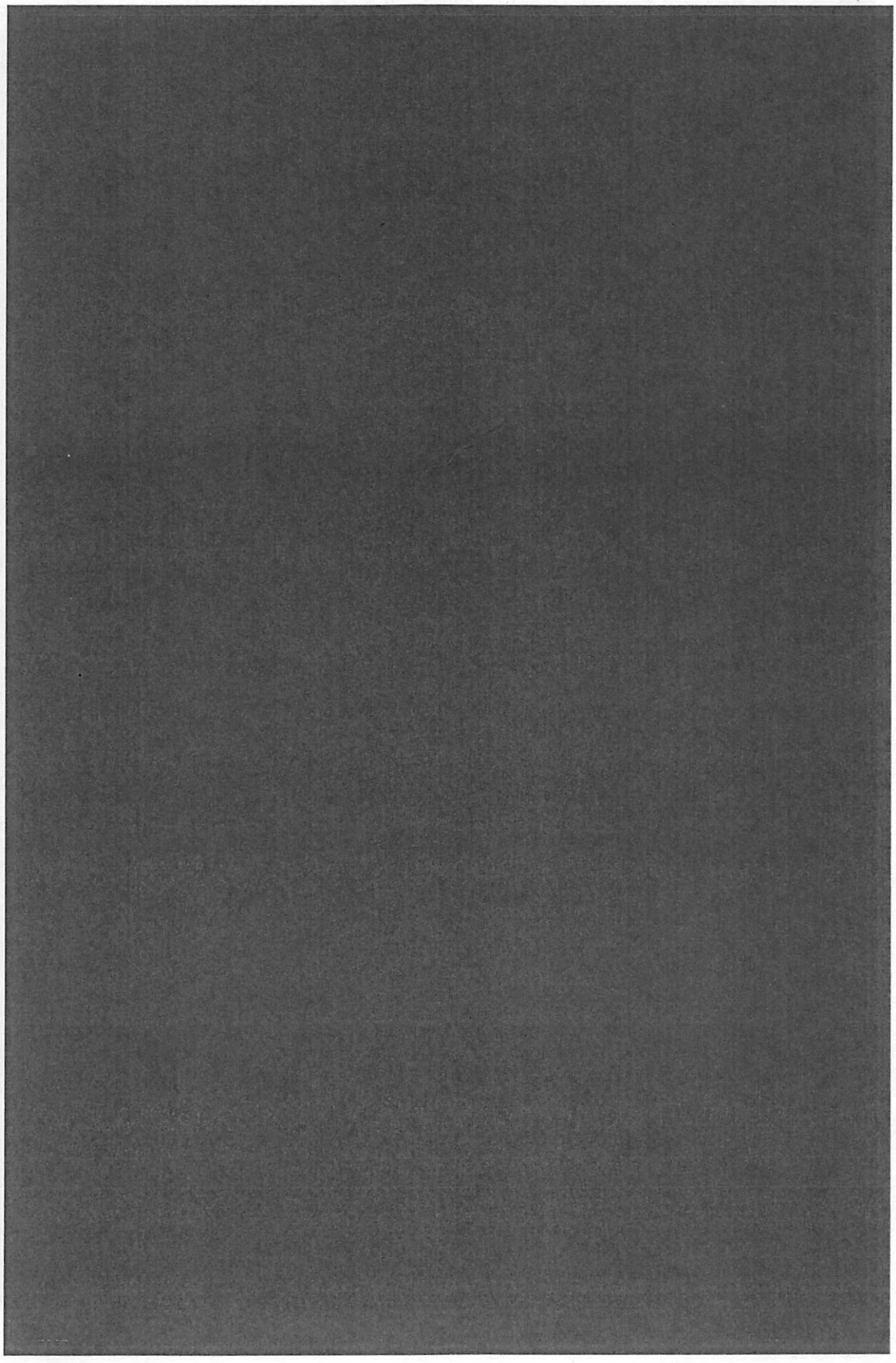
刑事弁護教官室

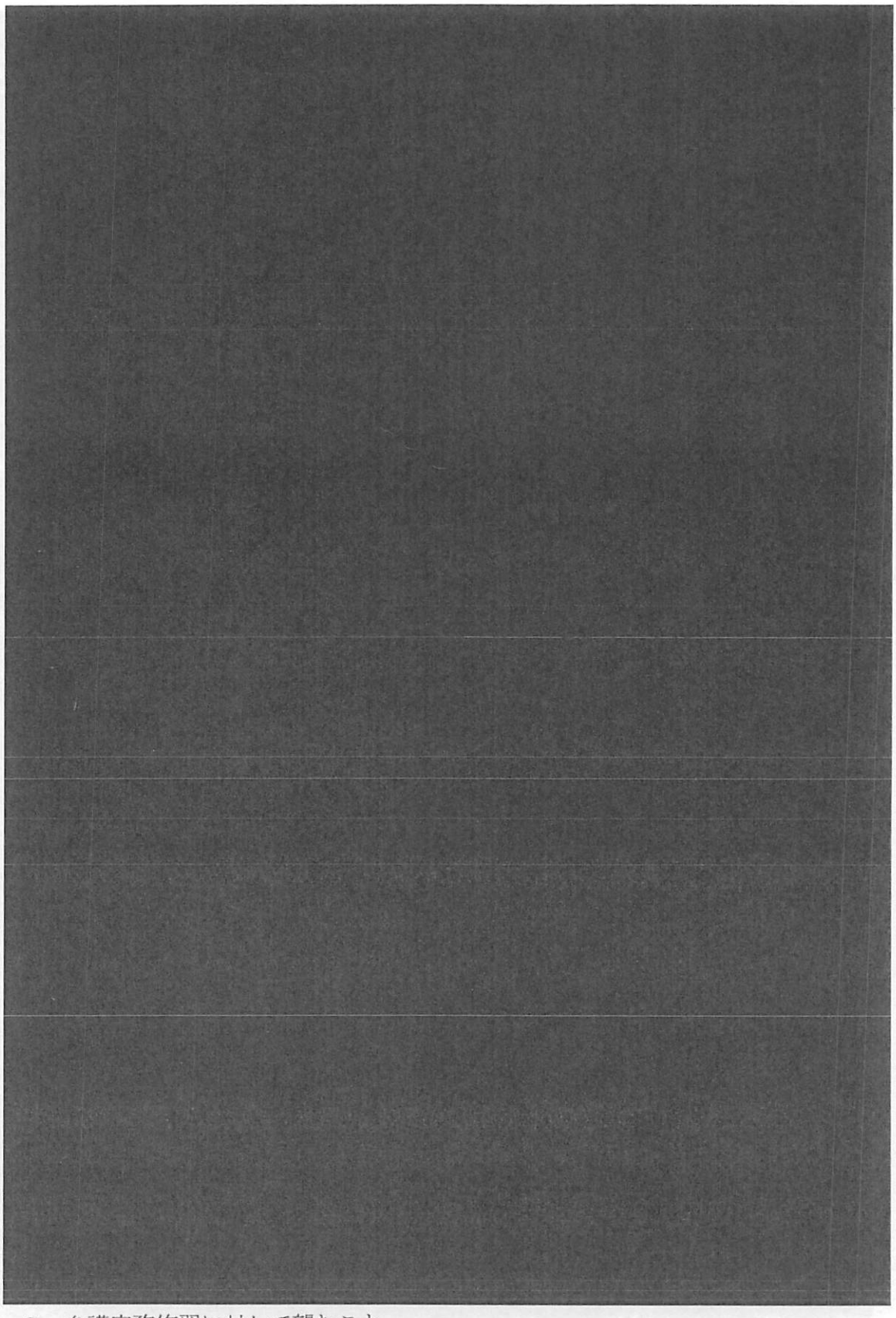
1　刑事弁護教官室の指導方針



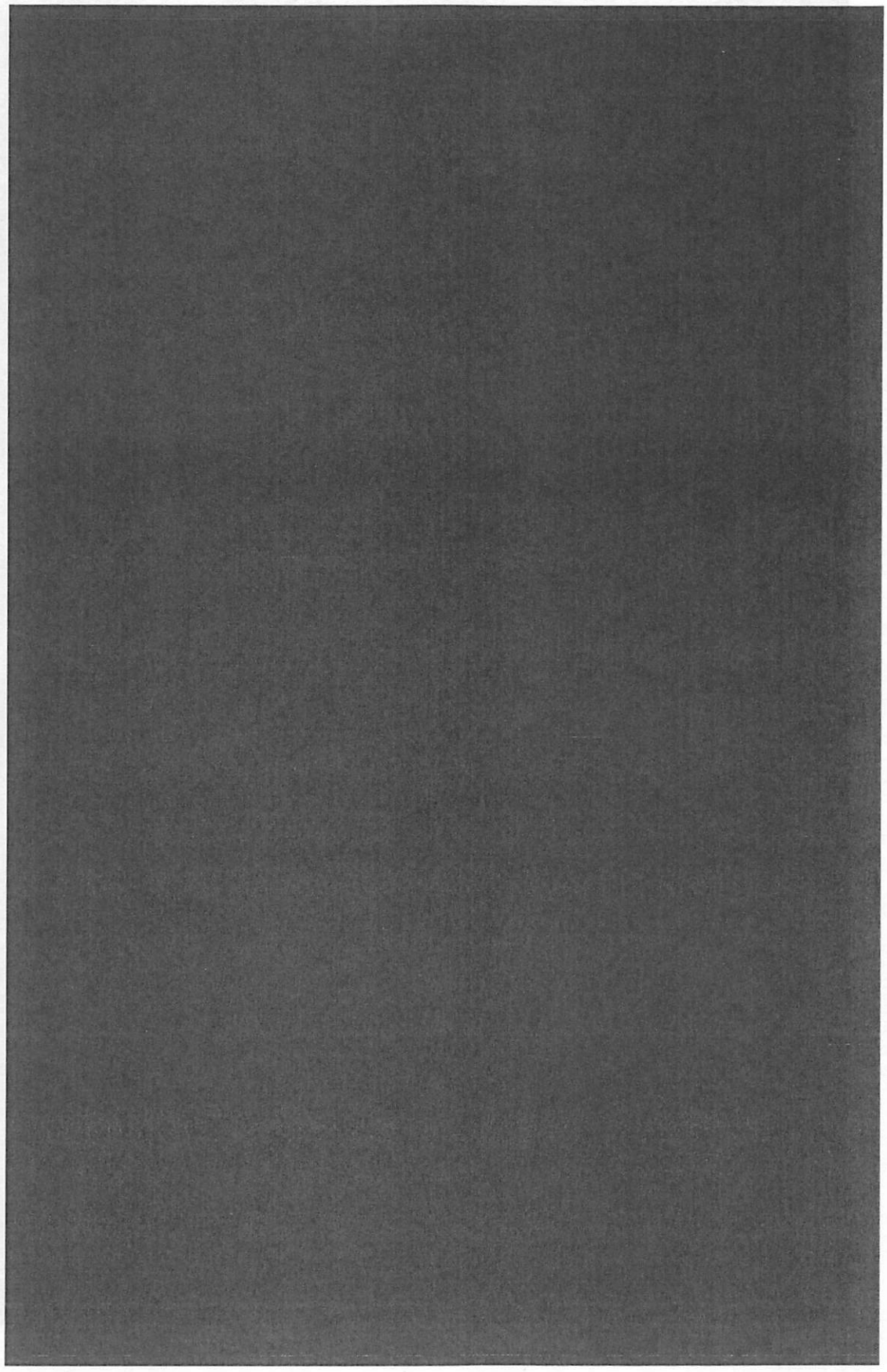
2　刑事弁護教官室の指導内容

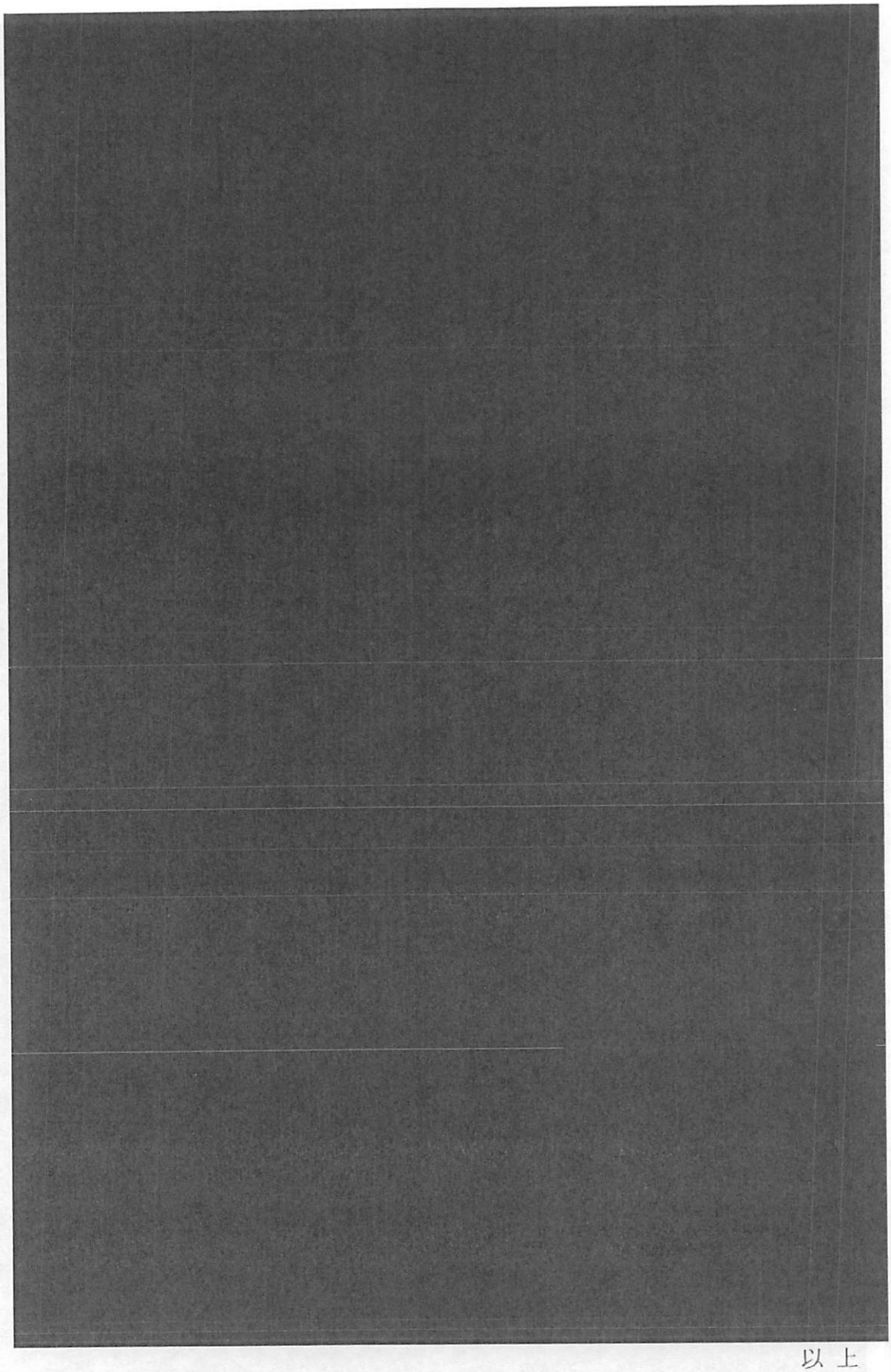






3　弁護実務修習に対して望むこと





以 上

弁護実務修習指導のしおり

平成２９年１２月
日本弁護士連合会　発行

〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話　03-3580-9841（代）